

自己点検・評価報告書

平成 20 年 4 月 30 日

東洋大学法科大学院

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	5
第1分野	運営と自己改革	5
1 - 1 - 1	法曹像の周知	5
1 - 2 - 1	自己改革	9
1 - 3 - 1	情報公開	13
1 - 4 - 1	法科大学院の自主性・独立性	16
1 - 4 - 2	学生への約束の履行	18
1 - 5 - 1	特徴の追求	21
第2分野	入学者選抜	24
2 - 1 - 1	入学者選抜基準等の規定・公開	24
2 - 1 - 2	入学者選抜の実施	26
2 - 2 - 1	既修者選抜基準等の規定・公開	30
2 - 2 - 2	既修者選抜の実施	32
2 - 3 - 1	入学者の多様性の確保	34
第3分野	教育体制	36
3 - 1 - 1	専任教員の数	36
3 - 1 - 2	専任教員の必要数	38
3 - 1 - 3	実務家教員の割合	42
3 - 1 - 4	教授の比率	43
3 - 1 - 5	教員の年齢構成	45
3 - 1 - 6	教員のジェンダー構成	47
3 - 2 - 1	担当授業時間数	49
3 - 2 - 2	教育支援体制	53
3 - 2 - 3	研究支援体制	54
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	56
4 - 1 - 1	FD活動	56
4 - 1 - 2	学生評価	61
第5分野	カリキュラム	65
5 - 1 - 1	科目設定・バランス	65
5 - 1 - 2	科目の体系性・適切性	73
5 - 1 - 3	法曹倫理の開設	78
5 - 2 - 1	履修選択指導等	79
5 - 2 - 2	履修登録の上限	82
第6分野	授業	84

6 - 1 - 1	授業計画・準備	84
6 - 1 - 2	授業の実施	87
6 - 2 - 1	理論と実務の架橋	91
6 - 2 - 2	臨床教育	96
第7分野	法曹に必要な資質・能力の養成	99
7 - 1 - 1	法曹養成教育	99
第8分野	学習環境	105
8 - 1 - 1	施設・設備の確保・整備	105
8 - 1 - 2	図書・情報源の整備	113
8 - 2 - 1	学習支援体制	116
8 - 2 - 2	学生へのアドバイス	119
8 - 2 - 3	カウンセリング体制	123
8 - 2 - 4	国際性の涵養	125
8 - 3 - 1	クラス人数	128
8 - 3 - 2	入学者数	130
第9分野	成績評価・修了認定	133
9 - 1 - 1	厳格な成績評価基準の設定・開示	133
9 - 1 - 2	成績評価の厳格な実施	141
9 - 1 - 3	成績評価に対する異議申立手続	145
9 - 2 - 1	修了認定基準等の設定・開示	147
9 - 2 - 2	修了認定等の適切な実施	150
9 - 2 - 3	修了認定に対する異議申立手続	152
第4	その他	153
別紙	学生数及び教員に関するデータ	
別紙	教員個人調書	

第1 法科大学院の基本情報

1. 大学(院)名 東洋大学専門職大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 法務研究科(法科大学院)
法務専攻 専門職学位課程
3. 開設年月 平成16年 4月
4. 当該大学院課程の教学責任者

氏名 小林博志
所属・職名 法務研究科
教授(院長)
連絡先 03-5844-2419

5. 認証評価対応教員・スタッフ

平成19年度自己点検・評価委員が対応。

氏名 根森 健
所属・職名 法務研究科
教授(院長補佐)
役割 自己点検・評価委員長
全体FD会議議長
連絡先 03-5844-2416

氏名 三谷忠之
所属・職名 法務研究科
教授
役割 自己点検・評価委員
教務委員長
連絡先 03-5844-2438

氏名 相川 修
所属・職名 法務研究科
教授

役割 自己点検・評価委員
入試委員長

連絡先 03-5844-2428

氏名 藤村知己

所属・職名 法務研究科
教授

役割 自己点検・評価委員
学生生活委員長

連絡先 03-5844-2428

氏名 盛岡一夫

所属・職名 法務研究科
教授

役割 自己点検・評価委員

連絡先 03-3945-7438

(平成20年度法学部へ転属)

氏名 小杉公一

所属・職名 法務研究科
教授

役割 自己点検・評価委員

連絡先 03-5844-2417

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

本法科大学院は、自己点検・評価を行う組織として、法科大学院自己点検・評価委員会を設置している。当該委員会は、法科大学院教授会及び大学の大学評価統括本部（法科大学院）¹：〈本部長 教学担当常務理事、副本部長 学長・法科大学院長〉と連携して、法科大学院の教育及び管理運営事項などについて自己点検・評価を行い、その結果を公表するものである。そして、文部科学省の認証を受けた評価機関による評価を受ける場合に、その事務処理を行うものである。

本法科大学院は、平成18年1月17日の教授会で法務研究財団の評価を受けることを決定し²、その時期については、平成18年8月4日の臨時教授会で平成20年度前期に同財団の調査を受けることを決定した³。

そして、平成19年5月29日に自己点検・評価委員会を開催し、院長からの本法科大学院で検討すべき重要事項の説明を受けて、自己点検・評価報告書作成のための各委員の分担を次のように決めた⁴。ただし、分担事項が多い、三谷忠之委員（教務委員長）担当の教務関係分野については、平成19年6月12日の教務委員会でさらに他の教務委員に分担され、それを三谷委員が最終的にとりまとめる形で行われた⁵。

第1分野：根森 健 自己点検・評価委員長・院長補佐

第2分野：相川 修 自己点検・評価委員、入試委員長

第3分野：小林博志 院長

第4分野：根森 健 自己点検・評価委員長・院長補佐

第5分野：三谷忠之 自己点検・評価委員、教務委員長

第6分野：三谷忠之 自己点検・評価委員、教務委員長

第7分野：小杉公一 自己点検・評価委員

第8分野：藤村知己 自己点検・評価委員、学生生活委員長

第9分野：三谷忠之 自己点検・評価委員、教務委員長

盛岡一夫 自己点検・評価委員

¹ 「大学評価統括本部（法科大学院）組織図」（資料1）参照。

² 平成18年1月17日の教授会議事録（現地調査時閲覧）p3参照。

³ 平成18年8月4日の教授会議事録（現地調査時閲覧）p2参照。

⁴ 平成19年5月29日の自己点検・評価委員会記録（資料2）p1参照。

⁵ 平成19年6月12日の教務委員会記録（資料3）p1参照。

また、平成 19 年 6 月教授会で、院長から、自己点検・評価報告書の作成のスケジュールなどについての説明があった。分担された委員から出された案の検討は、平成 19 年 6 月 24 日から始まった。なお、第 6 分野の「授業の実施」の資料については 11 月教授会にて教務委員長から個別的に申し出てもらいたいという調査依頼を行い、また、平成 20 年 3 月 11 日に、それから同年 4 月 2 日に補充的な調査を行った。自己点検・評価報告書の原案の細部は、平成 20 年 3 月の委員会で詰められた。自己点検・評価委員会は、平成 20 年 3 月 11 日の委員会で原案の骨子を確定し、同年 3 月 18 日を経て、同年 3 月 31 日の委員会で原案を確定した。その間、3 月に法務研究財団主催の法科大学院認証評価シンポジウムが行われたが、これなども参考にした。そして、31 日に確定した自己点検・評価報告書は同年 4 月 7 日から専任教員に配布し、同年 4 月 8 日本年度第 1 回法科大学院教授会において、自己点検・評価報告書原案を改めて全専任教員に配布し、最終的な意見を求め、了解を得た。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。

1. 現状

(1) 養成しようとする「法曹像」

東洋大学では全学的に学祖井上円了の建学の理念、「余資なき者、優暇なき者」つまり、「庶民・一般大衆」に、「広義の哲学(=百般事物についての原理、原則を体系づけた『智』を愛すること)の教育」を行うことを受け継いでいる。本法科大学院においては、このような建学理念こそ、今般の司法制度改革での「国民生活上の医師(ホームドクター)」としての法曹の養成にあたる法科大学院に相応しいものと考え、全ての在學生に「社会に生起する種々な問題に対し、広い関心と優れた人権感覚を併せ有するとともに、責任感や倫理観を修得させる」こととし、国民生活と深く関わる各種紛争、特に生活に密着した家族紛争、医療過誤事件、建築瑕疵事件、交通事故といった民事紛争に、国民の身近にあって真摯に取り組む、「専門訴訟に強い法曹の育成」を目指し、また、人々が生きていくため、充実した生活を構築していくための経済活動という視点から、「企業法務に強い法曹の育成」を目指すことにした⁶。

本法科大学院では、こうした法曹養成教育を視野に入れ、授業科目を配置し、開設当初から、理論と実務を架橋する教育を行うことを目指している。

こうした養成を目指す法曹像について、現在の本法科大学院ホームページ(本報告書では、以下、HPと記す)上(「法科大学院案内」「教育理念」「東洋大学法科大学院の教育目的」)では、以下のように説明している。

「本法科大学院は、法曹となるのにふさわしい十分な基礎的かつ体系的な学識

⁶ 設置認可申請書(補正)「1. 設置の趣旨及び必要性」-「1-3 教育上の理念、目的」p4参照。

を修得させることを目的とし、明敏な判断力、柔軟な応用力、国際的な視野さらには高度の倫理観と幅広く豊かな人間性を持った法曹を養成する。

本法科大学院では、とりわけ「企業法務に強い法曹」と、「専門訴訟に強い法曹」を養成したい、と考えている。

前者は、民法は当然のこととして、商法、企業法務、国際取引法、知的財産権法などの基礎的科目のほか、倒産法、実務英文契約の法理などの周辺の分野までを扱い、予防・戦略的法務を担う者を養成することに力点を置く。

また、後者については、社会の複雑化・多様化の影響を受け、訴訟も特殊化、専門化する傾向にあることに鑑み、医療事故、建築関係紛争、家事紛争などの専門訴訟に長けた法曹の養成に力を入れる。」⁷

(2) 法曹像の周知

ア このような本法科大学院の目標とする法曹像については、専任教員全員で構成される「全体FD会議」や教授会で、毎年度『法科大学院履修要覧』や入試用『Law School GUIDE BOOK』を作成していく過程で、「教育理念」や「法曹像」の再確認とよりわかりやすい提示に向けての検討などを行っており、その作業を通して、全専任教員には周知・徹底されているといえる。また、平成19年度までは年度の開始にあたって開催された、専任教員・非常勤教員が集まる「全授業担当者会議」で、本法科大学院の「教育理念」や「養成に取り組む法曹像」の周知徹底も図ることにしていた。ただ、次第に同会議に出席する非常勤教員の数が少なくなったため、平成20年度には同会議の開催を取り止め、それに代わる措置として、専任教員・非常勤教員向けに「授業運営について」という文書を作成配付し、その中で、院長あいさつとともに、本法科大学院の教育理念と目的(目標)を掲げ、それに沿った教育を行ってもらうように全授業担当者に依頼し、周知徹底を図ることにした⁸。この文書には事務職員にも目を通してもらい、本法科大学院の「教育理念」や「養成に取り組む法曹像」を改めて確認してもらうようにしている。平成19年度には、外部向けの各種広報パンフレットで、この「法曹像」をどのようにわかりやすく提示

⁷ 本法科大学院 HP「法科大学院案内」「教育理念」「教育目的」(資料4)参照。
(<http://www.toyo.ac.jp/daigakuin/law/info/a02b.html>)

⁸ 平成20年3月28日付「東洋大学法科大学院の目指す法曹像実現に向けた授業運営について(お願い)」(資料5)参照。

するかについて、自己点検・評価委員会や教授会で検討を行い、上記設置申請書の記述を踏まえて、「人権感覚に富んだ法曹」という法曹像をこれまでより強く打ち出すことにした⁹。

イ 在学生に対しては、上述の毎年度配付の『法科大学院履修要覧』（本法科大学院 HP 上から見たり、ダウンロードしたりできる）の最初のところで、本法科大学院の「教育理念と目的」として、養成を目指している法曹像を提示している¹⁰。また、入学時や新年度の学生ガイダンスの折りにもガイダンス事項として取り上げ、きちんと伝えるようにしているし、入学式等での院長あいさつの中でも必ず触れるようにしている。

ウ 入学志望者等学外者は、上述の、本法科大学院 HP 上からも、トップ項目「法科大学院案内」（「教育理念」「教育目的」）の中で、養成を目指す法曹像に触れることが出来るようになっている。また、入学志望者向けのガイド・ブック『Law School GUIDE BOOK 2008』では、「人権感覚に富んだ法曹」「企業法務に強い法曹」「専門訴訟に強い法曹」を目指すことを前面に打ち出している¹¹。それに伴って、「履修プラン」として、「企業法務に強い法曹」養成のための履修プランと「知的財産権に関する専門訴訟に強い法曹」養成のための履修プランとを掲載するなどの試みを行っている（この2つの「履修プラン」は、本法科大学院 HP 上は、「研究科案内」の項で、「履修モデル」という項目で提示されている）。また、各種「大学院ネットやガイド」といった広報の中でも、養成を目指す法曹像を明確に提示している。

2．点検・評価

以上のように、養成しようとする法曹像は、適切であり明確であると考えるが、今後、さらに養成を目指す「法曹像」について教員間で議論を重ね、いっそう分かりやすく提示ができるようにしていきたい。また、その法曹像の周知・徹底についても、

⁹ 平成 18 年 5 月 29 日開催「自己点検・評価委員会議事録」（資料 2）p3、平成 18 年 6 月 5 日開催「教授会議事録」（現地調査時閲覧）参照。

¹⁰ 平成 20 年度履修要覧の「 ．履修要項」p5 参照。

¹¹ 「Law School GUIDE BOOK 2008」p5～6、p8 参照。

非常勤教員を含め全教職員、在学生及び受験生にきちんと伝わるように取り組んでいるが、さらに周知徹底に努めたい。

3．自己評定

B

4．改善計画

本法科大学院のこうした教育理念や教育目的に沿った法曹養成教育を進めるために、カリキュラムの整備と一層の履修指導が必要である。そこで、「2009年度カリキュラム案」として、小林院長より、教務委員会へ、「展開・先端科目」につき、3コースからなる「選択履修コース制」導入の検討が付託され、教務委員会、さらに執行部・教務委員会・各系FD会議長からなる教育課程編成会議（11月27日）で、その方針が確認され、今後教務委員会を中心に、その実施に向けて詰めていくことになった。同コース制案の概要については本報告書「1-5-1」の改善計画の項を参照¹²。

¹² 平成19年11月18日付「教務委員会事項」(資料6)、平成19年11月27日開催「教育課程編成会議記録」(資料7) p2 参照。

1 - 2 - 1 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

1. 現状

(1) 本法科大学院では、発足当初、専門職大学院学則¹³に基づき、教員3名からなる自己点検・評価委員会が設置され、自己改革に当たることが予定されていたが¹⁴、実際には委員が1名であり、実質的には委員会活動は行われていなかった¹⁵。本法科大学院における自己改革への組織的取り組みの整備は、恒常的に自己点検・評価に取り組む法科大学院自己点検・評価委員会の再編・強化から始まった。平成18年2月に新たに4名の教員を増員し、また当初からの1名の同年3月末の退職に伴い、同年4月からは、代わりに1名を加えて、最終的には、平成18年度から組織的に再編強化(5人体制)された形で、FD活動にも取り組んだ。同時並行的に整備されてきたFD会議や教務委員会との十分な連携を図りながら、懸案の自己点検・評価の厳格な実施とその結果の公表という課題に取り組み、平成18年11月には、『自己点検・評価報告書』¹⁶をまとめ上げ、日弁連法務研究財団の「トライアル評価」に臨んだ。この経験を生かし、平成19年度には、新設の院長補佐を委員長にあて、新たに実務家教員1名を加え、メンバーを一新して6人体制(さらに院長がオブザーバーとして参加)で運営することになった¹⁷。主として、平成20年度に本法科大学院が受ける法務研究財団の外部評価を機会に、上記「トライアル評価」の結果を踏まえて、改めて自己点検・評価を行いながら、『自己点検・評価報告書』¹⁸のとりまとめに取り組んでいる。

(2) 本法科大学院における教育内容・方法の改善に取り組むFD体制の整備も、平成18年度には公法系、民事系、刑事系毎のFD会議の活動に支えられて進み、

¹³ 専門職大学院学則(現地調査時間覧)第2条参照。

¹⁴ 設置認可申請書(補正)「8-1 実施体制」参照。

¹⁵ 平成18年11月30日付「自己点検・評価報告書」(資料8) p6参照。

¹⁶ 平成18年11月30日付「自己点検・評価報告書」(資料8)

¹⁷ 平成19年度法科大学院委員名簿(資料9)参照。

¹⁸ 平成20年4月30日付「自己点検・評価報告書(本書)参照。

同年 11 月には、東洋大学専門職大学院学則第 4 条¹⁹に基づき、東洋大学法科大学院 F D 会議実施規則²⁰を制定し、それを踏まえて平成 19 年度にはその体制・活動内容の充実に取り組んだ。本法科大学院の現在の F D 活動体制は、専任教員全員を構成員とする「全体 F D 会議」と公法系、民事系、刑事系からなる「各系 F D 会議」とからなる（なお、上記「実施規則」上は、かつて置くことになっていた「選択科目 F D 会議」は、構成メンバーが盛岡教授 1 人となったため廃止し、同教授は、「民事系 F D 会議」に平成 19 年度は加わるようになった）。

全体 F D 会議は、平成 19 年 4 月からは、新設の院長補佐を議長に据え、教授会に準じる重要組織の性格を明確にする（「拡大 F D 会議」からの名称変更にも反映している）とともに、原則として毎定例教授会後に開催することとし、法科大学院教育全体に関わる諸問題や各系 F D 会議や教授会構成員から上がってくる問題を取り上げて議論を深め、決定を要するものについては教授会へ送っている。平成 19 年度には、学生授業評価アンケートの実施方法、結果、学生への公表の方法、教員からのコメントの学生開示など、学生に対するメンタルケアや学習支援体制、修了生からの意見聴取、新司法試験問題と法科大学院教育、シラバスの改善などについて論じた²¹。

各系 F D 会議については、民事系 F D がほぼ毎月行われ、各開講科目間の内容の確認・調整、各種試験問題のチェック、成績評価などについて、取り組んだ。なお、民事系 F D 会議には、派遣裁判官も数回出席している。刑事系・公法系については、必要に応じて随時行われたが、民事系 F D 会議と比較すると、多少取り組みが遅れている²²。

(3) 他に、本法科大学院の自己改革組織として、学生からの積極的提案を受け止めるものとして、「学生オンブズ制度」の設置が予定されていたが²³、もっと学生が要望や意見や批判などの提案を自由に言える制度はないかと考えた末、現在は、「学

¹⁹ 東洋大学専門職大学院学則（現地調査時参照）第 2 条参照。

²⁰ 東洋大学法科大学院 F D 会議規則 参照。

²¹ 全体 F D 会議記録参照。その検討の成果として、学生授業評価アンケート関連各種改善やシラバス内容の改善がある。

²² 各系 F D 会議記録 参照。

²³ 設置認可申請書（補正）「8-4 学生オンブズ制度」参照。

生オンブズ制度」に代わるものとして、学生からの要望や意見を真摯に受け止めるためのものとして、本法科大学院独自の学生からの匿名の要望・意見を受け付ける制度「提案箱」(原則として毎月1回開箱)が設けられ、それを研究者教員と実務家教員の5名(院長補佐がオブザーバーとして参加)からなる学生生活委員会が適切に管理を行っている。具体的には、同委員会で、提案箱に寄せられた学生からの要望・意見を、自ら検討して改善等の対応策を作成したり、また要望の内容によっては専門の教務委員会等へ回付し検討を求めたりし、その検討結果を学生に掲示して知らせるといった形で運営されている。また、提案箱に寄せられた提案の内容とその検討結果については教授会に報告されている。

(4) 教務委員会、入試委員会、学生生活委員会、執行部会、教授会も、上記の自己改革組織と連携を計りながら、カリキュラムの見直し、厳格な成績評価と公正な成績評価の実施、シラバスの充実、事前教育の充実、入試等の広報活動の充実等々の課題に取り組み、本報告書の関連項目で報告されているような種々の成果を上げている。

(5) 東洋大学全体の自己改革組織と自己改革企画への参加：東洋大学全体としても、自己改革組織として、従来の「教育研究に関する評価・改善・企画委員会²⁴」、「東洋大学自己点検・評価委員会²⁵」に加えて平成19年4月に「東洋大学FD委員会²⁶」も設置され、自己点検・評価やFD活動の充実に取り組む制度・組織の整備・充実に取り組んでいる。平成19年度は東洋大学自己点検・評価委員会の第期の最終年度にあたり、委員会規則に基づき委員長が参加を必要と認める委員という資格で、本法科大学院も委員を出すことになり、根森法科大学院自己点検・評価委員会委員長が委員として、毎月の会議に出席し、部局としてのFD活動の報告を行った。また、新たに動き出した東洋大学FD委員会に法科大学院も相川教授を送っている。全学の自己改革活動としては、平成19年7月に「平成19年度全学プレゼンテーション」(中期目標・中期計画報告会)が行われ、本法科大学院について

²⁴ 教育研究に関する評価・改善・企画委員会規程(資料10)参照。

²⁵ 東洋大学自己点検・評価委員会規程(資料11)参照。

²⁶ 東洋大学FD委員会規程(資料12)参照。

も小林院長が報告を行った²⁷。また、秋には、「全学学部FD活動報告会」が行われ、法科大学院からは根森全学自己点検・評価委員会委員と相川全学FD委員会委員が出席した。また、平成20年2月下旬には、「全学大学院FD活動報告会」が開催され、本法科大学院につき、小林院長が報告を行った²⁸。なお、当日の報告は、後に2月25日開催の本法科大学院全体FD会議で配付され、院長からその概要の口頭での説明も行われた。

2．点検・評価

以上のように、本法科大学院では、平成18年度、19年度に、急速に自己改革を目的とした組織・体制の整備・充実が進んだ。小さな組織であることを活かして、かなり充実した活動を行うことが出来たと評価できる。自己点検・評価委員会では、平成18年度、平成19年度と、続けて『自己点検・評価報告書』をまとめることができた²⁹。「全体FD会議」としては、とりわけ「学生授業評価アンケートの実施の改善・公表の進展」に大きく寄与することができた。

3．自己評定

B

4．改善計画

平成19年度の活動の水準を維持しつつ、特に、公法系・刑事系での各系FD会議の一層の充実をはかる。

平成20年度には、全体FD会議議長と自己点検・評価委員会委員長の担当者を別にし、各自己改革組織の独立性・独自性を高めつつ、より高度な連携を求めていく。

²⁷ 平成19年7月21日付「法科大学院の中期目標・計画」(資料13)参照。

²⁸ 平成20年2月22日付「法科大学院におけるFD活動」(資料14)参照。

²⁹ 平成18年11月30日付「大学基準協会 大学評価(認証評価)申請用調書 点検・評価報告書(抜粋)」(資料15)および本報告書 参照。

1 - 3 - 1 情報公開

(評価基準)教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

1. 現状

(1) 教育活動等に関する情報の開示

ア 本法科大学院では、教育活動等に関する情報は、インターネット上の法科大学院HP³⁰及び東洋大学HPで学内外に開示されている。また、在学生等に対しては、東洋大学Web情報システム掲示板、学内掲示板、配付物でも開示している。

本法科大学院HP上では、「Topics」という項目で、種々の情報がアップ・トゥ・デートに開示されている(各種コンテンツの更新情報や新司法試験の結果や白山第2キャンパス新規利用計画など)。さらに、法科大学院HPがカバーする情報のコンテンツは、法科大学院案内：院長あいさつ、教育理念、沿革、研究科案内：特徴、カリキュラム、履修モデル、教員プロフィール、アカデミックアドバイザー(という学生の学習支援スタッフ)、施設・設備、アクセスガイド、受験生向け：入試について、受験要項(募集要項・出願書類、ガイドブック)、合格発表、学費・奨学金、過去問題、在校生向け：時間割、履修要綱(履修要覧)(教育)課程表、履修のしおり、授業開講スケジュール、学生生活、修了生向け：証明書発行、と多岐に及び、広く学外者もアクセスできるようになっている。

また、開講授業科目のシラバス等については、東洋大学HPからリンクされた「東洋大学Web情報システム」³¹で一括管理する形になっている。そちらから、在学生も学外者もアクセスできるようになっている。

イ 入試関係情報については、上記、募集要項・出願書類やガイドブック等は印刷物も用意されており、受験生が容易に入手できるようになっている。また、学内に対しては、東洋大学報や法学部生向けガイダンス、東洋大学Web情報システムによる「入試説明会」にて周知、学外に対しては、学外合同進学説明会、新聞連合広告、

³⁰ 本法科大学院HP <http://www.toyo.ac.jp/daigakuin/law/> (資料16)参照。

³¹ 東洋大学Web情報システム <http://euniup.toyo.ac.jp/up.html> (資料17)参照。

ネット広告、入試説明会などの広報活動を通して、広く本法科大学院についての情報開示を行っている。ガイドブックも年度ごとに最新情報に改訂している。

ウ 本法科大学院の教育活動等については、認可申請時に、自己点検・評価に関する報告書、すなわち「東洋大学法科大学院教育研究報告書」を作成し、公表し社会の評価に委ねることが約束されていたが³²、平成 18 年度までは実現できなかった。平成 19 年度には、その約束の実現の第 1 歩として、FD 活動や各種委員会活動報告について「東洋大学法科大学院平成 19 年度教育・研究活動報告」を本法科大学院紀要である『白山法学』第 4 号（2008 年 3 月 31 日発行）に掲載した³³。

エ 教授会その他の委員会、FD 会議の議事録などは、作成されているが、公開はしていない。

（2）教育活動等についての学内外からの質問・提案への対応

教育活動等についての学内外からの質問・提案への対応は、教務事項については教務委員会、入試関係事項については入試委員会、そして、学生生活関係については学生生活委員会が、それぞれ対応することになっている。その他の事項については、院長・院長補佐・教務委員長・入試委員長にて組織された執行部会³⁴が対応にあっている。質問・提案とそれへの対応の結果については、いずれも教授会に報告することになっている。毎年度受験生からの問い合わせがあり、これについては大学院教務課（法科大学院）（以下「事務局」という。）の窓口を中心に適切に対応しており、その一端は、入学予定者アンケート結果において、伺い知ることができる³⁵。ただし、問い合わせや質問の取り扱いの基準については、特に設けられてはいない。

2. 点検・評価

³² 「設置認可申請書（補正）」8 - 5 結果の活用・公表」及び「9 情報提供」参照。

³³ 平成 20 年 3 月 31 日発行「白山法学」第 4 号（資料 18）p 215-227 参照。

³⁴ 平成 20 年度法科大学院委員名簿（資料 19）参照。

³⁵ 平成 20 年 3 月 15 日実施「『平成 20（2008）年度入学予定者アンケート』集計（資料 20）参照。

上記のように、教育活動等に関する事項の情報は、できるだけ学内外にHP等で広く公表し、PDF などから印刷したり、パンフレット等の印刷物として容易に入手できるようにしている。平成 19 年度の課題として、情報の広い公表とできるだけ迅速な情報提供をモットーに改善に取り組んできた結果、かなりその目標を果たすことが出来たと言える。

3．自己評定

B

4．改善計画

上述のように、教育活動のうち、FD活動や各種委員会活動等につき、その活動報告を「白山法学」第4号に掲載することはできた。学生授業評価アンケートの概要の外部公表等を含め、平成20年度には、HP上で、本報告書を含め、「自己点検・評価報告書」的な形でまとめたものを公表する方向で検討している。

1 - 4 - 1 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1. 現状

本法科大学院では、東洋大学専門職大学院学則に基づいて、法科大学院教授会そして法科大学院院長及び院長補佐という職が設けられている³⁶。教授会は、最高意思決定機関として、院長を議長として運営され、みなし専任教員も教授会の構成員であり、審議・決定に加わっている。本法科大学院教授会は、本学の既存の研究科委員会とは異なり、学部教授会と同じく、人事権や予算権も有する。教授会では、教授・准教授・講師の選考に関する事項、学生の入学、休学、退学、進級、修了等に関する事項、学生の表彰及び懲戒に関する事項、学位の授与に関する事項及びその他、教育研究に関する重要事項を審議し決定している。かかる事項についての審議及び決定は、学校法人から独立して行われ、その結果については十分に尊重されている。例えば、院長は教授会の互選により選出される³⁷。また、退職教員の補充や新規増員(平成19年3月退職5名分、平成19年4月新規1名分、同20年3月退職2名分)についても、教授会で審議し決定し、それは学校法人によって何の問題なく認められている。さらに、平成18年4月1日からは、本法科大学院は白山第2キャンパスA棟に移転し、そこに独自の会議室などがあり、教授会や各種委員会が常時開催できるようになり、この意味でも、本法科大学院の独立性は強まった。

2. 点検・評価

本法科大学院においては、教育活動の重要事項は、自主性・独立性をもって意思決定され、運営されている。

³⁶ 東洋大学専門職大学院学則 (現地調査時閲覧) 参照。

³⁷ 法科大学院長選出に関する内規(資料21)参照。

3 . 自己評定
合

4 . 改善計画
特になし。

1 - 4 - 2 学生への約束の履行

(評価基準)法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1. 現状

まず、現在の本法科大学院HPで本研究科の特徴として、或いは入学志望者に約束した事項として挙げられる、法律基本科目群の充実、理論と実務を両輪とした法律実務基礎科目の配置といったカリキュラム上の約束については、ほぼその約束を果たしている。

しかしながら、平成19年度春学期において、基礎法学・隣接科目群の「法と経済」の担当予定者の国内研究にともない不開講、また、秋学期において、展開・先端科目群の「実務英文契約の法理」と「金融商品取引法」(いずれも2単位)の2科目について、適任者が調整つかず、不開講となった。なお、平成20年度においては、3科目とも開講でき、解決した。

次に、法曹養成の万全なサポート体制としては、平成19年度までのHP上は、(2学期制のセメスター制の下での)段階的修得のできるカリキュラム、ひとりひとりの学習カルテ、補習体制を組む、(クラス担任制などでの)個別指導を心がけること、(法曹としての能力養成の集大成としての)直前指導、判例データベースの完備が上がっていた。そのそれぞれにつき約束は履行されている。中でも、平成19年度に特に本法科大学院として取り組んできたのは、及びの整備・充実ということであった。学生ひとりひとりの学習カルテの記述の充実や当該学年に受講する授業担当者によるクラス担任制の一層の実質化を図った。その他、オフィスアワーの整備も行われ、学生に公表されている³⁸。但し、みなし専任教員については、メールなどによる事前アポイントを前提としている³⁹。また、オフィスアワーの実施曜日上のバラツキが見られるので組織としてさらに充実・徹底に臨む余地は残っている。

こうして約束した本法科大学院の法曹養成教育上の特徴(約束)について、日々見

³⁸ 法科大学院時間割(平成20年度春学期・秋学期)参照。

³⁹ 平成20(2008)年度東洋大学法科大学院専任教員一覧<メアド・オフィスアワー等>(資料22)参照。

直しも行われ、より適切な特徴提示にも取り組んでいる。その反映として、「Law School GUIDE BOOK 2008」や平成 20 年度の本法科大学院のHP上の「研究科案内」の項では、教育体制の特色（特徴）として、入学前から事前教育を実施、新しいカリキュラムでの教育、少人数教育を徹底、一人ひとりの学習カルテの作成、オフィスアワーやガイダンスが充実、アカデミックアドバイザーによる学習支援、先端分野の講演会を実施、を挙げている。本法科大学院における未修者教育の重視に伴った「特色」の反映である。既に、については、平成 19 年度は、平成 20 年度 A 日程入試合格者に対しては 8 回、B 日程入試合格者には 3 回という形で「プレスクーリング」という名称で「入門・導入教育」が行われ学生にも概ね好評であった⁴⁰。また、の少人数教育については、これまでも、全科目ではないが、同一科目の 2 クラス化を追求してきた。既に、2 年次・3 年次履修対象の必修科目である全ての法律基本科目では 2 クラス制が徹底されている。平成 20 年度には、1 年次向け必修科目（法律基本科目群と法律実務基礎科目の「法情報調査・法文書作成」）についても「民法」を除き 2 クラス化が図られることになった。このように本法科大学院の教育体制の特色としては、「補習教育」から「少人数教育の徹底」へと特色の重点の移動を行っている。また、平成 19 年度まで掲げていた特徴の 1 つ「（法曹としての能力養成の集大成としての）直前指導」については、教授会において法科大学院のあり方を審議した結果、平成 20 年度については、特別な直前指導は行わないことを決定した。

2. 点検・評価

ここでは、上記以外として、幾つかのことを点検しておくことにする。その他に、「双方向・多方向授業の実施」も法科大学院教育の特色である。法律基本科目などでは、必要な知識の提示とのバランスを図ることがどこでも課題となっているが、本法科大学院でもそうした課題を抱えつつも、同科目群でも、また実務基礎科目や演習的要素の強い科目では双方向・多方向授業がかなり行われるようになってきたと言える。とはいえ、その質量をさらに高めていくように、個々の教員の一層の努力とともに、組織としてなお努力する必要がある。双方向授業・多方向授業については、学生授業評価アンケートなどで評価の高い同僚教員の実践に学ぶことも多い。その意

⁴⁰ 平成 20 年 3 月 15 日実施「『平成 20（2008）年度入学予定者アンケート』集計（資料 20）参照。

味もあって、「授業参観週間」なども平成 19 年度秋学期には正式に導入したが、その実施率は低かった。今後の改善課題である。

また、「厳格な成績評価」の実施も、学内外との重要な約束である。本法科大学院では、平成 18 年度に、G P A 基準に基づく進級判定制度を導入した。G P A 導入により、成績評価の基準の明確な提示とそれに即した実施、及び成績評価に対する異議申立制度の整備とその公正な実施の必要性は、その説明責任とともに、一層高まったと言える。そのため、本法科大学院では、平成 19 年度秋学期に、成績評価基準のうち学生に公開されていなかった成績評価 S ~ C の「評価の割合」についても公開して掲出するとともに、授業担当者あてに成績評価基準運用の徹底を図った⁴¹。また、平成 20 年度には、学生向けの「履修要覧」で G P A に基づく成績評価についてわかりやすく説明を行うように記述を改善する一方、授業シラバス作成に当たっては、全授業担当者に成績評価の対象の明示や成績評価基準の明示を依頼するなどの取組を行っている⁴²。

3．自己評定 合

4．改善計画

双方向授業・多方向授業については、「授業参観制度」をより実効的なものにするように改善（参観期間の長期化、教員の参観ノルマの明確化など）し、F D 会議で研修対象とするようにしていく。また、G P A 基準の運用には、学生に公表された成績評価の配分割合の遵守が前提となるが、導入当初は、教員側にも、成績評価の配分割合にかなり大きなバラツキも生じ、進級要件の G P A 基準値の見直しも余儀なくされた。今後は、G P A による進級基準の運用についてそのような問題が生じないように、法曹養成教育という観点から、G P A 基準について教務委員会、F D 会議等で検討する機会を作り、専任教員・非常勤教員にその周知徹底を図っていく。

⁴¹ 平成 19 年 9 月 20 日付「授業開始にあたって（お願い）」（資料 23）参照。

⁴² 「2008(平成 20)年度 法科大学院シラバス作成要領」（資料 24）参照。

1 - 5 - 1 特徴の追求

(評価基準)特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1. 現状

本法科大学院の特徴としては、既に本報告の「1-1-1」で言及した「法曹像」に即した「法曹養成教育」と、「1-4-2」で学生への約束の履行として言及した「少人数教育の徹底・充実」、いわば「顔の見える少人数教育の追求」を特に挙げることが許されるだろう。養成を目指す、具体的な「法曹像」とその養成教育として、つとに「専門訴訟に強い法曹の養成」と「企業法務に強い法曹の養成」を掲げ、そのような法曹養成の基礎をなすものとして「人権感覚に富んだ法曹養成」教育を本法科大学院ではうたってきた。平成19年度には、このような法曹養成をさらに追求すべく、新しいカリキュラムとして、専門訴訟を意識して、公法関係では、「憲法訴訟」と「行政救済法」という科目が新たに展開・先端科目として開設され、また、従来の「特殊不法行為法」、「特殊不法行為法」、「特殊不法行為法」という科目は、よりわかりやすいものへという配慮から、それぞれ「交通事故紛争処理法」、「建築関係紛争処理法」、「医療過誤紛争処理法」に改名し改めてその内容についても検討することにした。また、「企業法務に強い法曹」については、「会社訴訟」という展開・先端科目を新たに設けた。新設の「憲法訴訟」や「行政救済法」は、「人権感覚に富んだ法曹養成」にも深く関わるものと意識されてもいる。

「1-1-1」で言及したように、平成19年度には、「『企業法務に強い法曹』養成のための履修プラン(モデル)」と「『知的財産権に関する専門訴訟に強い法曹』養成のための履修プラン(モデル)」の公表も行い、本法科大学院の特徴を強く打ち出すように試みている。さらに、「専門訴訟に強い法曹養成」に関連して、弁護士登録している教員は、弁護士会の研修に参加し、そこで得られた知識を授業に反映させるということも心がけている⁴³。

また、盛岡教授(知的財産法担当)の学部への所属替えに伴い行った補充人事で

⁴³ 「2007年度外部研修記録」(資料25)参照。

は、「会社の内部統制」の研究等で優れた研究業績を有する柿崎環氏⁴⁴を、平成20年度より商法担当の准教授として迎えることが出来た。「企業法務に強い法曹」養成上も重要な補強となった(なお、盛岡教授には、平成20年度以降も本法科大学院の「知的財産権法」を担当することになっている)。

「顔の見える少人数教育追求」という特徴は、以前から、本法科大学院のガイドブックなどでは、「Small Team」とか、「face to face」というキャッチフレーズとともに打ち出されてきた特徴である⁴⁵。既に「1-4-2」でも言及した「教育体制の特色」としてもいくつか取り入れられていたものである。「一人ひとりの学生の学習カルテの作成」⁴⁶とそれに基づいての「クラス担任との学期毎の学生面談による指導」⁴⁷、平成18年度から法律基本科目群の一部を2クラス化し、平成19年度以降は、2・3年次の法律基本科目は全て2クラス化とした「少人数教育の徹底」⁴⁸、「クラス担任制の実質化」、「オフィスアワーの整備」⁴⁹などは、そのための取組である。専任教員には、1回5千円、上限1万円のクラス懇親会費用も設定されており、学生とのコミュニケーションに役立てられている。

また、学生からの要望・意見を聞きやすくするための「提案箱」⁵⁰、法科大学院生間のコミュニケーションを高める「法科大学院懇話会」などは、小規模校であるからこそその取組である。さらに学生の学習状況や生活実態調査を把握するための調査を実施し⁵¹、その結果を学生生活の改善に反映させている⁵²。

2. 点検・評価

以上のように、かなり特徴を生かすための工夫も進められてきたが、「企業法務に強い法曹の養成」や「専門訴訟に強い法曹の養成」という法曹像の追求について言え

⁴⁴ 教員個人調書(柿崎環氏)参照。

⁴⁵ 「Law School GUIDE BOOK 2008」参照。

⁴⁶ 「学習カルテ」(現地調査時閲覧)参照。

⁴⁷ 「学生面談記録」(現地調査時閲覧)参照。

⁴⁸ 「履修登録者数一覧」(平成16~19年度)(資料26)参照。

⁴⁹ 授業期間のオフィスアワーに加え、夏季・春季の長期休暇の際は、専任教員出向予定表(資料27)を掲出し、学生の便宜を図っている。

⁵⁰ 「提案箱・学生要望(個別)ファイル」(現地調査時閲覧)参照。

⁵¹ 「『平成19年度 大学院生の学習状況及び生活実態調査』集計」(資料28)参照。

⁵² 「平成20年度個人自習室でのPC使用について(調査)」(資料29)、「個人自習席(キャレル)の場所交換について(通知)」(資料30)参照。

ば、現状はそうした法曹養成に繋がる科目を開設しているというにとどまっており、そうした法曹養成に資する科目の体系的な整備は引き続き今後の課題である。それに、学生はどうしても新司法試験突破ということに目が向きがちで肝腎のこうした法曹養成に即して開講された科目の受講者数が少ないという問題もある。この点については、さらに履修指導を徹底していく必要がある。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

「1-1-1」の改善計画で言及したように、本法科大学院のこうした教育理念や教育目的に沿った法曹養成教育を進めるために、「2009年度カリキュラム案」として、「展開・先端科目」につき、3コースからなる「選択履修コース制」導入の方針が確認され、今後その実施に向けて詰めていくことになったが、同コース制案の概要は以下の通りである⁵³。

企業法務コース：企業法務、会社訴訟、金融商品取引法、経済法 ・ 、倒産法
・ 、知的財産権法 ・ 、国際取引法、国際私法 ・ 、実務英文契約の法理、

市民生活型専門訴訟コース：交通事故紛争処理法、建築関係紛争処理法、医療過誤紛争処理法、家族紛争処理法、消費者法、労働法 ・ 、租税法 ・ 、民事執行・保全法、

公益訴訟型専門訴訟コース：憲法訴訟、行政紛争処理法(行政救済法の名称変更)、情報法、少年法、刑事政策、環境法 ・ 、地方自治法(新設)、国際公法 ・

各当該履修コースから8単位を選択し、残り10単位は他のコースからも履修することができる。

⁵³ 平成19年11月18日付「教務委員会事項」(資料6)参照。

第2分野 入学者選抜

2-1-1 入学者選抜基準等の規定・公開

(評価基準) 適切な学生受入方針, 選抜基準及び選抜手続が明確に規定され, 適切に公開されていること。

1. 現状

(1) 本法科大学院の基本的な教育理念、本法科大学院が求める学生像、及び本法科大学院が育成しようとする法曹像については、本法科大学院のHP⁵⁴、「Law School GUIDE BOOK 2008」⁵⁵、「法科大学院入学試験要項 2008」⁵⁶等で、明確にこれを規定し、適切に公開している。

(2) これらの基本的な教育理念、学生像、法曹像にふさわしい学生を選抜するため、既修者コース(2年修了コース)と未修者コース(3年修了コース)とを別枠の入試制度として位置づけ、学生を選抜している。

(3) 既修者コースと未修者コースそれぞれの選抜基準及び手続についても、入学試験要項や本法科大学院のHP上等で、これらを明確に記載し、適切に公開している。

(4) 年に2回(7月と12月に)、本法科大学院において、学内外の志願者を対象とする「入学試験説明会」を開催し、本法科大学院の選抜基準及び選抜手続を開示すると共に、志望者の質問・疑義等に適切に対応している⁵⁷。

なお、本企画開催の際は、本学 Web 情報システムの掲示板により、本学の全学部の3・4年生を対象に周知を行っている。

⁵⁴ 本法科大学院 HP <http://www.toyo.ac.jp/daigakuin/law/> (資料16) 参照。

⁵⁵ 「Law School GUIDE BOOK 2008」p5 参照。

⁵⁶ 「法科大学院入学試験要項 2008」p1 参照。

⁵⁷ 法科大学院入試説明会アンケート集計結果(7月・12月)(資料31) 参照。

(5)年に6回、新聞社主催の外部の「入学試験説明会」にも、専任教員と専任職員とが参加し、本法科大学院の選抜基準及び選抜手続を開示すると共に、志望者の質問・疑義等に適切に対応している⁵⁸。

(6)平成19年度実施のプレスケーリングの終了時(2008年3月15日)に、平成20年度の入学予定者に対して、入学試験に関するアンケートを実施した⁵⁹。その結果については、平成20年度の入試委員会等で分析し、平成21年度入試に反映させる予定である。

2. 点検・評価

本法科大学院の学生受け入れ方法、選抜基準及び選抜手続について、これらが明確に規定され、適切に公開されている。

ただし、合否判定基準については、学内外への公表が足りないと考えている。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

合否判定に関する基準のより詳細な情報公開について、平成20年度の早い時期に実施できるよう、平成19年度の入試委員会から新年度の入試委員会へ検討事項として申し送りがなされた⁶⁰。平成20年4月22日の新年度の入試委員会で、早速に検討され、速やかに詳細な情報公開を行うことが決定された。5月開催の教授会で正式決定され次第、本法科大学院のHP上や受験要項に公表されることになる。

⁵⁸ 「平成20(2008)年度入試 学内外説明会出向」(資料32)参照。

⁵⁹ 平成20年3月15日実施「『平成20(2008)年度入学予定者アンケート』集計(資料20)参照。

⁶⁰ 平成20年3月11日開催「入試委員会記録」(資料33)参照。

2 - 1 - 2 入学者選抜の実施

(評価基準)入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 入学者選抜は、本報告書「2-1-1」記載の入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施しているが、その適切さをより厳格なものとするべく精査し、改正を行った。すなわち、平成20年度入学試験より、既修者コースの入学者選抜については、憲法・刑法・商法の試験時間を60分から90分に、民法の試験時間を60分から120分に延長し、既修者として、法律基本科目に関する基礎知識を有する者が否か判断できるように、既修者コースの入学者選抜にふさわしい試験時間とした。その詳細は、本法科大学院「入学試験要項2008」1～3頁及びHPに記載されている⁶¹。

(2) 教員スタッフの大幅な入れ替え、教員の若返りに伴い、試験問題の出題形式についても、入学者選抜基準及び手続によりふさわしいものとするべく継続的に精査、改定を行ってきた。その結果、開設当初は、既修者選抜試験の法律科目試験において、いわゆる一行問題が多かったが、一行問題の出題形式を年々逡減させ、平成20年度の入学試験においては、これまでの一行問題の出題形式をすべて廃止した。法律科目試験では、当該試験科目に関する基礎的な知識を単に問うのではなく、問題分析能力や柔軟な法的思考能力があるか否かを問う目的で、言い分方式の要素も含めた事例形式での出題に改めた。

(3) 既修者コース・未修者コースに共通に実施している面接試験についても、平成20年度の入学試験より、本法科大学院の理念に沿った学生を選抜する目的で以下のように改めるに至った。

第一に、入試委員会、全体FD会議、教授会において継続的に、本法科大学院が求める学生像を議論し、全教員が共通の認識を持てるようにした上で、面接試験の

⁶¹ 「平成20(2008)年度入試過去問題」、<http://www.toyo.ac.jp/daigakuin/law/exam/c05.html> (同一内容) 参照。

試験時間を 10 分から 15 分に延長し、当該受験生の能力や人物の適性を適切に判断できるよう、十分に時間を掛けて慎重な面接を行うこととした。なお、面接試験は、アドミッション・ポリシーにふさわしい学生を確保すべく、院長を除く全専任教員が責任をもって担当（各日程それぞれ 10～20 名）している。その形式は、受験生 1 名に対し、研究者教員 1 名・実務家教員 1 名の 2 名で面接を担当する形を基本としている。

なお、面接評価においては、2 名の面接者が個別に採点をする事になっている。ただし、設定した標準点よりも低い評価をする場合、面接者同士で合議し、その評価が適切か否か確認した上で、個別採点をする事になっている。なお、標準点を下回る評価をする際は、面接採点表の備考欄に、その理由を明記する事になっている⁶²。その場合、必要に応じ、面接担当者が入試委員会、判定会議（教授会）においても、その理由を口頭でも説明する事になっている。

第二に、教授会、全体 F D 会議、入試委員会等で面接事項を議論、検討、吟味し、表現能力、柔軟な思考能力、コミュニケーション能力等を測れるように改定した。

第三に、本法科大学院では、その開設時より、入学試験直前の定例会議日午後（火曜日）を使って、全教員が面接を担当する受験生の「志願理由書」をあらかじめ確認し、これを評価したうえで、入学試験当日の面接にあたることにしている⁶³。その際には、面接を一緒に担当する教員とペアを組み、「志願理由書」を確認し、評価すべき点、疑問点、特に面接で確認したい事項等を検討する事になっている。

以上のように、ここまでの改善によって、既修者コース・未修者コースそれぞれを志望する受験生が本法科大学院にふさわしい志願者か否かの判断がより適切にできるように改められてきている。

(4) すべての試験問題の出題に関して、出題者と採点者が出題予定の問題を共に検討し、当該試験の問題として妥当なものか精査している。特に、法律科目試験については、公法系教員、民事系教員、刑事系教員が参加する各 F D 会議で、その問題

⁶² 「面接実施要領（教員用）」参照。

⁶³ 「書類審査作業上のメモ（07.10.02）」（資料 34）参照。

の出題の意図、問題の妥当性等を検討し、出題する問題を決定している⁶⁴。

(5) いずれの試験の採点も、複数の教員が担当し、採点基準を合議で決定し、その採点基準に基づき採点を行い、評価の客観性を確保できるようになっている。複数の教員の評価に大きな開きが生じた場合には、採点基準に照らして再度答案を採点し、採点ミスがなかったか否か慎重に確認している。なお、答案は、受験番号・氏名を記入する書式ではあるが、さらに公平さを確保する観点から、受験番号・氏名欄を伏して採点できるように、改善する。

(6) 合否判定は、未修者コース、既修者コース共に、事務局が総合得点の順に判定資料を作成し、入試委員会が合否判定案を作成し、教授会において、その判定を行っている⁶⁵。なお、既修者コースに関しては、既修者の単位認定の関係上、法律科目試験の中で、1科目でも極端に得点の低い者については除外している。

(7) 本法科大学院の入学選抜の公平さに関する文書及び口頭でのクレームは、これまでに1件もなかった⁶⁶。

本学出身者を優先するような推薦入試についても行ってはならず、公正かつ適切な入試を実施している。なお、本学出身者の本法科大学院の受験及び入学状況は、少数にとどまっている⁶⁷。

2. 点検・評価

入学後の学習状況をみると、その資質・能力からして、本法科大学院の入学選抜は、入学選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていると考える。

3. 自己評定

合

⁶⁴ 「出題意図・採点基準ファイル」、「出題関係ファイル」(現地調査時閲覧)参照。

⁶⁵ 平成19年度教授会資料(現地調査時閲覧)参照。

⁶⁶ 電話による「年齢を選考基準にしているか」との照会が1件あったのみである。

⁶⁷ 法科大学院入試 本学出身者の受験状況(平成16年度～平成20年度)(資料63)参照。

4 . 改善計画

入試委員会では、入試状況・在学時の成績状況・修了後の司法試験の受験状況を横断的に分析し、かつ、今後も引き続き、入学者選抜に関する受験生の意見聴取等を行い、より適切な入学者選抜を検討していく。さらに、答案用紙の受験番号・氏名欄を伏して採点ができるように早急に改善する。

2 - 2 - 1 既修者選抜基準等の規定・公開

(評価基準)適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1. 現状

(1)より適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続を目指し、本報告書「2-1-1」及び「2-1-2」のように、平成20年度入学試験では、本法科大学院の入学試験の適切さを確保する目的で改定を行った。

(2)「2-1-1」及び「2-1-2」のように、本法科大学院の法学既修者の法律科目試験について、法学既修者の既修単位の認定基準との関係から、法学未修者が1年次において履修し、修得する必修科目である法律基本科目及びその基礎学力に鑑み、法学未修者の1年修了時の基礎学力に対応させる目的で、試験科目の精査・再確認、試験時間の延長、当該試験の出題形式の改善等を行い、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続の要請により応えうるものにした。

この法学既修者の選抜基準・選抜手続に関する改善については、本法科大学院入学試験要項、HP等で、これらを明確に規定し、公開すると共に、本法科大学院主催の「入試説明会」においても重点的に説明をしている。

(3)法学既修者の既修単位の認定基準・認定手続については、本法科大学院履修要覧⁶⁸、本法科大学院のHP⁶⁹の履修関係の項目上等で、これらを明確に規定し、適切に公開している。なお、本学の方針として、全学共通のHP構成という制約上、法学既修者の既修単位の認定基準・認定手続が検索しにくいおそれがあると思われるので、平成20年度から、受験生向けのトピックス欄にも掲載することを決定した。

(4)平成19年度実施のプレスクーリングの修了時(平成20年3月15日)に、平成

⁶⁸ 平成20年度履修要覧 p6-7 参照。

⁶⁹ <http://www.toyo.ac.jp/daigakuin/law/> (資料16) 参照。

20年度の入学予定者に対して、入学試験に関するアンケートを実施した⁷⁰。その結果について、平成20年度の入試委員会等で分析し、平成21年度入試に反映させることになっている。

(5) 合否判定は、未修者コース、既修者コース共に、総合得点の順に判定資料を作成し、教授会において、その判定を行っている⁷¹。なお、既修者コースに関しては、1年生配当の法律基本科目30単位分の単位認定⁷²の関係上、法律科目試験の中で、1科目でも極端に得点の低い者については除外している⁷³。

2. 点検・評価

本法科大学院では、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続を明確に規定し、適切に公開している。また、既修者の入学後の成績状況については、成績一覧表を基に、教授会で検討を行っており、現状では特に選考結果に問題はない。

なお、HPにおいては、合否判定基準の公表について、改善の余地がある。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

入学希望者や学生からの意見聴取については、引き続き実施していく。また、平成20年度に、入試委員会、教授会の議を経て、合否判定に関する基準等についても、情報公開を行う。この点につき、平成20年4月22日の新年度の入試委員会で、速やかに詳細な情報公開を行うことが決定された。5月開催の教授会で正式決定され次第、本法科大学院のHP上や受験要項に公表されることになる。

⁷⁰ 平成20年3月15日実施「『平成20(2008)年度入学予定者アンケート』集計(資料20)参照。

⁷¹ 平成19年度教授会資料(現地調査時閲覧)参照。

⁷² 「平成20年度履修要覧」P6-7参照。

⁷³ 「判定教授会議事録」(現地調査時閲覧)参照。

2 - 2 - 2 既修者選抜の実施

(評価基準) 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

本法科大学院における、法学既修者の選抜状況は下表の通りである。

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数
学生数	53 名	18 名	48 名	21 名	55 名	17 名
学生数に 対する割 合	100%	34.0%	100%	43.8%	100%	30.9%

(1) 本法科大学院の法学既修者の選抜及び既修単位の認定は、本法科大学院の入学試験要項⁷⁴(平成 21 年度版より導入を検討。)HP 上(平成 20 年度のトピックス欄への導入により適切な情報公開を検討。)入学時・新学期に学生に配布する履修要覧⁷⁵に規定し、公開している所定の選抜・認定の基準及び手続に従って明確に実施している。

(2) 法学既修者の選抜及び単位認定は、上記「2-1-1」に従い、教授会において、審議・決定がなされている。

(3) なお、本年度より、既修者コース・未修者コースそれぞれにつき、純粋な導入教育を行うべく、プレスクーリング(事前教育)を本格的に始めた⁷⁶。また、このプレスクーリングでは、本法科大学院入学予定者に、入学までの半年間につき、多

⁷⁴ 「入学試験要項 2008」p2 参照。

⁷⁵ 「2008 年度履修要覧」P6-7 参照。

⁷⁶ 「平成 20 年度入学者対象 プレスクーリング予定表」(資料 35) 参照。

少なりとも学習の指針を与えるという目的もある。

(4) プレスクーリングにおいて、未修者コースについては、入学予定者を純粹未修者と措定し、本法科大学院の各講義で使用する教科書・参考書の情報開示から始まり、法学入門を皮切りに、憲法・民法・商法・刑法に関する基礎の基礎ともいえる講義を行う。この未修者対象のプレスクーリングの目的としては、上述のほか、純粹未修者にありがちな入学後の学習の困難さを幾分かでも解消し、入学後の正課の授業に少しでも余裕をもって臨めるようにすることにもある。

また、既修者対象のプレスクーリングの目的としては、入学までの半年間を有効に使い、法律基本科目に関する基礎的な知識を今一度復習し、入学後の学習に備えさせる、その指針とさせることが目的である。既修者対象のプレスクーリングは、入学試験の法学既修者選抜試験の科目である憲法・民法・刑法・商法に加えて、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法を対象とするものである。前者は、法学既修者として入学するにあたっての基礎知識、法的分析能力等を再確認させるものであり、後者は、入学後の正課の授業に余裕をもって臨めるようにする目的で、法学既修者として入学予定の受講生に学習の指針を与えるものである。

2．点検・評価

現状として、法学既修者の選抜は、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って明確に実施していると考えている。また、法学既修者の既修単位の認定についても、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って明確に実施していると判断している。さらに、本法科大学院では、法学既修者の単位認定に客観性をもたせるため、上述のような改善を重ねてきている。

3．自己評定

合

4．改善計画

今後も継続して、法学既修者の選抜・単位認定について、入試委員会、教授会等でおお検討し、改善していく。

2 - 3 - 1 入学者の多様性の確保

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1. 現状

(1) 本法科大学院が定義する「社会人・他学部出身者の定義」とは、下記のいずれかの条件を満たす者であり、出願時に、入学試験志願票に明記してもらうことになっている。

ア 通算して2年以上の職業を有する者

イ 学士(法学)、修士(法学)、博士(法学)〔法学士、法学修士、法学博士〕以外の者

(2) 本法科大学院開設以来、入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合は、下表のとおり3割以上を維持している。

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数 平成20年度	55名	27名	4名	31名
合計に対する割合	100.0%	49.1%	7.3%	56.4%
入学者数 平成19年度	48名	28名	1名	29名
合計に対する割合	100.0%	58.3%	2.1%	60.4%
入学者数 平成18年度	54名	23名	8名	31名
合計に対する割合	100.0%	42.6%	14.8%	57.4%
3年間の入学者数	157名	78名	13名	91名
3年間の合計に対する割合	100.0%	49.7%	8.3%	58.0%

2．点検・評価

本法科大学院では、開設以来、入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合は3割以上を維持している。このため、現在、この事項についての積極的な対策は講じていないが、今後、その割合が減少の兆しを示し始めた場合は、ただちに対策を講ずる。

なお、4月22日に開かれた本年度第1回入試委員会において、「社会人」の定義を「通算して2年以上の職業を有する者」から「大学卒業後3年以上の社会人経験を有する者」に変更した。この変更は、5月13日に開催される教授会で決定されることになっている。

3．自己評価

合

4．改善計画

特になし。

第3分野 教育体制

3 - 1 - 1 専任教員の数

(評価基準)専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

1. 現状

(1) 収容定員および専任教員数

本法科大学院の収容定員は、150名で、専任教員は、平成18年度まで13名であったが、平成19年度から1人増え14名である。

(2) 専任教員の適格性について

現教員については、平成19年度まで適用されていた旧採用基準⁷⁷に基づき、教授については、採用時においては、研究者教員の場合には、教歴として教育経験15年以上、研究業績として過去5年間に著書1以上、論文7以上あること、実務家教員の場合には、法曹としての実務経験15年以上で担当科目に関する実務に従事していたこと、准教授(平成18年度までは助教授)については、研究者教員については、教育経験10年以上、研究業績として審査時点における過去5年間に論文5本以上あることを要するとの資格審査基準に基づき、審査を行っている。全員「可」と判定されている。

そして、現教員のうち、本法科大学院の設置申請書に掲載されている研究者教員3名と実務家教員3名は、設置時の教員審査で文部科学省から、それぞれの担当科目につき「可」の判定を得ている。平成19年度に採用された研究者教員3名は、いずれも前任校の法科大学院での設置時の審査で文部科学省から「可」の判定を得ており、また、同年度に採用された実務家教員については、旧採用基準により「可」の判定を受けているが、それぞれ高裁の裁判官、司法研修所の教官の経歴や新司法試験の考査委員の経歴を持つ者である。さらに、平成20年度に採用された研究者

⁷⁷ 東洋大学法科大学院教員資格審査規程(平成16年規程15号平成16年3月11日公示、平成16年4月1日施行)(現地調査時閲覧)参照。

教員 2 名のうち 1 名は、前任校の法科大学院での設置時の審査で文科省から「可」の判定を得ており、他の 1 名は、担当分野での研究業績に基づいて「博士（法学）」の学位を持つ者である⁷⁸。

2．点検・評価

(1) 専任教員 14 名で、基準は充足している。

(2) 自己点検時の適格性審査は現在行っていない。しかし、平成 19 年度から本法科大学院の紀要である「白山法学」に専任教員の 1 年間の研究業績・教育業績などをリストにし公表し、自己点検を行っている⁷⁹。

3．自己評定

合

4．改善計画等

特にないが、教員の研究業績・教育業績については、今後とも、「白山法学」にリストを作成し、公表を行っていく。

⁷⁸ 「教員個人調書」(柿崎環氏)参照。

⁷⁹ 平成 20 年 3 月 31 日発行「白山法学」4 号(資料 18)巻末参照。

3 - 1 - 2 専任教員の必要数

(評価基準) 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

1. 現状

本法科大学院では、創設時においては「公法」(2単位)、「公法」(4単位)という科目を設置していたが、平成19年度のカリキュラムから、これらを廃止し、「憲法」(2単位)、「憲法」(2単位)と「行政法」(2単位)、「行政法」(2単位)に再編成した。そこで、平成19年度以後、設置認可申請書では「公法」を担当していた小林博志が、業績に応じた「行政法」と「行政法」を担当し、「憲法」と「憲法」の担当として、根森健(前新潟大学法科大学院教授)を採用した。また、平成19年度から「民法」(担保)を分離新設したが、これは、民法の同領域の業績を有する、平成19年度採用の相川修(前愛知大学法科大学院教授)が担当している。平成20年度の法律基本科目の各分野の担当者については以下の通りである。

(1) 憲法

根森健は、憲法分野の学術書と多数の学術論文を有し、新潟大学法科大学院の設置のときの教員審査で「可」の判定を受けている。

小杉公一は、公法分野の元新司法試験委員であり、弁護士としての実務経験22年を有し、司法研修所刑事教官の経歴ももっているため、本法科大学院教員資格審査規程に基づいた採用時の審査で、憲法系科目担当の実務家教員として「可」と判定されている。ただし、小杉は、目下のところ、法律基本科目群に属する公法系科目は担当しておらず、法律実務基礎科目群に属する「公法実務演習」を担当している。

(2) 行政法

小林博志は、行政法分野の学術書と多数の学術論文を有し、博士(法学)を有する。東洋大学法科大学院の設置のときの教員審査で公法 で「可」の判定を受けている。

(3) 民法

相川修は、民法の総則・物権法分野の学術書と多数の学術論文を有し、愛知大学法科大学院の設置のときの教員審査で同分野での「可」の判定を受けている。

熊田裕之は、民法の債権、不法行為分野での学術書と多数の学術論文を有し、中央大学法科大学院の設置のときの教員審査で、同分野での「可」の判定を受けている。

橋本昇二は、民法の分野での学術論文を有し、裁判官と弁護士の実務経験 30 年を有する。

前田恵三は、民法の実務に関する学術書や学術論文を有し、司法研修所民事教官と弁護士としての実務経験 23 年を有する。東洋大学法科大学院の設置のときの教員審査で、同分野について「可」の判定を受けている。

上田智司は、司法研修所民事教官と弁護士としての実務経験 22 年を有し、本法科大学院教員資格審査規程に基づいた採用時の審査で、民事法系科目担当の実務家教員として「可」と判定されている。ただし、上田は、目下のところ、法律基本科目群に属する民事法系科目は担当しておらず、法律実務基礎科目群に属する「民事実務演習」等を担当している。

(4) 商法

藤村知己は、商法分野の学術書や多数の学術論文を有し、姫路独協大学法科大学院の設置の教員審査で、商法分野での「可」の判定を受けている。

柿崎環は、商法分野の学術書と多数の学術論文を有し、博士（法学）の学位を有する。

(5) 民事訴訟法

三谷忠之は、民事訴訟法分野での学術書と多数の学術論文を有し、法学博士の学位を有する。東洋大学法科大学院の設置のときの教員審査で、同分野について「可」の判定を受けている。

(6) 刑法

今上益雄は、刑法分野での学術書と多数の学術論文を有する。東洋大学法科大学

院の設置のときの教員審査で、同分野について「可」の判定を受けている。

後藤仁哉は、司法研修所刑事教官と弁護士としての実務経験 22 年を有し、東洋大学法科大学院の設置のときの教員審査で、同分野について「可」の判定を受けている。

(7) 刑事訴訟法

羽瀨清司は、刑事訴訟法分野での学術論文を有し、裁判官と弁護士としての実務経験 38 年を有する。東洋大学法科大学院の設置のときの教員審査で、同分野について「可」の判定を受けている。

以上のことから、各専任教員は科目適格性を充足している。

上記各分野について、必要専任教員数と実員数は下記の通りである。

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟 法	刑 法	刑事訴訟 法
必要 教員数	1	1	1	1	1	1	1
実員数	2	1	5	2	1	2	1

2. 点検・評価

現在の専任教員の内、10名の教員が文部科学省の教員審査に「可」判定を受けており、さらに、平成19年度に採用された実務家教員3名と平成20年度に採用された研究者教員1名も経歴等からしてその分野の適格性を有しているため、各専任教員は科目適格性を充足している⁸⁰。なお、各分野毎の専任教員数も、上表に見られるように、基準の必要数を満たしている。

ところで、平成19年度においては、平成18年11月に下記の民法科目の担当教員から急遽退職届が提出されたため、やむを得ず、「民法（債権総論）」については、大木満講師（明治学院大学准教授）に担当をお願いし、従来総則・物権法分野を担当していた太田知行教授（平成20年3月定年退職）に、債権分野の各論科目（「民法」）

⁸⁰ 教員個人調書 参照。

「民法」・「民事法総合」)の担当をお願いすることになった。両氏に関しては、当該担当科目について教員審査などの手続を踏んではいたが、法律基本科目である「民法」を非常勤講師に担当してもらわざるを得なかったことは、極めて不本意なことであった。ただし、平成20年度からは、熊田裕之教授を採用し、問題はなくなった。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

現在のところ特にないが、教員の国内研究や在外研究などを考慮すると、民法分野での研究者教員が少ないので、民法の専任教員の確保を図っていく。

3 - 1 - 3 実務家教員の割合

(評価基準) 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

1. 現状

法令上必要とされる実務家教員数は、3名以上であるが、本学では6名の実務家教員を有している。

実務家教員・主要担当分野は、下記のとおりである。

小杉 公一(実務経験22年) 公法・刑事法

上田 智司(実務経験22年) 民事法

前田 恵三(実務経験23年) 民事法

橋本 昇二(実務経験30年) 民事法

羽瀧 清司(実務経験38年) 刑事訴訟法

後藤 仁哉(実務経験22年) 刑事法

2. 点検・評価

すべての実務家教員が、長年、弁護士及び裁判官の実務経験を有する者であり、「5年以上の実務経験」という基準を充たしている。また、平成19年度に公法系の実務家教員を採用したので、実務家教員のいない領域はなくなり、さらに、専任教員のうち42.9%が実務家教員であることから、理論と実務を架橋する法学専門教育を充実する体制となっている。今のところ、改善すべきところはない。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特にないが、2年後、実務家教員1名の退職が予定されている。現在の水準を維持できる人事を行う。

3 - 1 - 4 教授の比率

(評価基準) 専任教員の半数以上は教授であること。

1. 現状

教授については、東洋大学法科大学院教員資格審査規程⁸¹により、採用時においては、研究者教員の場合には、教歴として教育経験 15 年以上、研究業績として過去 5 年間に著書 1 以上、論文 7 以上あること、実務家教員の場合には、法曹としての実務経験 15 年以上で担当科目に関する実務に従事していたことを資格要件としてきた。教員採用は本法科大学院教授会で決定することとなっており、人事・資格審査委員会の資格審査を経て教授会の審議で決定している。

本法科大学院における専任教員の内、13 名が教授であり、准教授は 1 名である。現在の専任教員である教授及び准教授については、本法科大学院のHP⁸²等で掲載されている。

専任教員全員の数と、その内の教授の数については、以下の通りである。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員(実員)		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	13	1	14	6	0	6
計に対する割合	92.9%	7.1%	100%	100%	0%	100%

⁸¹ 東洋大学法科大学院教員資格審査規程(平成 16 年規程 15 号平成 16 年 3 月 11 日公示平成 16 年 4 月 1 日施行)別表 1(現地調査時閲覧)参照。

⁸² <http://www.toyo.ac.jp/daigakuin/law/guide/b04.html>(資料 36)参照。

2．点検・評価

専任教員の半数以上が教授であり、「専任教員の半数以上」の基準を充たしている。

なお、他大学法科大学院の研究者教員を採用する場合に、旧基準の教育経験年数では今後採用できない場合も考えられるので、平成 20 年度からその要件を総教育経験年数から専任講師又は准教授就任後の教育年数に変更した⁸³。

3．自己評定

合

4．改善計画

特にない。

⁸³ 東洋大学法科大学院教員資格審査規程（平成 16 年規程 15 号平成 16 年 3 月 11 日公示平成 16 年 4 月 1 日施行）別表 1（現地調査時閲覧）参照。

3 - 1 - 5 教員の年齢構成

(評価基準) 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1. 現状

専任教員の年齢構成については、以下の表の通りである。

(年齢は、平成 20 年 5 月 1 日時点での年齢)

		40 歳 以下	41～50 歳	51～60 歳	61～70 歳	71 歳 以上	計
専任教員	研究者教員	0	1	5	2	0	8
		0%	12.5%	62.5%	25.0%	0%	100.0%
	実務家教員	0	0	4	2	0	6
		0%	0%	66.7%	33.3%	0%	100.0%
合 計		0	1	9	4	0	14
		0%	7.1%	64.3%	29.6%	0%	100.0%

2. 点検・評価

平成 18 年度までは、教員の年齢構成において、70 歳以上の専任教員が 4 名おり、また、50 歳以下の専任教員もいなかった。このことは、平成 18 年度までの文科省の履行状況調査や平成 19 年度の大学基準協会による東洋大学に対する大学評価の際に指摘されてきた。そこで、教員組織を若返らすことが課題であったが、平成 19 年度から改善に取り組んだ。すなわち、平成 19 年度からは、70 歳以上の専任教員 3 名が 50 歳代の教授に代わり、そして、平成 20 年度から、70 歳以上の専任教員はいなくなり、逆に、40 歳代の准教授を採用することができた。その結果、教員組織は若返り、少しバランスがよくなった。

3．自己評定

B

4．改善計画

教員の年齢のバランスを考えると、今後は、40歳代の教員を増やしたいと考えている。特に40歳代の実務家教員を確保したい。また、40歳以下の研究者教員を採用することも検討する。ただ、法科大学院の教員にふさわしい教育歴・研究歴・実務経験を考慮すると、40歳以下の教員の確保は困難ではある。

3 - 1 - 6 教員のジェンダー構成

(評価基準) 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

1. 現状

平成 20 年度の専任教員、兼任・非常勤教員の男性、女性別の人数は以下の表の通りである。

教員区分 性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	7名	6名	18名	2名	33名
	21.2%	18.2%	54.6%	6.1%	100.0%
女	1名	0名	3名	3名	7名
	14.3%	0.0%	42.9%	42.9%	100.0%
全体における女性の割合	2.5%		15.0%		17.5%

2. 点検・評価

平成 19 年度は、本法科大学院開設以来の唯一の専任女性教員が同年 3 月末で退職したため、専任教員の中に女性がいないという事態が生じた。しかし、平成 20 年度には女性の専任教員を 1 人採用することができた。また、平成 20 年度には、2 人の女性教員を新たに非常勤として採用することができた。しかし、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点から見た場合、教員のジェンダー構成についてはまだまだ女性教員が少ない、と考えている。

3. 自己評定

C

4 . 改善計画

上述のように、現在、女性の専任教員は1名、兼任教員および非常勤教員は6名である。今後専任教員・兼任教員・非常勤教員の後任人事や新規増員の際に、女性教員の積極的な採用を図っていく。

3 - 2 - 1 担当授業時間数

(評価基準)教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1. 現状

平成 18 年、平成 19 年、平成 20 年の学期毎の、教員の担当コマ数(時間単位)の最長、最短、平均値は下記のとおりである。

なお、本学法科大学院には、平成 18～20 年度において、法律基本科目を担当する兼任教員(本学他学部所属教員)はいないため、兼任教員欄は、斜線としている。

【平成 18 年度 春学期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	4.5	3.5	1.5			1 コマ 90分
最短	1.0	1.0	0.5			
平均	2.875	2.25	1.0			

【平成18年度 秋学期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	4.5	3.0	2.0			1 コマ 90分
最短	1.0	2.75	1.0			
平均	2.593	2.875	1.67			

【平成19年度 春学期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	3.5	4.0	1.0			1 コマ 90分
最短	1.0	1.5	1.0			
平均	2.625	2.75	1.0			

【平成19年度 秋学期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	4.0	3.0	2.5			1 コマ 90分
最短	1.0	1.5	2.0			
平均	2.25	2.25	2.125			

【平成20年度 春学期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	3.0	4.5	1.5			1 コマ 90分
最短	1.5	2.0	1			
平均	2.4375	3.25	2.5			

【平成20年度 秋学期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	3.5	3.0	2			1 コマ 90分
最短	2.0	1.5	1.5			
平均	2.625	2.25	1.75			

東洋大学及び東洋大学法科大学院では、授業及び演習は、1 コマ 90 分である。そして、東洋大学の教員には、この 90 分授業を 5 コマ担当という原則がある。これは、本法科大学院の専任教員にもみなし教員を除いて適用されている。他方、みなし教員は、3 コマ担当となっている。そこで、本法科大学院に開講されている科目が少ないことから、従来、セミナー科目(時間割上表記し開講されるが単位対象外科目であり、学生の参加は自由)を担当して、5 コマという原則を充足していたという経緯があった。

しかし、これは、少人数教育の徹底、2 クラス化という中で、徐々に解消された。現在では、セミナー科目は、実務家教員 1 名、研究者教員 1 名を除き担当コマ数の充

足という意味では存在しない。担当コマ数については、学部と法科大学院を同じもの
と考えることはできないのでは、という根本的な問題があり、コマ数の削減を求める
意見も強い。

平成 19 年 7 月頃に、法学部、本学法人との交渉の結果、従来存在した本法科大学
院と法学部との両属教員を平成 20 年度から解消した。その結果、専任教員が法学部
の科目を義務的に担当することはなくなり、平成 20 年度からは現実に法学部の科目
を 4 単位以上持つという教員も存在しない。また、研究者教員の多くが法学研究科の
科目を担当しているが、博士後期課程に在籍者は少なく、博士課程後期課程の科目に
ついては現実には担当しないことが多い。

本法科大学院の教員が他大学の非常勤講師を委嘱されることは禁じられておらず、
非常勤講師としての委嘱コマ数に関する制限はない。本務に支障がない範囲で行うこ
とが各教員に任されており、今回の報告書を書くに際しては積極的には調査を行わな
かった。ただし、手続として、就業規則においては、許可事項になっている⁸⁴。

2．点検・評価

担当分野、担当教員によっては、若干の偏りがあることを認識している。特に、展
開・先端科目を多く持っている者の負担は大きいといえる。平成 20 年度からは、展
開・先端科目を 2 科目以上持つ者は 1 名で、5 コマを超える専任教員は 1 名となっ
ている。他方、本法科大学院では少人数教育（1 クラス 25 名程度）を謳い科目の 2 クラ
ス化を進めているため、授業の準備という点では、別の科目を担当する場合よりも軽
いといえる。

3．自己評定

A

4．改善計画

現時点での改善計画はないが、法科大学院専任教員の負担軽減を求めていく。専任
教員の負担を軽減すると同時に、「助教」の制度の導入およびその採用なども求めて

⁸⁴ 東洋大学就業規則（資料 37）51 条、6 条 2 項参照。

いく。

なお、平成 20 年度から、専任教員の学外での非常勤講師担当状況の調査を行って、本務に支障がないかを確認する。

3 - 2 - 2 教育支援体制

(評価基準) 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

1. 現状

授業のレジュメや資料、定期試験問題や定期試験の解答などについて、原則として教員が使用する一週間前にメールで事務局に送信し、それを事務局で印刷した上で、指定教材棚にて配付を行っている。ただし、緊急な場合には、それ相応の対応が行われている。

T Aはいないが、事務局に教材印刷要員のアルバイトを2名配置し、教材の印刷・配付を行っている。

法科大学院の事務スタッフの数は下記の通りである。

教員総数	職員総数	T Aの総数
40	7	0

[注] 1 「職員」の内訳は、専任職員4名、嘱託職員1名、アルバイト2名の合計7名である。

[注] 2 「教員総数」の内訳は、専任14名、兼任11名、非常勤ほか15名である⁸⁵。

2. 点検・評価

本学法科大学院には、T Aの配置をしていない。院生に対する教育的効果を考慮すると、今後、T Aなどを配置して、教育体制を強化することが望まれる。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

T A等を配置することにより、さらに支援体制を充実させることができるが、本法科大学院生を指導補助するだけの力量を持つT A等の人材確保が課題である。

⁸⁵ 「平成20(2008)年度東洋大学法科大学院教員一覧」(資料38)参照。

3 - 2 - 3 研究支援体制

(評価基準)教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1. 現状

現在、すべての専任教員は、授業の準備、オフィスアワーなど授業のフォロー業務、入試などの業務やその他の学内行政に精力的に取り組んでおり、研究者教員においては、法科大学院開設前と比較すると、研究時間はかなり減少している。特に、授業の準備にはかなりの時間が割かれ、研究活動の時間が少なくなったと、共通認識されている。

(1) 研究費

教員の研究費は最近の実績では 47 万円ほどである。なお、法学研究科の科目を担当している者には、さらに一人 3 万円弱の研究費が配分されている。研究費については、図書費、学会費、交通費などに基準に従い使用することができる。

なお、平成 19 年度から科学研究費補助金を研究費として取得している教員もいる。

(2) 研究室

研究室は 1 名に 1 室配置され、十分な広さを確保している。しかし、改修したとはいえ校舎が古いため、隙間風が入る構造になっていて、快適な環境とはいえない状況である。

(3) 研究休暇

東洋大学教員には、原則として研究休暇制度(1 年)や在外研究制度(1 年)が保障されているが、本法科大学院の教員には規定上も現実にも保障されてはいない。他大学で保障されていることを知っている者には、これはきわめて不満となっている。

(4) 研究発表媒体

研究成果発表用の紀要としては、「白山法学」が年1回発行されている。これは、教員研究費から支出するものであり、紀要の頁数の多少と研究費の増減とがいわば反比例する関係にある。

(5) データベース

利用可能なものとして、TKC「ローライブラリー」(判例検索と判例解説)とLexis Nexis だけであり、学会誌や判例評釈などは利用できなく、専任教員は、この点に相当不満を持っている。この点、紙ベースでの雑誌などを整備しているが、不便であると言わざるをえない。

2. 点検・評価

研究費については、比較的充実していると評価される。しかし、研究室については、修理なども考慮する必要がある。また、研究休暇制度や在外研究制度が保障されないことは問題であるし、さらに、データベースの利用も限定されていることは、教育研究に影響を及ぼすことが懸念される。加えて、他法科大学院との競合しない入試日程設定の中で、学会の総会などが入学試験日に重なっていたことから、専任教員が学会に出席できないという状況があった。これについては、平成21年度入試においては、学会参加を考慮した日程に変更した。

3. 自己評定

C

4. 改善計画

研究休暇制度や在外研究制度については、小規模法科大学院においては代わりの教員を獲得することが困難であることを考慮し、現在、「半年間の海外研究、国内研究」という形で学校法人等と交渉中であるが、進展がない。本学の学部にある、「国内特別研究制度」と「海外特別研究制度」の法科大学院への適用を検討していきたい。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1-1 FD活動

(評価基準)教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1)「FD」への取り組み体制：本法科大学院では、教育内容や教育方法の改善に向けた組織として、「全体FD会議」(下記「実施規則」では、かつて「拡大FD会議」という名称であった)と公法、民事、刑事といった各系の「各系FD会議」とがある。平成18年度からは、専攻主任(19年度からは、新設の院長補佐)をリーダーに、専任教員の全員参加という形で、平成18年11月以降、ほぼ毎月教授会終了後に開催し、授業運営上や教育上の諸課題について論議している(同年11月には、「FD会議実施規則」も制定された⁸⁶)。平成19年1月13日と2月28日には、別個に平成19年度から新たに専任教員に加わる予定者にも参加してもらう形での全体FD会議も実施された。これは、平成20年2月25日にも実施され、そこでは平成20年4月から専任に加わる熊田中京大学法科大学院教授に、同法科大学院での「理論と実務の架橋」についての取り組みの経験と課題とを報告してもらうなど、FD活動としても有意義なものとなった⁸⁷。

(2)「全体FD会議」は、全専任教員をメンバーとし、毎月の定例教授会終了後に原則として開催されることになっており、ほぼそのように運営された。4、5月には、三谷教務委員長からの「一未修者学生の法科大学院での授業と成績評価に関する投書」の紹介・問題提起に基づいて、未修者教育の現状と課題について意見交換や、厳格な成績評価についての意見交換が行われた。6月以降は、議論の多くを、学生授業評価アンケート調査の実効化に向けての改善や学生への結果の公表のあり方、また、アンケート調査結果への各担当教員のレスポンスのあり方をめぐって、集約

⁸⁶ 東洋大学法科大学院FD会議規則 参照。

⁸⁷ 全体FD会議・各系FD会議記録 参照。

的に真摯な議論を行い、「4-1-2 学生評価」に記載のような種々の改善を実現することが出来た。この間に、7月には、新司法試験問題に関する学外からの「アンケート」や学外での「シンポジウム」があったことを契機に、シンポジウムに参加した前田教授や藤村教授に簡単な報告を求め、それらを基に、新司法試験問題と法科大学院教育、本法科大学院教育との整合性などについて検討を行ったり、9月には藤村学生生活委員長の問題提起を受けて、学生生活実態アンケート調査項目等について意見交換を行った。12月には、藤村学生生活委員長からの「学生のメンタル・ケアが法科大学院でも問題となる」との提案を受けて、東洋大学学生相談室の相談員を講師に招き、主として学部学生についてのデータが基礎であったが、「メンタルサイドから見た学生対応」について研修するという企画を実現した。また、2月には、東洋大学全体としても、シラバス作成の改革が行われたのを踏まえて、「到達目標」「各回の授業内容」「成績評価方法と基準」などの明確化を今までよりも進めた「シラバス作成要領⁸⁸⁾」の検討を行った⁸⁹⁾。

全体FDの構成員は、専任教員であり、ほとんどの教員が出席している。消極的な教員には院長から注意を促すこともある。

(3) 法分野ごとに「公法系」、「民事系」、「刑事系」、「選択科目系」に分けて設置された、系列ごとのFD会議のうち、民事系FD会議は、平成18年度からは、毎月開催を目途に、目下は1.5月に1度のペースで行われ、各教員のシラバス・授業内容や期末試験問題などを検討し、意見を反映させ、一層の充実を図っている。他の刑事系FD会議や公法系FD会議も、平成18年度からは、定期開催化が図られている。公法系FD会議では、平成19年度より、新たに実務家教員が加わり、期末試験や入試問題の点検や意見交換が行われ、「理論と実務の架橋を図ること」なども少しずつ行われ始めたところである。なお、「選択科目系」については、平成19年度には、「知的財産権法」担当の盛岡教授1人のみということもありこれを廃止し、同教授には担当科目の内容を考慮して民事系FD会議に加わることとなった。

刑事系FD会議は、2～3か月に1度行われ、アカデミックアドバイザーの法科

⁸⁸⁾ 「2008(平成20)年度法科大学院シラバス作成要領」(資料39)参照。

⁸⁹⁾ 全体FD会議記録、平成20年2月22日付「法科大学院におけるFD活動」(資料14)及び「東洋大学法科大学院平成19年度教育・研究活動報告」(平成20年3月31日発行『白山法学』4号)(資料18)p215-227参照。

大学院への関与について議論した。

各系のFD会議の構成員は、会議の運営の都合上、専任教員となっているが、民事系FD会議には、非常勤の派遣裁判官も数回出席している。

(4)平成19年度において、授業や成績評価については、全体FDや教授会で活発に議論が行われ、以下のことが導入された。その一つは、「プロセスによる評価」の実施である。定期試験だけでは、学生の到達度をすべて測ることは困難であることから、通常試験や中間試験などを実施し、さらには、定期試験問題も量と時間を増やし、到達度を反映したものとするのである。また、成績評価を客観化するために、試験問題を各系で予め議論することも奨励された。さらに、出席点については、学生の到達度を反映するものではないので、これを廃止した。

授業内容については学生の要望が問題となるが、これについては、4-1-2に述べているように、授業アンケートの結果を受け、そのコメントの中で各教員の改善案などが示されることとされている。

また、平成19年度に原級者が6名出たが、原級者に休学を認めることによって授業料等の負担を半減できるように、原級者の単位の再履修を見直した。

(5)FD活動上重視されている、教員相互間による授業参観を通じての教授手法と教育内容の改善については、本法科大学院でも、平成18年度においては、教員が他の教員の授業参観を行い、相互評価を行うことが決定され、個別的には実施されるようになったが、あくまで個々の教員の自主的対応にとどまり、平成18年度に受けた法務研究財団のトライアル認証評価の際にも組織的取り組みが必要との課題を指摘されていた⁹⁰。教員による授業参観の参観報告書のフォーマットは既に平成18年度に完成していたが、組織的取り組みには至らず、平成19年度以降に組織的な取り組みを開始した。春学期においては後藤教授の提案に応じて、若干の研究者教員4名が同教授担当の「刑事法総合」での弁護受任模擬授業の参観を行い、他にも1件の参観があった。

しかし、秋学期には、全体FD会議長の提案に基づき、教授会決定を経て、組織

⁹⁰ 平成19年5月17日付『トライアル評価報告書』(資料40)参照。

として、平成 19 年 11 月 5 日から 16 日までの 2 週間を「授業参観期間」とし、専任教員同士でできるだけ相互に授業参観を行うこととした。実施した結果としては、3 名の教員による延べ 4 講義の授業参観（1 件は非常勤講師担当科目の授業参観）と報告書の作成提出の実現となった。これは数の上においても、到底成功したとは言えないものであるし、その報告に基づいて F D 会議や教授会で検証を行うというまでにも至っていない。平成 20 年度には、実効的取り組みの一層の工夫が必要である。

(6) 平成 19 年度には、教員の外部研修にも積極的に取り組んだ。2 名の研究者教員が司法研修所での研修（民事・刑事）へ参加した。これを受け、6 月教授会で、参加できなかった研究者教員の研修を奨励した。

また、外部研修の際の報告書のフォーマットの整備にも、平成 19 年度に取り組んだ。外部研修への参加としては、「法科大学院認証評価シンポジウム」や「新司法試験問題の検討シンポジウム」などへの参加等が積極的に行われた⁹¹。

(7) 学生授業評価アンケート等への取り組みは、「4-1-2」に譲る。

2. 点検・評価

F D 活動体制の整備は、平成 18 年度の後半、そして平成 19 年度に急速に整備され、学生授業評価アンケート調査の改善や内部研修の企画実現など、一定の成果を上げることが出来た。授業参観への組織的取り組みはようやく始まったところであり、多くの教員の相互参加の実現と全体 F D 会議や各系 F D 会議でのその検討などの実現が課題である。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

⁹¹ 「2007 年度外部研修記録」(資料 25) 参照

(1) 平成 20 年度においては、各学期において「授業参観期間」をもう少し長く設定し、参観報告を受けて、全体 F D 会議や各系 F D 会議で検討する。また、「参観期間」の設定が、それ以外の期間の参観免除とならないように、通常時の相互参観も組織として進めていく方策を検討する。

(2) 外部研修への参加もさらに増やしていくことを検討する。

(3) 新潟大学からの要請を受けて、文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に、新潟大学法科大学院および北海学園大学法科大学院とともに、「複数大学協働による F D システムの開発」プログラムを共同申請。

同プログラムは、「F D 活動の効果的な実践、特に複数の法科大学院が合同で実施する F D 活動は、法科大学院が、その設立の趣旨に基づき期待されている役割を果たすために教育内容・方法および成績評価方法・基準の改善・向上を図る上で最も実効性がある」という認識に立っての取り組みである。

これを機会に、新潟大学法科大学院・北海学園大学法科大学院と F D 活動の充実に取り組んでいきたい。¹⁰⁷

¹⁰⁷ 「複数大学協働による F D システムの開発」プログラム申請書 参照。

4 - 1 - 2 学生評価

(評価基準)教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

教育内容や教育方法に対する学生評価の把握の試みとして、本法科大学院では、学期毎の授業評価アンケート調査、提案箱、学期毎の懇話会の際の「学年毎のクラス担任と学生との懇談会」や各学期末の「学生面談」などが行われている。

(1) 授業評価アンケート

(ア) 平成 18 年度までの取り組み状況

授業評価アンケート調査は、平成 16 年度秋学期から、無記名で、春学期・秋学期に各 1 回行ってきた⁹²。アンケート項目は全 28 項目に及び、講義方法について 11 項目、授業内容について法律基本科目とそれ以外の科目でそれぞれ 3 項目、担当教員について 5 項目、受講環境について 2 項目、総合評価について 4 項目、それにさらに自由記述の欄を設ける形で行われてきた。平成 16 年度から平成 18 年度における回収率は、平成 16 年度秋学期 68.20%、平成 17 年度春学期 30.02%、平成 17 年度秋学期 41.70%、平成 18 年度春学期 57.60%、秋学期は、55.20%で、この 5 回の平均は、50.54%であった。調査結果は、教授会において各教員へ通知し、当初は各教員に任されていたが、各系 F D 会議などで検討されるようにはなっていた。また、学生への結果の公表は行われていなかった。

以上の「現状」に対して、平成 18 年度に受けた、法務研究財団のトライアル評価では、回収率の低い点、F D 活動へ活かす組織的取り組みの不備、学生への公表といった改善の指摘を受けた。

(イ) 平成 19 年度の取り組み状況

平成 19 年度の春学期には、課題の解消に向け、全体 F D 会議での議論を経て、

⁹² 「授業評価アンケート実施状況記録」(資料 41) 参照。

教授会で決定という形で、組織としてそれぞれの課題を取り上げて改善に取り組んだ⁹³。回収率の改善のために、授業時間内にアンケート調査を行うこと、教員のアンケートへの影響力の排除の徹底という観点から、アンケート記載時や回収時には教員は教室から退出済みとすること、学生への掲示を丁寧に行うことにした。具体的には、1) 開講されている全授業につき、その第 13 回目か第 14 回目のいずれか担当教員の都合の良い回において、その授業時間の終わりの 15 分ほどを使って実施する。2) 担当教員は、授業を早めに終え、授業評価アンケート用紙を配付し終えたら教室を退室、アンケート用紙の回収には、事務職員が当たることになった。この結果、全開講 44 科目の授業につき、アンケート回収人数 901 名を、正規登録受講者 1091 名で割って算出した回収率は、83.3%となった⁹⁴。全体を通した平均評点は 4.1 であった。

ちなみに、秋学期には、項目を少しだけ見直して、実施期間を日程上の都合もあって 1 週間とし、調査対象項目から、どうしても評価の甘くなる「セミナー科目」（履修しても単位にならない科目で、登録者中、かなりの人数が回の早い内に聴講しなくなるため、最後まで残った受講者は当然その授業に満足している学生ということになる）や登録受講者の極めて少ない科目（具体的には 2 名までの科目）ははずすことにした、という点、それと、アンケートの開票集計を学期末の成績評価を教員が終えてから行うことの徹底（その旨を学生にも掲示⁹⁵）などの点を除き、春学期を踏襲して実施した。その結果、事務局の計算によると、正規履修登録者 898 名中、回答者数 809 名となり、回収率は、90.1%となった。平均評点は 4.2 であった。このように、平成 19 年度は、回収方法の変更や学生の参加への広報活動や工夫などにより、実態を反映したアンケート調査になったものといえよう。また、後述のように、春学期アンケートにつき、学生へ結果の公表・配付を行い、教員からの結果へのコメントも学生に公表・配付を行う⁹⁶などの対応をしたこともあり、秋学期の自由記述などを見る限り、学生も、法科大学院側の真剣さを受け止めて、

⁹³ 平成 19 年 7 月 3 日付「平成 19 年度春学期法科大学院授業評価アンケート」の実施について（依頼）」（資料 42）および平成 19 年 7 月実施「東洋大学法科大学院授業評価アンケート調査『質問用紙』」（資料 43）参照。

⁹⁴ 「授業評価アンケート実施状況記録」（資料 41）参照。

⁹⁵ 平成 19 年 12 月 19 日付「2007 年度秋学期・学生授業評価アンケート調査の実施について」（資料 44）参照。

⁹⁶ 平成 19 年 9 月 21 日「東洋大学法科大学院・2007 年度春学期・学生授業評価アンケート調査結果の公表について」（資料 45）および平成 19 年 10 月 30 日「東洋大学法科大学院・2007 年度春学期・学生授業評価アンケート結果への専任教員コメント集の公表・配付」（資料 46）参照。

かなり真摯にアンケートに取り組んでくれたことが窺われる。

(ウ) 授業評価アンケート後の対応と実施の工夫

平成 19 年度の春学期以降、授業評価アンケートについては、全科目の各調査項目の平均値などをまとめた一覧表を作成し、それを印刷物として配付する形で、学生への結果公表を行った。また、自由記述欄についても、事務室で随時閲覧できるようにした。

また、数値として出てきた担当科目への結果及び自由記述を踏まえて、当該教員にコメントを寄せてもらい、それをまとめたものを印刷配付する形での公表も全体 F D 会議での議論を経て教授会で承認されたので、コメント記載のフォーマットを用意し、記入してもらったものを学生に公表することが出来た。そうした作業を通して、従来より、アンケート調査結果を教員としても、組織としても共有し、教育方法や教育内容の充実に反映できた。実際、秋学期のアンケート調査での学生の自由記述の中には、そのような評価の記載も見受けられる⁹⁷。なお、学生が成績評価を気にすることなくアンケート調査に応じられるようにと考えて、アンケート調査の開票・集計作業を 2 月下旬にしたため、日程的にかなり厳しいが、秋学期のアンケート調査についても同様の結果の公表を予定している。

(2) 提案箱制度

本法科大学院では、平成 18 年度からは、学生の意見は、授業評価アンケート調査以外に提案箱を事務室脇の廊下に設置し、意見・要望・苦言等の「提案」をいつでも投函できるようにし、原則 1 カ月ごとに、学生生活委員会の手によってそれを開け、その都度、委員会で寄せられた提案への回答案を検討し、必要なものについては教授会の承認を経て回答を行っている。また、平成 19 年 11 月下旬に本学法人が、本法科大学院のある白山第 2 キャンパスに平成 21 年度に国際地域学部を移転することを決定した。それに伴って、必要な工事などが始まるため、学生にもいろいろと不安も生じた。そこで、本法科大学院としては、本学法人による学生への説

⁹⁷ 学生授業評価アンケート集計参照。

明の場を設定する⁹⁸とともに、あわせて、この件に関する意見や要望や質問を受けるための「提案箱」も用意した⁹⁹。

(3) 学生面談とクラス担任との交流会

上記の他に、学期の始めや終わりに、法科大学院懇話会を開き¹⁰⁰、その際に、学年毎に学生と学年担当のクラス担任教員とが話し合う機会を作っている。また、学期末に学習カルテを踏まえて行われるクラス担任教員との「学生面談」という機会もある¹⁰¹。このような機会に、学習上の要望や質問が学生より出され、教員がそれに対応しているが、検討が必要なものや改善の必要なものについては、教務委員会や教授会で検討されるようになっている。

2. 点検・評価

以上のように、平成 19 年度には、教育方法や教育内容についての学生評価を把握し、その結果を改善に活用する試みが組織として追求され、かなりの成果を上げたといえる。しかしながら、ごく一部の教員において、授業評価アンケートでの指摘事項の改善や学生面談などについて、望ましい対応をしていない教員もいるようである。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

「教員の授業評価アンケート結果へのコメント」の内容や公表については、もっとルールを明確に、という声も教員間にある。現在よりも後退しないように心がけながら、明確化に努めたい。また、授業評価については、中間に実施することや、成績評価についてのアンケートをとることも考えられる。工夫してみたい。アンケートで学生から指摘された改善事項については、組織として改善に取り組んでいく。

⁹⁸ 平成 19 年 12 月 12 日開催「白山第 2 キャンパス利用計画説明会（記録）」（資料 47）および平成 20 年 2 月 5 日開催「白山第 2 キャンパス利用計画説明会（記録）」（資料 48）参照。

⁹⁹ 「『白山第 2 キャンパス工事等の要望』メールボックスの設置について」（資料 49）参照。

¹⁰⁰ 「法科大学院懇話会ファイル」（現地調査時閲覧）参照。

¹⁰¹ 「学生面談記録ファイル」（現地調査時閲覧）参照。

第5分野 カリキュラム

5 - 1 - 1 科目設定・バランス

(評価基準) 授業科目が法律基本科目群, 法律実務基礎科目群, 基礎法学・隣接科目群, 展開・先端科目群の全てにわたって設定され, 学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

1. 現状

(1) 本法科大学院のカリキュラムはこの2年間でかなり変わった¹⁰²。大規模な変更を伴う平成19年度カリキュラムは、未修者の教育、新司法試験の結果や修了後のことを配慮し、さらに学生からの要望の強かった科目を増やしたことによるものである。小規模な変更を伴う平成20年度カリキュラムは、すべての科目を2単位としたことに特徴がある。これらは、学則変更届として、それぞれ文部科学省に届け出ている。

ア 平成19年度カリキュラム改革の内容

法律基本科目群では、公法という科目よりも憲法と行政法を分離して教育した方が効率的であるという考えから、「公法」(2単位)と「公法」(4単位)を廃止し、「憲法」(2単位)、「憲法」(2単位)、「行政法」(2単位)と「行政法」(2単位)に再編成し、また、未修者教育を考慮し、1年次(未修者)の民法科目をそれまでの「民法」から「民法」までの12単位に「民法(担保物権)」分野を新たに分離し、「民法」として加え、一部ローマ数字の付け替えを行って、「民法」から「民法」の14単位にしたことである。さらに、法律実務基礎科目群では、法曹養成にとっての起案の重要性を考慮して、「法情報調査」(1単位)を「法情報調査・法文書作成」(2単位)に再編成し、また、修了後の実務能力のことを考慮し、新たに、「模擬裁判」(2単位)、「民事実務演習」(2単位)、「公法実務演習」(2単位)を開講した。また、展開・先端科目群では、より専門性を強めるために開講科目の

¹⁰² 「平成20年度履修要覧」P7参照。

4単位化として、「環境法」(2単位)、「経済法」(2単位)、「租税法」(2単位)、「国際私法」(2単位)を新たに開講し、加えて、本法科大学院が目標としている「専門訴訟に強い法曹」の養成ということで、まず、「特殊不法行為法」(交通事故・2単位)、「特殊不法行為法」(建築瑕疵・2単位)、「特殊不法行為法」(医療過誤・2単位)を、それぞれ「交通事故紛争処理法」(2単位)、「建築関係紛争処理法」(2単位)、「医療過誤紛争処理法」(2単位)に名称変更して内容の伝わりやすいものにし、新たに、「民事執行・保全法」(2単位)、「憲法訴訟」(2単位)、「行政救済法」(2単位)、「会社訴訟」(2単位)を開設した。さらに、開設の要望の強かった「国際公法」(2単位)、「国際公法」(2単位)を開設した。また、法改正を受けて、「証券取引法」(2単位)を廃止し、「金融商品取引法」(2単位)を新たに開設した。また、重複科目や開講科目が増えたことなどを考慮し、「国際担保取引法」(2単位)、「国際金融取引法」(2単位)、「比較憲法」(2単位)や「経済刑法」(2単位)を廃止した。

そして、重要なことであるが、法律基本科目群と法律実務基礎科目群が増えたことから、修了要件単位を93単位から98単位へと変更し、平成19年度入学者(未修・既修)から適用することにした¹⁰³。

イ 平成20年度カリキュラム改革の内容

セメスターでは2単位科目が標準であること及び4単位科目ではGPAの計算でかなり問題があることなどを考慮し、4単位科目を廃止し、すべて2単位とした。未修者コース1年生の開講科目では、「刑法」(4単位)、「刑法」(2単位)を「刑法」(2単位)、「刑法」(2単位)、「刑法」(2単位)とし、「商法」(4単位)と「商法」(2単位)を「商法」(2単位)、「商法」(2単位)と「商法」(2単位)とした。また、2年生開講科目では、「民事訴訟法」(4単位)を「民事訴訟法」(2単位)と「民事訴訟法」(2単位)にし、「刑事訴訟法」(4単位)を「刑事訴訟法」(2単位)と「刑事訴訟法」(2単位)とした。さらに、刑事法分野の展開・先端科目が少ないことを考慮し、「経済刑法」(2単位)を復活させた。

¹⁰³ 平成20年度履修要覧P11参照。

(2) 4つの科目群の開設科目数は、平成20年度の場合、以下の通りである。(平成16～18年度教育課程表上の開設科目数とともに、平成19年度修了生がどの程度履修したかを示した。)なお、平成20年度の開講科目については、4月1日のガイダンスにおいて学生に配付された「平成20年度履修要覧」に掲載されており¹⁰⁴、また、本法科大学院のHPにも掲載されている¹⁰⁵ので、学生はいつでも確認することができる。また、平成19年度の開講科目や平成16年度～平成18年度の開講科目についても、それぞれの年度の教育課程表が適用される学生がいることから、「平成20年度履修要覧」に掲載されているとともに¹⁰⁶、HPでもそれは見ることができる。

平成16～18年度教育課程表上の開設科目数

科目群	開設科目数	必要単位数
法律基本科目群	25	60
法律実務基礎科目群	8	7
基礎法学・隣接科目群	9	4
展開・先端科目群	33	22
合計	75	93

平成19年度修了生の履修状況

科目群	開設科目数	履修単位数の平均	
		未修	既修
法律基本科目群	25	60.0	30.0
法律実務基礎科目群	8	8.4	8.1
基礎法学・隣接科目群	9	4.2	4.0
展開・先端科目群	31	23.7	23.4
合計	75	96.3	65.5

既修者コースは、1年次配当の法律基本科目群の必修科目30単位が入学時に認定されている。

¹⁰⁴ 平成20年度履修要覧 p 7 参照

¹⁰⁵ <http://www.toyo.ac.jp/daijakuin/law/student/youran08.pdf> 参照。

¹⁰⁶ 平成20年度履修要覧 p 8-9 参照

平成 20 年度教育課程表上の開設科目数

科目群	開設科目数	必要単位数
法律基本科目群	32	64
法律実務基礎科目群	11	12
基礎法学・隣接科目群	10	4
展開・先端科目群	33	18
合計	86	98

(3) 前述したように、修了要件単位数は 98 単位である。そして、法律基本科目群 64 単位は、すべて必修である。法律実務基礎科目群では、12 単位をとる必要があり、「法情報調査・法文書作成」(2 単位)、「裁判法・法曹倫理」(2 単位)、「民事訴訟実務の基礎」(2 単位)、「刑事訴訟実務の基礎」(2 単位)の 4 科目 8 単位が必修であり、あと 4 単位を別の科目から取らなければならない。選択科目では、基礎法学・隣接科目群として、「法学概論」、英・独・仏の「外国法」(各 2 単位)、「法哲学・法思想史」(2 単位)や「コーポレートガバナンス論」(2 単位)、「法と政治」(2 単位)等といった基礎法学・隣接科目群の科目を 4 単位取らなければならない。そして、あとの 9 科目 18 単位を、学生は展開・先端科目群(33 科目)から自由に取ることができるようになっている。

なお、展開・先端科目群の「論文作成」(2 単位)については、本法科大学院設置時から平成 18 年度入学者までは必修としてきたが、この科目について、その目的が法曹としての起案・法律文書作成能力の向上を図るということであったが、他に法曹としての起案能力を図る科目(「法情報調査・法文書作成」など)もあること、その他の科目における通常の授業においても起案の機会がないわけではないこと、2 クラス化で教員の負担も増えたことなどから平成 19 年度入学者以降の教育課程表からは削除した。また、従来、純粹未修者の教育を考慮し、カリキュラムの不足を補い、かつ、専任教員の負担コマ数の平準化の必要から、セミナー科目を時間割上設けてきた。平成 19 年度では、「憲法セミナー」、「憲法セミナー」、「行政法・」、「(平成 18 年度以前入学者対象)」、「民事法セミナー」、「民事法セミナー

、「刑事法セミナー」を開講した¹⁰⁸。平成 20 年度は、法律基本科目の 2 クラス化の充実又は新しい科目が開講されたことに伴い、教員の負担が平準化したことにより、開講する必要がなくなり、「商法セミナー」と「要件事実の考え方セミナー」の 2 科目だけになった¹⁰⁹。

2. 点検・評価

(1) 本法科大学院の開設から、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群がそれぞれ開設されており、適切である。法律基本科目群はすべて必修科目であるが、平成 19 年度から修了要件の 98 単位のうち 64 単位にとどめられているので、法律基本科目群とそれ以外の科目群とのバランスはとれていると考える。法律実務基礎科目群では、12 単位以上を、基礎法学・隣接科目群では 4 単位以上を、展開・先端科目群では 18 単位以上をとらせる修了要件となっており、法律基本科目群を除く科目を合計 34 単位以上取らせる修了要件となっており、問題はない。

(2) 平成 19 年度の教育課程表は、特にクレームは出ていない。ただし、いままで授業科目は 4 科目群の科目全てについて開講されてきたが、平成 19 年度春学期には、基礎法学・隣接科目群の「法と経済」が不開講となり、また、秋学期においては展開・先端科目群の「実務英文契約の法理」と「金融商品取引法」(いずれも 2 単位)の 2 科目について、適任者の調整がつかず、不開講となった。

なお、平成 20 年度においては、3 科目とも開講でき、解決した。

(3) 時間割の組み方については、平成 19 年度では、法律基本科目や実務基礎科目を学生にとりやすいように 2 限～5 限に設定し、さらに、学生が授業内容を復習しやすいように、法律基本科目や実務基礎科目が連続しないように工夫をした。この方針¹¹⁰は、平成 20 年度でも維持されてはいるが、2 クラスという方針により時間割が過密化したことから、法律基本科目や法律実務基礎科目について 6 限でも開講せ

¹⁰⁸ 法科大学院時間割(平成 20 年度春学期・秋学期)参照。

¹⁰⁹ 教授会議事録(現地調査時閲覧)参照。平成 20 年 4 月 8 日開催教授会にて承認。

¹¹⁰ 「平成 19 年度時間割編成平成 19 年 1 月 16 日付「平成 19 年度時間割編成方針」(資料 50)、平成 19 年 12 月 4 日付「平成 20 年度時間割編成方針」(資料 51)参照。

ざるをえなくなった。また、4単位から2単位化した「刑法」と「刑法」と「刑事訴訟法」と「刑事訴訟法」については、従来の方式を継承し、春学期に週2回授業を行い、学期をさらに半期で完結させて連続してとらせることとし、そのこととともない、「刑法」と「刑事訴訟法」については、開始日を1週間早くすることにより、定期試験日とその準備期間を設ける工夫もした。時間割については、まだまだ検討すべき余地はあるように思われる。また、科目の開講時期について、「憲法総合」を3年春学期、「行政法総合」を3年秋学期にしたが、これは妥当かどうか問題の残るところである。開講時期については、年間の履修条件などの制約があり、この点との調整が問題となる。

(4) 学生の履修で問題なのは、展開・先端科目群の履修について、新司法試験の選択科目への偏りが見られ、本法科大学院が目標とする「専門訴訟に強い法曹」の養成という観点から履修を奨励している「建築関係紛争処理法」などを履修する者が少ないということである。

展開・先端科目群科目や他の選択科目について、積極的な履修を薦める指導は、組織的には行っていなかったが、平成19年度からは、ガイダンスを年度途中にも行い、履修指導を行っている。また、展開・先端科目群など必修でない科目については、2年次でも3年次でも履修できるように配慮しているが、2クラス化により時間割が過密化し、現実には2年次では取れない科目も増えており、また同時に、特定の選択科目について、取れるクラスと取れないクラスが生じるという、不公平も起こってきた。

(5) 法律実務基礎科目群について、12単位以上という修了要件を規定しており、そのうち8単位を必修科目としたことから、選択科目となっている「ロイヤリング」や「臨床科目」、平成19年度に新たに開講した「模擬裁判」や「公法実務演習」を学生側で積極的には取らない状況があることも、実務家的視点を持つ法曹を養成する目的である法科大学院にとっては、根本的な問題であると考えられ、今後の課題となっている。

(6) いわゆるセミナー科目を開設してきたが、これについては、自主参加で受講生

も多くなく、また、試験もないので、学生の自主学習時間を奪うものとはなっていない。なお、平成 20 年度からは、「商法セミナー」と「要件事実の考え方セミナー」の 2 科目だけになっている。また、要件事実教育については、どういう形で継続するのか、今後検討する必要があると考えている。

(7)「憲法訴訟」、「行政救済法」と「会社訴訟」について、こうした科目が法律基本科目に類似するものと誤解されるおそれがあると危惧している。本法科大学院では、「人権感覚に富んだ法曹」「専門訴訟に強い法曹」と「企業法務に強い法曹」を教育目標に掲げ、この目標を実現するものとして、平成 19 年度から 3 つの科目を設置した。「憲法訴訟」と「行政救済法」は「専門訴訟に強い法曹」をめざすものであり、さらに、それらが人権に関わる可能性が強いことから「人権感覚に富んだ法曹」を養成することに資することにもなる。また、「会社訴訟」は、「企業法務に強い法曹」の養成に資するものである。そして、科目の内容についても、展開・先端科目として位置づけを忘れないように心がけるように担当者をお願いしている。ところで、平成 19 年度の受講生数をみると、以下のように、学生は 3 つの科目をそれほど受講していない¹¹¹。

平成 19 年度	「行政救済法」36 名、	「憲法訴訟」16 名、	「会社訴訟」28 名
平成 20 年度	「行政救済法」15 名		

3. 自己評定

B

4. 改善計画

履修が偏らないよう、平成 20 年度以降も、展開・先端科目群科目や選択科目の積極的な履修を薦める指導を行っていく。特に、春学期および秋学期の各学期始めにおいてガイダンスなどを行い、全学生に薦めていく。また、学生の履修状況を踏まえて、偏った履修になっていないかどうか、さらに検証をしていく。なお、セミナー科目に

¹¹¹ ただし、平成 19 年度の 3 年生には、行政法の科目は行政法総合しか開講されていなかったため、行政救済法はそれを補う科目として、多くの学生が受講している。

については、今後は廃止していく。

平成 21 年度カリキュラムにおいて、本法科大学院の目標とする「企業法務に強い法曹」と「専門訴訟に強い法曹」の教育目標を実現するため、学生がそれらに資する科目を履修できるように、修了単位数を増やすなどカリキュラム改革を検討する。また、「憲法訴訟」、「行政救済法」や「会社訴訟」については、それらが展開・先端科目であることの位置づけをより一層明確にするため、内容の再吟味や名称の変更などを検討する。

5 - 1 - 2 科目の体系性・適切性

(評価基準) 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1. 現状

授業科目の開設状況については、履修要覧¹¹²・時間割表¹¹³に記載されている通りである。

(1) 本法科大学院では、3年間の修業年限を原則として、段階的・発展的な教育体系をとっている。1年次には、基本的法分野に関する基本的知識の体系的な理解と法的思考能力を教育目標として、法律基本科目などを配置し、2年次には、基本的法分野におけるより高度の専門知識の修得と総合的な法的分析力の育成を主眼とする演習的な法律基本科目と法律実務基礎科目、とより専門的で多様な視点の形成を目的とする展開・先端科目が配置され、3年次では、より法律実務の基礎を深める法律実務基礎科目や、専門的で多様な視点の形成を目的とする展開・先端科目が配置されている。

ア 1年次開設科目

法律基本科目として、憲法、民法、刑法と商法の科目を開設し、外国法科目や法哲学などの基礎科目、そして、「法情報調査・法文書作成」を開設している。なお、法律基本科目と「法情報調査・法文書作成」は必修科目である。平成18年度まで、「法情報調査」(1単位)であったが、1年生の起案能力を考慮して、平成19年度から「法情報調査・法文書作成」(2単位)に変更した。また、平成18年度まで、「公法」と「公法」を開講していたが、平成19年度からこれを「憲法」、「憲法」、「行政法」と「行政法」に再編し、後二者は2年次科目とした。平成19年度から、純粹未修者のことを配慮して、「法学概論」を開講した。平成20年度からセメスターの科目は2単位が標準であることから、すべて2単位とした。「刑法」と「刑法」は春学期開講であるが、「刑法」は定期試験を考慮して、授業開始を早めている。また、商法とくに会社法は未修者にとって修得が難しいと思わ

¹¹² 「平成20年度履修要覧」p7参照。

¹¹³ 「平成20年度時間割表」参照。

れるので、平成 20 年度から春学期に「商法 」秋学期に「商法 」という形で分散して開設することにした。

イ 2 年次開設科目

法律基本科目では、講義形式中心科目である行政法、民事訴訟法や刑事訴訟法の科目が、演習形式の科目である「民事法総合 Ⅰ」「民事法総合 Ⅱ」「民事法総合 Ⅲ」「民事法総合 Ⅳ」「民事法総合 Ⅴ」や「刑事法総合 Ⅰ」が開設されている。そして、法律実務基礎科目として「法情報調査・法文書作成Ⅰ」「裁判法・法曹倫理Ⅰ」「ロイヤリング」や「臨床科目」が開設され、基礎法学・隣接科目として「コーポレートガバナンス論」と「財務会計論」が開設されている。なお、法律基本科目と「法情報調査・法文書作成」と「裁判法・法曹倫理」は必修科目である。平成 19 年度から、「臨床科目」が法曹教育において重要であり、受講生を増やすことを考慮して、3 年次科目から 2 年次科目に下げている。また、平成 19 年度から、「行政法 」と「行政法 」が新たに開設された。そして、平成 20 年度から、法律基本科目がすべて 2 単位化され、「刑事訴訟法 」と「刑事訴訟法 」は春学期に開講されるが、定期試験を考慮して、「刑事訴訟法 」の開講を早めている。そしてまた、平成 20 年度から「民事訴訟法 」を春学期開講とし、「民事訴訟法 」を秋学期開講とした結果、秋学期に開講される「民事法総合 」との積み上げについては内容上の調整を行うなど一定の配慮を行った。さらに、展開・先端科目についても、平成 19 年度から 2 年次からすべて選択することができることとなった。

ウ 3 年次開設科目

法律基本科目として、「憲法総合Ⅰ」「行政法総合Ⅰ」「民事法総合Ⅰ」「民事法総合Ⅱ」や「刑事法総合Ⅰ」が開設され、法律実務基礎科目として、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」「模擬裁判Ⅰ」「民事実務演習Ⅰ」「民事実務演習Ⅱ」「刑事実務演習Ⅰ」「公法実務演習Ⅰ」の各科目を配置し、基礎法学・隣接科目として「法と経済Ⅰ」「法と政治Ⅰ」や「法と公共政策Ⅰ」が開講され、さらに、展開・先端科目として 33 科目が開講されている。なお、法律基本科目と法律実務基礎科目の「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」が必修である。ただし、平成 18 年度入学生まで必修科目であった「論文作成」は平成 19 年度から廃止した。平成

19年度から、「憲法総合」、「行政法総合」と「民事法総合」は2年次開講科目であったが、これを3年次開講に変更した。また、展開・先端科目は、平成18年度まで26科目であったが、専門性や学生の要望などを考慮して、これを平成19年度から32科目に、平成20年から33科目に増やし、増えた科目については、平成18年度以前入学生にも選択できるよう配慮した。平成19年度から、修了後のことを配慮して、法律実務基礎科目として「公法実務演習」を、平成20年度からは「模擬裁判」と「民事実務演習」を学年進行にともない開設した。

(2)ところで、本法科大学院では、「人権感覚に富んだ法曹の養成」、「企業法務に強い法曹の養成」、「専門訴訟に強い法曹の養成」を教育目的(目標)として掲げている。特に、専門訴訟、企業法務に強い法曹を目指して入学してきた学生の期待に応えるため、いくつかの授業科目を用意している。専門訴訟に強い法曹の養成については、平成18年度までは、「特殊不法行為法」(交通事故)、「特殊不法行為法」(建築瑕疵)、「特殊不法行為法」(医療過誤)、「家族紛争処理法」、「知的財産権法」を配置していたが、平成19年度からは、名称も新たに、「交通事故紛争処理法」、「建築関係紛争処理法」、「医療過誤紛争処理法」とし、さらに、「家族紛争処理法」、「知的財産権法」に加えて、新たに「憲法訴訟」、「行政救済法」を開設した。企業法務に強い法曹を希望する学生には、「企業法務」、「国際取引法」、「倒産法」、「経済法」、「消費者法」、「租税法」などの授業科目を設けている。

(3)平成19年度から、双方向や多方向の授業を可能とするため、2年生以上の法律基本科目と「法情報調査・法律文書作成」は、2クラス(1クラス25名以内)で開設した。また、より少人数教育を推進するため、平成20年度から、1年生の民法の5科目を除いて、法律基本科目は2クラスにした。

(4)授業科目の開講については、学生の勉強の効率や負担がかからないよう配慮している。時間割表の作成方針として、平成19年度から、必修科目は1日3科目以内、法律基本科目は、原則として2時限から5時限に入れ、予習などを考慮に入れて法律基本科目は連続して開講しないように配慮している。

ただし、2クラス化により、時間割が過密化し、柔軟な組み方が困難となっているという現状もある。

2. 点検・評価

3年間の段階的・発展的な教育体系については、問題点を整理し、学生ができるだけ、効率的に、しかも修了後のことを配慮して、より良いものにしてきたと評価することができる。ただ、個々の科目の細かな相互関係までは検証していない。

「企業法務に強い法曹の養成」、「専門訴訟に強い法曹の養成」について科目を配置しているが、それらの科目の学生の履修状況については、年度ごとの成績一覧で把握し¹¹⁴、受講生が少ないという問題があると認識している。今後は、どうすれば学生の履修を増やすことができるか、を検討し、また、学生が「企業法務に強い法曹」又は「専門訴訟に強い法曹」になることを自覚できるように、一層のカリキュラム整備などを検討する。

平成18年度までは、必修科目が同一曜日に集中することがあり、問題とされていた。平成19年度からは、学生の無理がないように配慮した時間割を組んだ。曜日間のバランスを考慮し、時間割調整を行うとともに、教授会開催曜日である火曜日の午後に非常勤講師担当科目を配置できるよう調整した。平成19年度には、競合科目がないことや展開・先端科目群科目の3年次配当科目を2年次に下げたことから、特定の科目（「知的財産権法」）に受講者が集中する事態が生じた。これを反省して、平成20年度には改善した時間割を作成した¹¹⁵。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

3年間の段階的・発展的な教育体系については、これからも、より良いものにするように、引き続き検討する。

また、「企業法務に強い法曹養成」、「専門訴訟に強い法曹養成」という本法科大学

¹¹⁴ 9月、3月の定例教授会資料の「成績一覧」（現地調査時閲覧）参照。

¹¹⁵ 平成20年度法科大学院時間割 参照。

院の教育目的（目標）を追求するため、以下の改善計画が平成 19 年度の教務委員会で決定されている。平成 21 年度カリキュラムとして、展開・先端科目群に以下の 3 つの選択履修コースを設定し、当該コースの選択者は当該コースから 8 単位以上を履修し、残りの 10 単位以上を他のコースからも履修することができるものである。

企業法務コース：「企業法務」₁、「会社訴訟」₁、「金融商品取引法」₁、「経済法」₁、「倒産法」₁、「知的財産権法」₁、「国際取引法」₁、「国際私法」₁
市民生活型専門訴訟コース：「交通事故紛争処理法」₁、「建築関係紛争処理法」₁、「医療過誤紛争処理法」₁、「家族紛争処理法」₁、「消費者法」₁、「労働法」₁、「租税法」₁、「民事執行・保全法」₁
公益型専門訴訟コース：「憲法訴訟」₁、「行政紛争処理法」（行政救済法の名称変更）₁、「情報法」₁、「少年法」₁、「刑事政策」₁、「環境法」₁、「地方自治法」（新設）₁、「国際公法」₁。

今後はこうしたコース制の導入を詰めていき、時間割についても、学生がより取りやすい組み方を検討する。

5 - 1 - 3 法曹倫理の開設

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

1. 現状

法曹倫理については、本法科大学院では、「裁判法・法曹倫理」の授業科目名の下、法律実務基礎科目群の必修科目として2単位で開設している。

内容としては、法曹倫理総論、日本の法曹制度の歴史と現状、弁護士倫理、裁判官倫理、検察官倫理を含んでいる。特に、弁護士倫理に多くの時間を割いている。この科目については、授業の性格上外部講師による授業が行われている。例えば、平成18年度までは、裁判官出身の実務家が担当し、弁護士倫理の一部について外部講師(弁護士)による授業が行われた。

授業方法としては、平成19年度は、授業の前半は、講義中心であるが、後半では、ケース研究をした。講義では、法曹倫理違反が法曹資格喪失に発展する問題なので、重要であることを強調している。

2. 点検・評価

平成19年度は、担当者はみなし専任教員(弁護士)であり、弁護士希望者が多いため弁護士倫理が中心であるが、裁判官倫理・検察官倫理も含めた内容となっている。

他の関連科目でも、法曹倫理については言及されることが多い。たとえば、民事訴訟法関係科目では、配付資料のなかに、法曹倫理が問題となる報道記事などを紹介している。また、「ロイヤリング」においても言及されている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特になし。

5 - 2 - 1 履修選択指導等

(評価基準) 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1. 現状

新入生(未修者、既修者とも)について、平成19年度には、平成20年度入学試験合格者の中で入学手続を終えた者に対して、11月から事前教育(プレスクーリング)を8回実施している。この事前教育において、ガイダンスを行って、授業科目の内容や使用予定教科書の説明、勉強の方法などを指導している¹¹⁶。平成18年度、19年度は新年度開始時期に、入学予定者に対して事前教育を1~2日実施し、その中で簡単なガイダンスを行っていた。

さらに、入学時において、1年生に対しては、まず事務局からのガイダンスにより今後の履修方法を説明しており、適切な履修がされるように、履修条件、カリキュラム、オフィスアワー、クラス担任制およびアカデミックアドバイザーの他、各種情報の取り方などについても履修要覧を基にした説明を行っている。その後、教員側担当者からもガイダンスが行われ、本法科大学院の教育理念や教育目的(目標)の確認、さらに修了要件・進級要件や授業への出席の重要さなどの説明が行われている。さらに、クラス担任により、補助的な指導も行われている¹¹⁷。

2年生以上に対しては、学年当初に行う学年毎のガイダンスにより、履修条件、カリキュラムなどについて履修要覧を基に説明し、適切な履修がされるとともに、誤った履修により修了要件に反した履修がされないように配慮している。特に、平成20年度から、教務委員の教員が中心となり、修了要件・進級要件に関わることなどを含めて十分な説明を行った¹¹⁸。その後、クラス担任により、補助的な説明を行うようにしている。3年生を中心に選択科目の選択については、本学の理念を踏まえてそれぞれの目標に応じた履修計画を立てることをアドバイスするとともに、これに関する授業科目の履修を奨励した。

¹¹⁶ 平成20年3月15日実施「『平成20(2008)年度入学予定者アンケート』集計(資料20)参照。

¹¹⁷ 平成20年度新入生プログラム(資料52)参照。

¹¹⁸ 今年度は、3年生については、根森院長補佐が、2年生については、未修者を三谷教務委員、既修者を相川教務委員長が担当した。平成20年度新入生プログラム(資料52)参照。

なお、履修要覧は、平成 20 年度には学年当初にすべての学生に配布されたが、本法科大学院のHPからダウンロードもできるようにしている。

さらに、各学年のガイダンスのあとで、「法科大学院懇話会」を開催し、その中の懇親会という形で個々の学生と教員との交流の場を設定し、これらを通じて、学生が適切な履修選択をできるよう配慮している。

また、夏休み前、春休み前に、「法科大学院懇話会」を開催し、ここでも学年別のガイダンスとクラス担任との懇談が予定されている。ここでは、休み中の学習方法などを中心に指導しているが、学生からの質問を受ける形で履修指導をすることもある。

さらに、定期試験後の成績発表の機会に、クラス担任との学生面談が組まれており、ここでは、成績を踏まえての勉強の仕方を中心に指導が行われるが、ここでも履修指導が行われることがある。

一方では、平成 19 年度に、進級要件をクリアできなかった原級者が出たが、本年 3 月 26 日に、「原級者説明会」ということで今後の履修について指導を行い、さらに 4 月 10 日、11 日と原級生対象の履修相談会を行った¹¹⁹。両企画とも、原級生が全員参加した¹²⁰。

2．点検・評価

目指すべき法曹像に対応した履修がされるよう、ガイダンスおよび履修要覧を通じて説明しているが、学生の具体的な履修選択については、学生の自主的な選択に委ねている。

今後は、学生の具体的な履修選択についても、より積極的な指導とより適切な情報提供が求められるであろう。特に、履修モデルの提示において不十分である。

履修が学生の自己が目指す法曹像との関係で、どのような関係にあるのか、については、クラス担任との面談等でしか、把握されていない。今後、より一層の把握に努める必要がある。

3．自己評定

¹¹⁹ 平成 20 年 3 月 14 日付「原級生対象履修説明会の開催について」(資料 53) および「原級生対象履修説明会の開催について」(資料 54) 参照。

¹²⁰ 「原級生対象履修説明会」(2008.03.26、2008.04.10-11) 参加者記録 (現地調査時閲覧) 参照。

B

4 . 改善計画

過去の自己点検を通じて問題点を検証し、平成 19 年度より、カリキュラムの改訂を行い、科目群の履修単位の見直しを行った。今後は、修了学生の学習成果の検証を行い、修了要件単位数の見直しも含めた履修要件の見直し、さらにコース制（企業法務コース、市民生活型専門訴訟コース、公益訴訟型専門訴訟コース）導入について検討している（5-1-2 の改善計画など参照）。

5 - 2 - 2 履修登録の上限

(評価基準)履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること,及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。

1. 現状

本法科大学院においては、年間36単位を履修登録単位の上限と定めている。これを春学期、秋学期に分け、各学期18単位まで履修できるものとしている。

平成19年度まで、修了年次についても、春学期・秋学期それぞれ18単位以内としてきたが、平成20年度からは、学生が展開・先端科目群をより積極的に履修できるように、再履修者が努力によって修了できるように、修了年次の各学期の履修単位を20単位以内に変更した。従って、現在でも、修了年次については、年間の履修標準の44単位を超えるものにはなっていない¹²¹。

なお、平成19年度より、未修者1年生については、春学期に「法学概論」を開講し、その履修を奨励している都合上、春学期は特別に20単位まで履修を可能としている。このため、未修者1年生の年間履修単位は、38単位以内となっている。また、平成16～18年度入学の既修者については、「法情報調査」(1単位)を履修することを求めていたので、これに伴い、特別に春学期において19単位まで履修できるものとしてきた。この場合、年間履修単位は37単位以内であった。

2. 点検・評価

未修者1年生については、上記のように、春学期20単位以内、秋学期18単位以内ということで、年間にすると上限38単位となり、標準の履修条件を2単位超えるものとなっている。しかし、これは、「法学概論」を法学未修者が取れるようにした措置であり、超える単位数も少ないことから、問題ないものと考えている。その他の年間履修条件は適切に設定されており、かつ、運用されていると評価する。

¹²¹ 平成20年度履修要覧P10参照。

3 . 自己評定
合

4 . 改善計画
特になし。

第6分野 授業

6 - 1 - 1 授業計画・準備

(評価基準) 開設科目のシラバスや教材の作成等, 授業の計画・準備が適切になされていること。

1. 現状

(1) シラバス

本法科大学院のシラバスは、東洋大学全体のシラバス情報の一部として、東洋大学Web情報システムに掲載されており、学生は、自由にそれを各学期の1週間前から入手することができる。これは毎年更新されるので、現在は平成20年度の東洋大学法科大学院で開講されている授業や演習のシラバスを参照することができる。

シラバスには、東洋大学の統一したフォームがあり、目的・内容、講義スケジュール、指導方法、成績評価の方法と基準、テキスト、参考書、授業回数が記載されている。平成20年度からシラバスのフォームが変わり、到達目標が加えられ、の指導方法に、授業の形式と学習上の注意を明らかにすることとなった。講義スケジュールの中には、各回の授業において何を学習するのか、さらには中間試験とかレポートの実施も明示される。本法科大学院では、授業担当者に授業内容が学生に分かり、かつ予習のできるものを求めている。さらに、平成20年度から、成績評価の方法と基準では、定期試験と中間試験の割合など、成績評価の対象とその評価の比重の明記を求めている¹²²。

(2) レジюме・教材の配布

専任教員は、学生が授業をより分かるものとするために、レジюмеを予め配布したり、教材を配布したりしている。レジюмеや教材は、通常は、1週間前から教務

¹²² 「2008(平成20)年度 法科大学院シラバス作成要領」(資料24)参照。

課入口横の課題配付棚に置かれる。学生が欠席した場合も考慮し、配布は授業後も続けられる。

演習科目では、既存の判例や独自に作成した事例などを予め配布して、それを特定の者やグループに検討させ、授業日に報告させ、双方向及び多方向に検討させている。

(3) 授業回数

授業回数は、授業 14 回と定期試験で 15 回である。これについては、15 回授業を行い、別に試験を行うべきという意見もあったが、選択科目の授業の多くが東洋大学の兼任講師や非常勤講師に担当してもらっていることから、東洋大学全体や他大学授業日程に合わす必要があり、定期試験を含めて 15 回としている。

2. 点検・評価

専任教員が担当する法律基本科目については、シラバスや教材などについて、各系 F D 会議で検討するよう努めている。中には、簡単なものもあるが、学生が予習できるようになっていると評価できる。ただし、兼任講師や非常勤講師のシラバスについては、シラバス要領（記載例など含めた）を配布し、できるだけ学生が予習できるように依頼している。

各教員は、シラバスと現実の授業との間での乖離がないよう努力している。しかし、平成 19 年度に、中間試験の実施を奨励したが、シラバス内容の変更について事前に説明をしていない教員がおり、中間試験を実施したことについて学生からクレームがついた。平成 19 年度、全体 F D 会議でシラバスについて検討し、中間試験の実施、成績評価の割合などを明記することとし、改善を図った。

また、レジュメや教材など配付資料は、事前に配付することにつとめているが、平成 19 年度において、準備が間に合わず、授業当日に配付することもあった。こうした授業については、学生から早期の配布を求める意見が強く出された。また、授業アンケートでは、「配付資料が多すぎる」、「配布資料が適切でない」という批判もある。授業評価アンケートをどのように使うかという問題を含めて、今後 F D 会議などで、検討していく。

3．自己評定

B

4．改善計画

シラバスの内容については、学生の予習に関わるので、専任、兼担、非常勤を問わず、今後とも各系のFD会議で内容を検討していく。また、配付資料についても、教員個人の判断に任されているが、FD会議などで議論して内容を深めていく。

また、授業については、学生の授業評価アンケートをとっているが、アンケートの結果をどのように分析し、どのように対応するのか、という中で、シラバスとレジュメも検討していく。

また、教員相互によってなされる授業参観の中でも、シラバスと教材を検討するべきであるとの指摘があり、組織的に検討していく。

判例、新聞記事、設問などの資料を配付したり、プロジェクターを利用したりして授業を行い、質問を時々受け付けて理解度を確認している。「刑事訴訟法」と「刑事訴訟法」は、演習問題、課題問題を設定して、授業においては、これを中心に、双方向・多方向の議論を展開している。

2年次開講の演習である、「民事法総合」、「民事法総合」、「民事法総合」、「民事法総合」、「刑事法総合」は、報告に基づいて双方向、多方向の授業を行っている。「民事法総合」は、事前配付をした資料に基づいて双方向、多方向の授業を行っている。そして、発言などを成績評価の対象としていることが多い。3年次開講の「憲法総合」や「行政法総合」も同様である。一方、3年次開講の「民事法総合」、「民事法総合」は、当事者の言い分に含まれる事実の問題や法的問題点を双方向・多方向に議論するものである。「刑事法総合」は、具体的な事件について、起案、発表さらにはロールプレイを行い、双方向、多方向に議論するものである。

全体的にみれば、1年次、2年次そして、3年次と積み上げがなされていると判断する。

(3) 双方向、多方向の授業

1年次の法律基本科目では、講義形式が中心であるが、知識の修得を確実にし、表現能力を高めるため、質問をしたり、相互に議論してもらうという方法で授業を運営していることが多い。2年次の演習では、報告者による報告を基に、互いに質問したりして議論させるものが多い。ここでは、表現力が身につくといえる。3年次の科目には、より具体的な紛争を素材にして、議論することになる。

双方向・多方向の授業は良く行われている。しかし、それがどの程度の能力形成に結びついているのか、は検証されていない。

(4) 文書作成能力の育成

1年次において、「法情報調査・法文書作成」という授業があり、文書作成能力の重要性を説明しながら、その技法の向上を図っていく。そして、2年次の演習では、報告を義務付けている科目が多く、報告のレジюмеを書くことで向上を目指す。そして、2年次と3年次の法律実務基礎科目では、起訴状、契約書、和解書の作成の

課題を与え、文書作成能力をより実務的なものとしている。

長期休暇期間において、学生の事案解決の能力向上を期して、「事案解決能力養成講座」を実施してきた¹²³。なお、修了生に対しても、便宜上参加を認めてきた。

(5) 理解度の確認

授業に対する理解度の確認であるが、前回やったことについて、授業で質問し確認する、小テストや中間テストを実施し確認する、レポートを課して確認する、という方法が考えられる。教員は、の方法を多くとっているが、この方法では、全員の理解度をチェックできないという問題がある。平成19年度秋学期から、専任教員は中間テストを一律に実施することを決めた。これはプロセスによる評価を重視したためである。

(6) 出席の確認

出席は、授業担当者が行う。予め席を決めて、合理的に確認を行う教員もいるが、多くの教員は、氏名を呼んで確認している。教務課は、そのために顔写真付きの学生一覧および授業記録用紙を専任教員に手交している。なお、平成20年度からは、学生一覧に、学習履歴・社会人経験などを付記して、授業の参考としている。遅刻の確認については、担当者に任されている。遅刻の確認について、教員相互間で相違がみられたが、教授会で確認し改善している。

(7) 1年生に対する配慮

平成20年度入学予定者については、8回の事前教育を実施した。これは、入学後の学習がスムーズにいくよう配慮したものである。これは、入学予定者には好評であった。1年生に対する授業は、講義が中心であるが、多くがミニテストなどを実施し、理解度をチェックしながら行っている。

(8) フォロースアップ

専任研究者教員は、オフィスアワーを設定して、学生の質問に答えたり、特に達

¹²³ 平成19年9月12日付「事案解決能力養成講座のお知らせ」(資料55)、「事案解決能力養成講座」日程(資料56)参照。

成度の低い学生の指導をしている。みなし専任教員は、予め予約を取って質問に
応じている。これ以外にも、教員は、授業の前後にも適宜質問に答えている。また、
平成 19 年度から、春休みや夏休み前にもガイダンスを行い、フォローしている。
さらに、学生の要望に応じて、休暇中にも出向予定表を学生に公表し、積極的に学
生の勉学その他の相談に応じている。専任教員の研究室は、学生の自習室と同じ建
物内にあり、学生との接触の機会が多い。過去には、在學生、修了生の自主ゼミを
行っていた。修了した学生についても、質問に応じており、フォローアップはかな
り行われているといえる。

(9) 学生の授業評価

実施された授業について、学生の授業評価アンケートが毎学期行われている。研
究者教員の授業に対する学生の評価は、実務家教員の授業に対する評価に比べ低い
傾向にある。また、ここ 2 年の間に、授業評価の高い教員と低い評価の教員はほぼ
固定しつつある。今後、こうした評価について、分析検討を詳細に行い、それを授
業改善に生かしていく。

(10) 授業参観

F D の一つである、教員の授業参観は、平成 19 年度から奨励されている。しか
し、その回数は少ない。今後、参観を組織的に進め、授業の改善、改革を図る。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

学生の授業評価アンケートの結果について、年度毎に全体 F D 会議や教務委員会な
どで検討を行っているが、その以上の措置は行っていない。今後は、アンケートの結
果を受けて、授業の問題点を整理し、具体的な授業内容の改善を行う。

また、全体 F D 会議又は各系 F D 会議で授業参観を組織的に行い、全体で又は民事法
分野、公法分野及び刑事法分野毎に授業研究会の実施について検討する。

6 - 2 - 1 理論と実務の架橋

(評価基準) 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

1. 現状

(1) 本法科大学院は、学則が本法科大学院の教育内容として「法曹として備えるべき資質、能力を育成するために法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行う。そのために必要な授業科目を設置し、体系的に教育課程を編成する。」と規定し¹²⁴、理論教育と実務教育の架橋を目指した授業の重要性を規定している。実務を知らない理論教育だけだと、自己満足に過ぎない理論倒れに終わることしばしばであり、理論を知らない実務教育は、ルーティーンな仕事に慣れ、自ら新しい判例・実務を作り出すという意欲に欠けた人材養成に終わりがちであるから、その溝を埋めるのが理論教育と実務教育の架橋を目指した授業と考えている。理論と実務の架橋を目指して、専任教員は努力してきた。

こうした架橋教育は、研究者教員の授業において実務を意識した教育内容を展開すること、実務家教員の授業において、理論体系を意識した授業を展開すること、研究者教員と実務家教員共同による授業によって、理論と実務を意識した授業を行うことによって、なされるものと思われる。また、研究者教員が実務家になったり、実務の研修を受けたり、逆に、実務家教員が研究者教員の授業を参観することによっても、条件が整えられる。さらに、授業以外において、実務家による講演やアドバイスの機会を与えることによっても、実務家的視点が強められるものとする。

(2) 教員の体制の整備

法律基本科目は公法、民事法、刑事法の3分野に分かれるが、実務家教員は、民事法と刑事法の分野にはいたが、公法分野にはいなかった。本法科大学院が実務教育の重要性を強く本学法人に要求した結果、平成19年度から、公法領域の実務家

¹²⁴ 東洋大学専門職大学院学則(現地調査時閲覧)9条 参照。

教員（弁護士）を増員として採用することができた。そのことによって、3分野すべてにおいて、理論教育と実務教育の架橋を行う準備ができたといえる。

また、研究者教員が実務教育を意識し、授業を行うため、法科大学院協会主催の司法研修所での研修を奨励している。平成19年度は、教員2人が研修に行っている。さらに、研究者教員で、弁護士の資格をとり、積極的に実務を実践し、それを授業に生かしている教員も平成19年度は2名いた。

また、教員の中には、研究者教員と実務家教員で教材を作成しているものがあり、その成果として、岡部喜代子・三谷忠之「実務家族法講義」（民事法研究会刊）があげられる。

（3）授業における実務教育の充実と啓発

1年次において、「法情報調査・法文書作成」においては、法律実務を意識して、各種契約書などの文書作成を行うことによって、1年次から実務教育を意識して教育を行っている。また、研究者教員による法律基本科目においても、実務を意識した教育を行うよう努めている。

2年次において、「臨床科目」、「ロイヤリング」や「裁判法・法曹倫理」が行われ、法律事務所での実習、相談のロールプレイなどを通じて、その後の勉強において、学生が実務を意識して勉強をすることができるようにしている。研究者教員が担当する演習科目では、事例を取り上げ、実務を意識した授業がなされている。

3年次における法律実務基礎科目である、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「民事実務演習」や「刑事実務演習」でも、司法研修所での教材及び生の事件を素材にした教材を用いた授業が展開されており、学生は、それによって実務をより一層意識して勉強できる。また、平成19年度のカリキュラム改革で、法律実務基礎科目群の科目は充実した。すなわち、「民事実務演習」を「民事実務演習」と「民事実務演習」にし、「模擬裁判」と「公法実務演習」を新たに開講することができた。こうした実務科目の充実は、本法科大学院の実務教育重視の考えから、行われたものである。

また、法律実務基礎科目や実務家教員が担当する「民事法総合」や「刑事法総合」の科目においては、理論的な体系を意識した教育が行われている。

(4) 研究者教員と実務家教員の共同の授業

平成 18 年度まで行われた民事実務演習は、弁護士・実務家と研究者・元実務家が共同で授業を担当したものであった。平成 19 年度からは、弁護士・実務家と元裁判官・実務家の共同授業になっており、現段階では、研究者教員と実務家教員共同の授業にはなっていない。

研究者教員と実務家教員が行う科目としては、平成 19 年からは「会社訴訟」がある。これについては、2 人が事前にシラバスおよび授業内容・教材などについての打ち合わせを行っているが、実際の授業は、2 人交互で行い、テーマによっては、研究者が学説を体系的に説明し、そして実務家が実務・訴訟手続を担当しているが、架橋教育としてはこれからである。平成 20 年度は、この「会社訴訟」に加えて、「民事実務演習」が研究者教員と実務家教員が担当する科目である。「民事実務演習」も授業形態は「会社訴訟」と同じで、2 人が交互に担当するというものではあるが、司法研修所の民事弁護教官経験者教員と研究者教員という組み合わせであり、架橋教育の実現に向けた一つの試みとなっている。

(5) アカデミックアドバイザーや講演会による実務教育への啓発

本法科大学院では、学生が若手弁護士を自主的な研究会（自主ゼミ）のチューターとして呼ぶことができる。この若手弁護士から実務的思考を指導してもらうこともできる。若手弁護士は、自分が担当する事件について、研究会を通して、事実の分析力の意味や具体的な法解釈、さらには、解決案について、指導することができる。現在 10 名のアドバイザーの方がいるが、専任教員全員で選考している。

また、本法科大学院では、「法科大学院懇話会」の一環で著名な法曹や著名な研究者による講演会を 4 月の入学式、8 月そして 2 月に計画し実施している¹²⁵。そして、最近の講演者は、すべて実務家にしぼって、学生、特に新生に講演を聞いて実務家の視点を持つように配慮した企画を組んでいる。講演者とタイトルは以下の通りである。

¹²⁵ 「法科大学院懇話会ファイル」(現地調査時間覧)参照。

「法科大学院懇話会」講演者とタイトル

	日時	演題	講演者
平成 19 年度 第 1 回	4 月 6 日	法曹を志す人々へ	吉村徳則弁護士（元名 古屋高検検事長）
同第 2 回	8 月 3 日	希望としての judge - 落ち こぼれの若者が如何にし て、何故、裁判官になっ たのか	橋本昇二教授（元高等 裁判所判事）
同第 4 回	2 月 5 日	米国ロースクール留学経験 と現在の実務について	山口美恵子弁護士（日 米弁護士）
平成 20 年度 第 1 回	4 月 1 日	法曹への道	牧野利秋弁護士（東京 高裁部総括判事）

2. 点検・評価

教員組織の点では、平成 19 年度に公法分野に実務家教員を採用することができ、公法、民事法及び刑事法の分野で、理論と実務を行う教育を実践する環境は整ったことは、評価できる。そして、平成 19 年度カリキュラムで法律実務基礎科目を充実させたことは、学生に実務の意義を伝えることになっているので、評価することができる。3 年間の教育において、一年次の「法情報調査・法文書作成」において、実務を意識した教育が始められ、そして、2 年次の「臨床科目」や「ロイヤリング」において実務を知り、それ以後、3 年次の法律実務基礎科目によって、実務に対する知識を修得できるようになっていることは、評価できる。

しかし、研究者教員が提供する授業において、どの程度実務が意識されているのか、また、実務家教員が提供する授業において、どの程度理論体系が意識されているのか、奨励はされているが、まだ検証されていないという問題がある。また、研究者教員と実務家教員の共同の授業という点では、その試みがあることは評価することができるが、共同授業としてはまだまだである。この点で、平成 20 年 2 月 25 日に、全体 F D 会議の研修会として、熊田裕之中京大学法科大学院教授による「中京大学における理

と実務の架橋教育について」という講演会¹²⁶をもち、主に共同授業について話して頂いた。講師との質疑応答の中で、参加した専任教員は、研究者教員と実務家教員の共同授業の難しさを感じるとともに、共同授業をこれから実践していかなければならないと決意を新たにしたところである。

3．自己評定

B

4．改善計画

研究者教員の授業や実務家教員の授業の内容の検証については、今後、教員に対してアンケートを実施して調査を行い、把握したい。

また、研究者教員と実務家教員の共同授業であるが、本学の教員組織における実務家教員は、司法研修所教官として教育経験のある弁護士が4名（民事、刑事それぞれ2名）おり、そのことにより、教員間の連携の基礎ができています。平成21年度のカリキュラム改革に間に合うように、公法分野、民事法分野、刑事法分野のそれぞれで、1科目を決めて、理論教育と実務教育の架橋を実践していきたい。これを各FD会議の今年度の課題として議論していく。また、1年次からの理論教育と実務教育の架橋についても、検討していきたい。

ところで、本法科大学院には付置の法律相談所がない。実務教育の中核として、付置の法律相談所を設置したいと考えており、平成21年度設置を目指して、現在、学長と交渉中である。平成21年度からは、この法律相談所を利用して、理論と実務の架橋教育を実践していきたい。

¹²⁶ 平成20年2月15日付「東洋大学法科大学院 全体FD会議～平成20年度に向けて～」開催通知（資料57）
全体FD会議記録 参照。

6 - 2 - 2 臨床教育

(評価基準) 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1. 現状

本法科大学院では、臨床科目の充実が法科大学院教育の重点項目であると位置づけ、小規模大学院ではあるが、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」(本法科大学院では、「臨床科目」)の科目を設けてきた。そして、平成 19 年度のカリキュラム改正で「模擬裁判」が科目として設けられたが、これは平成 20 年度から開設された。しかし、リーガル・クリニックの科目は設けていない。

「ロイヤリング」、「臨床科目」の履修状況(履修人数/単位修得人数)は下記のとおりである。

開講	授業科目名	区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
秋学期	ロイヤリング	法学未修者	2/2	2/2	6/5
		法学既修者	1/1	1/1	2/2
		合計	3/3	3/3	8/7
	臨床科目	法学未修者	- - - - -	1/1	2/2
		法学既修者	4/4	3/3	6/6
		合計	4/4	4/4	8/8

なお、平成 20 年度の「ロイヤリング」、「臨床科目」の内容はシラバスのとおりである。両科目とも、2 年次開講科目である。

「ロイヤリング」は弁護士実務家教員が担当し、実際の法律相談事例を題材に法律実務の基礎的技能を修得させている。

「臨床科目」においては法律事務所での実習を中心とし、法実務に触れさせることにより、その基礎を修得させている。この科目の実施については、東洋大学校友法曹

会の協力を得ている。守秘義務に対する対策として、オリエンテーションの際に担当教員から個々の学生に説明し、理解の徹底を図り、事前に「秘密保持誓約書」を学生に提出させている。そして、実習における事故に備えて、学生はすべて損害賠償保険に加入している。また、「臨床科目」の受講生には、「裁判法・法曹倫理」を履修した者であること、又は「裁判法・法曹倫理」を現在履修中であること（実際は、授業が終わっている）要求している。成績評価は、受講生が作成した実習記録¹²⁷と委託弁護士の評価を総合的に判断して行っている。

「模擬裁判」は、2名の実務家（司法研修所で民事弁護教官であった弁護士と刑事教官であった弁護士）で担当し、授業の前半を民事裁判、後半を刑事裁判の一連の流れをロールプレイなどにより修得するものである。この科目は、3年次開講科目である。

2．点検・評価

「ロイヤリング」、「臨床科目」や「模擬裁判」というように臨床科目の内容は充実し、その態勢もできているとあってよい。しかし、平成19年までの統計をみても分かるように、学生の多くは必修科目に重点を置きがちであり、受講生の数は少ないのが現状である。平成19年度に、「臨床科目」の受講生を増やすため、開講年次を3年次から2年次に下げ、このことにより多少受講生が増えたが、目標数には程遠いといえる。

3．自己評定

B

4．改善計画

今後更に、担当教員及び学生の要望を徴しながら臨床科目の内容の充実を図るとともに、法科大学院における臨床科目の重要性を学生に説明し、「臨床科目」の既受講生の報告会などを実施したり、また、臨床科目3科目を選択必修にすることを検討し、履修者を増やすよう努力する。加えて、「臨床科目」については、カリキュラム移行

¹²⁷ 『臨床科目』実習成果のまとめ（実習記録）（現地調査時閲覧）参照。

期として、平成 19～20 年度の 2 年次の春季休暇中および 3 年次の夏季休暇中の年 2 回の実施を行ってきたが、これを継続する。

また、リーガル・クリニックについては、現在、平成 21 年度に本法科大学院付置の法律相談所の創設を検討中である。計画では、相談所の組織として、所長は専任教員の実務家、常任の相談員として客員教授の弁護士、そして、協力相談員として、専任教員である実務家教員や研究者教員の中に弁護士資格を取得している者を検討している。

第7分野 法曹に必要な資質・能力の養成

7-1-1 法曹養成教育

(評価基準)法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 法曹に必要なマインドとスキルを涵養するための教育内容に関する理念

本法科大学院は設置の目的として、「明日の法曹を担うにふさわしい人柄と資質をもつ学生、本学の理念である社会の要請に創造的に応える学生、企業法務、専門訴訟（医療過誤、建築・請負に関する紛争、知的財産に対する紛争等）に関心を寄せる学生を養成する」ことを挙げ、具体的には、本報告書1-1-1で検討した「人権感覚に富んだ法曹」、「専門訴訟に強い法曹」と「企業法務に強い法曹」の養成を基本理念としている。

(2) 本法科大学院が養成を目指す法曹には、次のような資質・能力が必要であると考えている。

ア 人の権利を守ることを第一義に考え、そのことによって社会に貢献しようとする心構えを持つこと。

イ 社会に生起するさまざまな現象や問題に積極的に関わり、多様化、複雑化やグローバル化などの言葉に象徴される現代社会に対応する能力を持つこと。そのための、先端的法分野および外国法の知識などを習得すること。

ウ 紛争に対する解決を行うための前提としての、紛争に関わる事実を論理的に分析する能力や解決に対する道筋を論理的に思考する能力を持つこと。

エ 紛争に対する解決するために、基本的な法律についての正確な知識と理解を持つこと。

オ 解決を行うため必要とされる、交渉能力や説得能力、さらには、解決案としての法律文書の起案能力を持つこと。

法務研究財団が要求する2つのマインドと7つのスキルという視点からすれば、アは、「法曹としての使命・責任の自覚」と「法曹倫理」という2つのマインドに置き換えることが許されるし、また、イは、「創造的・批判的能力」や「問題解決能力」というスキル、ウは「問題解決能力」や「事実調査・事実認定能力」というスキル、エは「法的知識」というスキル、オは「法的分析・推論能力」、「法的議論、表現、説得能力」や「コミュニケーション能力」というスキルに置き換えることが許される。

(3) 入試における選抜と法曹像との関係

養成する法曹像については、入試のパンフレットや説明会などで、受験生に説明している。そして、入試において、まず養成を目指す法曹像を専任教員全員が理解し、それに基づいて面接試験を実施している。まず、資質としての人権感覚、倫理観などを面接試験において重視している。さらには、表現能力、柔軟な思考能力、コミュニケーション能力を測るようにしている。

また、未修者(3年コース)の入学試験問題では、事実の分析力や論理的な思考を試す問題を出している。既修者(2年コース)では、基本的な法律知識を持っているかどうかを測る問題を出している。

(4) 法曹に必要な資質・能力を養成・涵養するための設計及び実践等

上記のような法曹に必要な資質や能力は、個別の科目の授業のみで養成できるものではなく、あらゆる科目、あらゆる指導の場面で育てていくべきものである。本法科大学院では、入学試験に合格し手続を行った者に対し、入学まで事前教育を行っているが、この事前教育においても、法曹に必要な資質や能力を説明している。また、入学者については、登校日初日に行われる法科大学院懇話会において、著名な法曹による講演会を開催し、講演を聴く中で法曹に必要な資質や能力などを学生に考えてもらっている。

本法科大学院では、4月の授業の始まりに際して、平成19年度までは「全授業担当者会議」を開催し、兼担教員や非常勤教員を集めて、成績評価などについて説明する際に、東洋大学の目指す法曹像について説明し協力をお願いをしていたが、平成20年からは、「東洋大学法科大学院の目指す法曹像実現に向けた授業運営について（お願い）」¹²⁸を各授業担当者に送付して、東洋大学の目指す法曹像を示して授業を行うよう、お願いしている。

（5）法曹に必要な資質・能力の養成と学年進行

本法科大学院では、3年間の修業年限を原則として、段階的・発展的な教育体系をとっている。

1年次で開講されている科目は、「憲法」「民法」、「刑法」や「商法」は2年次開講科目への前段階として、法律の基礎的知識を中心としながら、判例などを例にして、事案の分析などを行っている。2年次で開講される、「民事法総合」、「民事法総合」などの科目は、演習科目であり、事案についての事実の分析能力や問題の解決能力、法的議論能力やコミュニケーション能力を養っており、そして、3年次の春学期に開講される、「民事法総合」、「民事法総合」や「刑事法総合」さらには、3年次の「民事実務演習」、「民事実務演習」、「刑事実務演習」「公法実務演習」などを通じてより事案に密着し法曹に必要な資質と能力の修得の仕上げを行い、さらには、「環境法」や「環境法」、又は「知的財産権法」や「知的財産権法」で広い視野を持つ法曹への飛躍を期する。

（6）カリキュラムにおける授業内容の横断的展開

本法科大学院の科目群によるカリキュラム体系は、次のような考えの下に構成されている。

ア 法律基本科目群

1年次の法律基本科目群は、法学未修者に法律学の導入部分を修得させるための導入科目群であり、基本的な基本理念・構造・制度、基本判例を実務的な観点

¹²⁸平成20年3月28日付「東洋大学法科大学院の目指す法曹像実現に向けた授業運営について（お願い）」（資料5）参照。

をも含めて修得させるための科目群であり、また、2年次の「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」や「行政法」などは、基本的な基本理念・構造・制度、基本判例を実務的な観点をも含めて修得させるための科目群であり、また、2年次の「民事法総合」や3年次の「憲法総合」などは、演習科目として、事例を通して、法的議論能力、表現能力、コミュニケーション能力を修得させるものであり、また、3年次の「民事法総合」や「刑事法総合」は、事案に基づいた個々の能力を展開させるものである。

イ 法律実務基礎科目群

司法実務において必要とされる法的思考能力、表現能力、問題解決能力、専門技術などを修得させ、これを高めることを目的とする科目群である。まず、「法情報調査・法文書作成」では、判例や法令の調査方法、起訴状や示談書などの法文書の基本を示し、「裁判法・法曹倫理」では、弁護士倫理などの法曹倫理を修得させ、「民事訴訟実務の基礎」では、要件事実、事実認定と訴訟運営に関する基礎的な知識を修得させ、「刑事訴訟実務の基礎」では、刑事訴訟実務の基礎を修得させ、「ロイヤリング」では、面談、相談、説得の技法などを修得させ、「臨床科目」では、法律事務所における実務を通じての法律知識や法曹倫理を修得させ、「模擬裁判」では、学生が原告弁護士、被告弁護士、裁判官又は検察官となって刑事裁判や民事裁判を実践し、必要な法律知識などを修得させ、「民事実務演習」では、「民事訴訟の基礎」をより展開させた形での法律知識などを修得させ、「民事実務演習」では、会社法に関する実務の理解を目指し、「刑事実務演習」では、「刑事訴訟の基礎」をより展開させた法律知識の修得を目指している。法律実務基礎科目群では、「問題解決能力」「事実の分析能力」「法的議論能力」や「コミュニケーション能力」の一層の向上が図られる。

ウ 基礎法学・隣接科目群

法律学の基礎を固め、さらに履修者自身の適性を探り、将来の専門法曹の基盤を作るための科目群である。「外国法(英米法)」、「外国法(独)」や「外国法(仏)」は、外国法の視点を養い、「法哲学・法思想史」は、論理的な思考を修得させ、「コーポレートガバナンス論」、「財務会計論」、「法と経済」、「法と政治」や「法と

公共政策」は様々な角度からの問題解決能力、批判能力、法的議論能力などを修得させる。

エ 展開・先端科目群

社会に生起する現代的な課題を中心に法律学及びその隣接領域を実務的な視点を踏まえて修得するための科目群。とくに、本法科大学院では、「専門訴訟に強い法曹」と「企業法務に強い法曹」の養成という目標を掲げて、前者では、「交通事故紛争処理法」、「建築関係紛争処理法」、「医療過誤紛争処理法」、「家族紛争処理法」、「憲法訴訟」、「知的財産権法」、「知的財産権法」や「行政救済法」などの修得が考えられ、後者では、「企業法務」、「金融商品取引法」、「会社訴訟」、「経済法」、「経済法」、「国際取引法」などの修得が考えられる。その他の「環境法」、「環境法」、「消費者法」や「少年法」などでは、現代の複雑化した社会での個々の法的紛争について事実の分析能力や法的分析能力、さらには解決能力を修得させる。

(4) カリキュラム外での展開

本法科大学院では、法律懇話会という形で、元裁判官、元検察官や弁護士などさまざまな法曹専門家による特別講演を年4回¹²⁹全学生に対して実施し、学生に実務の世界を知る機会を提供している。さらに、アカデミックアドバイザー制度を設けて若手弁護士を配し、具体的問題・紛争解決のための議論をとおして、現実に法曹実務家がどのような考えで法曹実務に関わり、活動しているかを学生が実感する機会を作っている。

(5) 組織的取組

教授会やFD会議などの機会に、実務家教員の経験を学生指導にどのように生かすべきか、法曹としての専門性をどのように育てるか、これに対する研究者教員の意見・考えを交換し合い、各教員において、マインドとスキルに対する指導のあり方についての研鑽の場としている。

¹²⁹ 法科大学院懇話会ファイル（現地調査時間覧）参照。

2．点検・評価

科目相互間、教員相互間で、本法科大学院の理念との関係において、マインド及びスキルについての議論が交わされ、イメージが共有化されつつある。ただし、本法科大学院が目標とする法曹に必要な資質や能力の形成に資する科目である、法律実務基礎科目群や、「専門訴訟に強い法曹」資する科目の受講生が多くないという問題がある。

3．自己評定

B

4．改善計画

マインド及びスキルの養成・涵養に関する教育内容の設計、実施については、これで満足すべきであるとか、完全であるということとはできない。不断により良いものを求めて改善すべき事柄である。

特に、「模擬裁判」「臨床科目」「ロイヤリング」といった、法律実務基礎科目群の選択科目において、履修学生が少ない点については改善を図っていききたい。例えば、「臨床科目」については、既履修者の報告会を多くの学生が参加しうる形で開催し、この科目の大切さや有用さを知ってもらうように企画していく。同様に、「法科大学院懇話会」などに学生を受け入れて指導に当たって頂いた弁護士の方を講師に招き、臨床科目を指導しての経験談などを語ってもらうことも企画していききたい。

より根本的には、カリキュラムの上でも、法律実務基礎科目の履修単位数などを見直し、必修選択制を導入などの工夫をして、スキルとマインドの養成の上で重要なこれらの科目を確実に多くの学生が履修するように図っていききたい。

第8分野 学習環境

8 - 1 - 1 施設・設備の確保・整備

(評価基準) 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1. 現状

平成 18 年 4 月から、本法科大学院はそれまでの白山キャンパス内の大学院棟(5号館)から、歩いて5分強ほど離れた白山第2キャンパス¹³⁰に移転し、そのA棟が新たに本法科大学院の専用の独立した校舎となった。これにより、1つの棟に教室等全ての施設・設備が集約されることとなった。本校舎のあるこの白山第2キャンパスは、閑静な住宅街の中にあり、小石川植物園と隣接する静粛で緑あふれる環境であり、学習環境としては秀逸である。また、上述の東洋大学の文系5学部等のある白山キャンパスには、図書館、食堂や医務室もあり、もちろん本法科大学院の学生も利用可能である。

本校舎は、4階建てで、1階が大学院教務課(法科大学院)事務室、白山第2キャンパス図書資料室(図書資料室)等の学生サポート部門、2階が自習室(キャレル室)、セミナー室、3階が共同自習室、PC室および法廷教室、4階が一般教室7室となっている。一般教室の1室は、修了生の学習の便宜を考慮し、修了生用自習室と指定している。教員の研究室は、2階および3階に自習室や共同自習室と廊下を隔てて向かい合わせに配置されており、教員と学生が動線を同じくするように配置されている。これにより、日常的に学生と教員が顔を合わせ、また、学生が教員研究室に行きやすいものとなっており、両者間の情報の交換および意思の疎通が容易となる校舎の構造になっている。

ところで、平成 21 年 4 月から、白山第2キャンパスに国際地域学部が移転してくることが決まっている。そのため、国際地域学部が使用するための校舎として、平成 20 年 1 月から、同じキャンパス内にある別の建物の改修工事が始まり、さらに5月か

¹³⁰ 東洋大学白山キャンパス白山2丁目計画「講義棟(庁舎)平面図」(資料58)参照。

らは、本法科大学院棟（白山第2キャンパスA棟。以下、単に「校舎」と記述。）に隣接する形で新校舎の建設も始まる。これら校舎の改築・新築工事は、平成21年2月で終わることとなっている。こうした計画が正式に明らかになったのは、平成19年11月であった。そこで、平成19年12月12日と翌平成20年2月5日に、大学側責任者や工事関係者の同席の下、本法科大学院学生に対する説明会を開催し、工事概要を説明し、計画に対する理解を求めた¹³¹。学生からは、工事に伴う騒音や振動を懸念する様々な声が出されたので、こうした声を受けて、本学法人と交渉を行い、校舎の新築工事に面した、教室、個人自習室や共同自習室、さらには、事務室や会議室などを3月中に二重窓にして、少しでも学生が静穏な環境で勉強ができるように努めている¹³²。

（1）教室

ア 講義室

講義室は、校舎4階に収容人員が28名～191名までの計7室（A401～A407）あるが、平成19年3月末から、そのうちA406教室は修了生用の自習室として貸しているため、6室を教室として使用している。A401～A404の4教室は、プロジェクター、スピーカー、ビデオ・DVDデッキ、書画カメラ等を設置したマルチメディア教室になっており、映像機器を活用した多角的な授業が可能である。また、191名が収容可能なA404教室では、本法科大学院主催の講演会、さらには、本法科大学院の入学式や修了式を行っている。これらの教室については、講義のない日又は夏休みや春休みにおいて、入構時間内（8：00～23：00）で学生に貸し出している。

イ 演習室（セミナー室）

演習室としては、校舎2階に収容人員12名のセミナー室が4室ある。すべての部屋にプラズマディスプレイとビデオ・DVDデッキを装備している。また、講義のない日又は夏休みや春休みにおいて、学生が事務局に申し出れば、使用することができる。なお、本法科大学院では、学生間での自主ゼミを奨励しており、そのため

¹³¹ 平成19年12月12日開催「白山第2キャンパス利用計画説明会（記録）」（資料47）および平成20年2月5日開催「白山第2キャンパス利用計画説明会（記録）」（資料48）参照。

¹³² 工事前後の音響性能測定も行った。音響性能測定報告書（現地調査時間覧）参照。

の条件は整っているといえる。実際、自主ゼミでよく利用されている¹³³。

ウ 法廷教室

校舎 3 階には、教室部分の座席数 48 の法廷教室がある。スクリーン、プロジェクター、スピーカー、ビデオ・DVD デッキ、書画カメラ等を設置したマルチメディア教室になっており、模擬法廷の模様を録画し、同教室のスクリーンに投影して演習の様子を検討することができる。

法廷教室は、「刑事法総合」の授業でこれまで使用されてきた。平成 20 年度は、「模擬裁判」でも使用される。

以上のように、教室等は十分確保されている。また、法科大学院専用であることから、法科大学院が独自の教育を行うことが容易である。

(2) 自習室

学生自身の自学自修及び授業の予習と復習を法科大学院内でできるようにするため、1 学生に 1 キャレルを原則に、校舎 2 階に 4 室、合わせて本法科大学院の収容定員分の 150 席が設置されている。キャレルの机の幅は 140 cm と広く、落ち着いた雰囲気勉強できるスペースとなっている。

平成 19 年度、自習室の利用方法に関する学生アンケートを行い、これを基に学生の要望を集約し¹³⁴、平成 20 年度より以下のような改善を行うことになった。

学生自習室(キャレル室)は、学生の要望をふまえ、パソコンの使用を前提とする自習室とパソコンの使用を禁止する自習室に分けることとした。学生にはその利用希望調査を実施し¹³⁵、学生の選択に基づきいずれかの自習室を選択利用できるようにした。今回の改善は、パソコンの使用について、パソコン使用を希望する学生がいる他方で、キーボードの音が気になるとして、パソコンの使用の禁止を求める学生がおり、こうした学生間の異なる要望に応えられる利用方法として検討し実施したものである。

¹³³ 教室貸出台帳 (実地調査時閲覧) 参照。

¹³⁴ 『平成 19 年度 大学院生の学習状況及び生活実態調査』集計(資料 28) 参照。

¹³⁵ 「平成 20 年度個人自習室での PC 使用について(調査)」(資料 29) 参照。

キャレルの配分は、毎年度の始まりに（2年、3年生は3月、1年生は4月に）抽選で行っている。自習室の問題点は、個々の学生の席をめぐる指定の調整にかかるものである。個々の学生の席の指定は、抽選により決定しているが、学生自習室の入り口や通路に近い席が敬遠されたり、人間関係から席の移動を申し出たりすること等が起っており、抽選結果につき、全学生の満足を得ることはなかなか困難であるのが実情である。そこで、学生の自主性を認め、学期毎に配分の一部見直しを行うこととした¹³⁶。

（3）共同自習室

学生自習室（キャレル室）とは別に、校舎3階に共同自習室が置かれている。この共同自習室には、授業の予習や復習に必要な教科書やコンメンタールなどの図書約3千冊や校舎1階の図書資料室にはない雑誌が置かれている。さらに、コピー機やWeb検索用パソコンも置かれている。この共同自習室は自主ゼミにも利用されるが、本法科大学院校舎に食堂やラウンジがないため、学生は、食堂、さらにはラウンジとしても利用している。

（4）PC室

3階に座席数60席のパソコンを備えたPC室がある。この部屋には、スクリーン、プロジェクター、スピーカー、ビデオ・DVDデッキ、書画カメラ、補助モニタを設置しており、多角的な講義をすることができる。この部屋は、「法情報調査・法文書作成」などの授業で使用されている。授業で使用しない時間帯は、学生に自習室として開放している。なお、平成19年8月まで、18時までしか使用できなかったが、学生の要望に基づいて、入構可能時間内は利用可能とした。

（5）図書室

校舎1階に図書資料室（白山第2キャンパス図書資料室）と情報検索室がある。双方の運営は、東洋大学附属図書館白山図書館の下図書事務課により運営がなさ

¹³⁶ 「個人自習席（キャレル）の場所交換について（通知）（資料30）参照。

れている。なお、情報検索室については、後述する。

(6) 研究室

専任教員 14 名の研究室は、校舎 2 階と 3 階にある。したがって、学生が勉強する自習室等から直ぐなので、質問に行くのも便利である。また、各研究室入り口には、在室の有無を掲示するボードが掛かっており、専任教員が在室しているかどうかの確認も容易にできるようになっている。

(7) 教材作成室

校舎 1 階には、コピー機やリソグラフなどが設置され、授業やアカデミックアドバイザー指導の自主ゼミなどで使う資料の作成に当たっては、学生が事務局に申し出て使用することができる。なお、教材印刷については、それを作成するための専門のアルバイト職員 2 名を配置している。

(8) 事務室 (大学院教務課 (法科大学院))

校舎 1 階には、本法科大学院の維持運営に必要な事務処理を行う、東洋大学大学院教務課 (法科大学院) の事務室があり、5 名の職員と 2 名のアルバイト職員が配置されている。平日は、10:00 から 18:00 までが開室時間であるが、18:00 以降でも、職員がいる限り、対応している。ただし、13:00 から 14:00 までは昼食時の閉室としている。

(9) 守衛室、医務室

校舎 1 階には、西入り口に守衛室があり、訪問者の対応や本法科大学院の研究棟のセキュリティの維持管理に当たっている。また、看護師が常駐していないが、薬やベッドがおいてある医務室があり、応急手当をすることが可能になっている。

(10) 情報ネットワーク

シラバス情報などは、東洋大学全体のネットワークシステムである東洋大学 Web 情報システムにより取得できる。また、履修登録もこれによりなされている。教員と学生とのメールのやり取りも Toyo Net によって可能である。ただし、大量の情

報を送れないなどの制約がある。また、ネットワークを使用した仮想教室は現在までのところ整備されていない。こうした問題を指摘する声も強い。

情報関係のインフラとしては、A棟内には、無線LANが整備されており、無線LAN申請により、インターネットの利用が可能である。

(11) その他

コピー機は、校舎2階の個人自習室の前にも設置されている。そして、白山第2キャンパスには、食堂や売店がないという問題がある。ただし、学生から要望のあった電子レンジについては、平成18年冬に1階に設置している。また、1・3階には給湯設備を設置している。

2. 点検・評価

本法科大学院は、ラウンジや談話室が置かれていないが、共同自習室や広い廊下がその機能のある程度果たしており、教室、セミナー室、自習室や共同自習室というハードの面からみると、十分であるといえる。それに、施設面で学生と教員との距離が近いことから日常的な教員と学生の交流が可能であることは、評価できる。また、キャレル室の設備は、法科大学院の自習室としては、広い机(幅140cm)が置かれており、学習には適切な設備であると思われる。もっとも、キャレルの利用が活発であるとは言えない。その理由としては、都内から通学する学生が多く、主たる学習の場が自宅である学生が多いからと考えられる。また、校舎が東洋大学としての管理規則午後11時で閉まることもその一因と考えられる。この点、施設面では、24時間の施設の利用が可能とされる大学もあることを考えると、利用時間が制限されていることについて学生の不満があることも首肯できる。PC室などの利用についても、学生の要望を受けて改善されているが、まだ学生間には不満もあるようである¹³⁷。

現在、学生からの要望や意見が寄せられる「提案箱」に投函されている施設面についての学生からの要望としては、以下のものがある。すなわち、食堂設置の要求、個人自習室の管理やキャレルの配分についての要求、喫煙者のマナーの悪さについての苦情、校舎のある白山第2キャンパスの改修工事の影響への危惧などである。

¹³⁷ 『平成19年度 大学院生の学習状況及び生活実態調査』集計(資料28)

個人自習室の管理やキャレルの配分についての要望・不満には、教員から十分説明して対応している。また、個人自習室内でのコンピュータ使用の要望については、学生の要望を受けて、平成 20 年度からは使用できる部屋を設置した。喫煙者のマナーに関する苦言については、喫煙場所を校舎からできるだけ離れた場所に移動したりして適宜対策を講じている。キャンパス内の今後の改修工事に伴う騒音や振動の問題については、本法科大学院側からの要望を受けて、本学法人で二重窓などの対策を講じたが、その効果については、工事中の振動等の問題も残っている。

3．自己評定

B

4．改善計画

本法科大学院のある、白山第 2 キャンパスは、国際地域学部の移転に伴う改修および増築中¹³⁸であり、改修計画の中で、整備を実施していくこととしている。なお、改修中の騒音が学生の学習に与える影響に配慮し、平成 20 年 3 月までに、本校舎 1 階から 4 階までの教室、学習自習室等、本校舎の北側（研究室側）を除く東西南側の三方の窓は、すべて二重サッシに改修されている。今後、改修工事による支障が生じた場合あるいは生じるおそれがある場合には、教授会としてただちに対応し、本学法人に改善要求をすることにしており、本学法人も学生への影響を最少限に抑えるべく、速やかに対応する旨言明している。

学生からの要望の強い本法科大学院棟の利用時間の延長については、今後とも要求していきたい。また、5 月から始まる国際地域学部の建物の工事については、上述のように、授業や学生の勉強に支障が出た時点で、適切な対応を取りたい、と考えている。また、その時点で説明会を開催し、適切な対応を取りたいと考えている。なお、白山第 2 キャンパスに国際地域学部が移転することによって、キャンパスに現在設置されていない食堂や売店については、国際地域学部棟にそれらが設置され、平成 21 年 4 月から本法科大学院生も利用できることになっており、この点は、学生からの要望に応えるものといえよう。また同時に、国際地域学部棟に看護師が常駐する医務室

¹³⁸ 平成 20 年 1 月 12 日付「東洋大学白山第 2 キャンパス国際地域学部移転計画（仮称）」（資料 59）参照。

も設置されることになっており、これも平成 21 年 4 月から利用が可能となる。

さらに、現在本法科大学院には付属の法律相談所はないが、現在の医務室を法律相談所の部屋として確保するよう交渉している。今後とも、法科大学院の環境整備ということで、白山第 2 キャンパスの施設整備を本学法人に対して要求していくつもりである。

8 - 1 - 2 図書・情報源の整備

(評価基準)教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1. 現状

(1) 図書の整備と利用

本法科大学院棟1階には、図書資料室がある。これは、本学白山図書館(東洋大学附属図書館白山図書館)の法科大学院分室であり、本学の朝霞図書館に所蔵していた法律関係の一般図書、そして、代表的な判例集・法律雑誌が配架されており、室内では自由に利用でき、また、一般図書について学生は学生証を提示することによりこれを貸し出し利用できる。また、東洋大学に付置されている白山図書館、朝霞図書館、川越図書館、板倉図書館に所蔵されている一般図書については、これを取り寄せ貸出し利用することができる。そして、図書資料室には、図書館所属の職員が1名配置されている。なお、平成20年3月31日現在の図書資料室の収蔵蔵書数は以下の通りである。単行本が6,122冊、雑誌が68タイトルである。室内にはコピー機が設置され、必要な図書や雑誌の複写が可能となっている。この図書資料室に収納される図書にかかる予算は、年間約315万円であり、図書委員である教員が購入リストを作成し、購入している。

また、本法科大学院校舎3階には、共同自習室がある。共同自習室には、本法科大学院独自の措置によって、学生の自学自習および授業の予習・復習のために必要な書籍・雑誌が配架されており、これらを学生の閲覧に供している。その収蔵書籍数は、3,132冊、雑誌が13タイトルである。このように、本法科大学院では、平成19年度より、共同自習室の書籍の充実に着手し、年間約300万円の予算を配分し、学生の自学自習および授業の予習・復習に必要な、比較的最近に刊行されたコンメンタールや基本書のような図書・法律雑誌等を購入し、配架するようになった。この共同自習室の図書・情報源の整備についても、上述の法科大学院教授会内に設置された図書委員が白山図書館との調整の下、この共同自習室用図書の購入および管理を行っている。なお、判例百選や重要判例など学生の利用が多い基本的な図書は2冊から5冊まで複数本を配架し学生の利用に供している。

また、学生からの新規の図書・雑誌等の購入希望届については、図書委員会がこれに対応し、自学自習および授業の予習・復習に必要なものと判断したものについては、速やかに購入手続きを取り、配架している。

さらに、本法科大学院のある白山第2キャンパスから歩いて5分のところにある本学の白山図書館には、法学部学生や法学研究科の院生も利用できる図書や雑誌が配架されており、法科大学院の学生はこれも館内では自由に利用することができるし、学生証を提示することにより、貸出し利用することができる。

(2) データベース等の利用

TKCの判例検索システムLEX/DB ローライブラリーおよびLexisNexisについては、本法科大学院の学生全員にID、パスワードが付与され、各個人が自宅からでもインターネットにより利用することが可能である。また、最高裁判例解説、判例タイムズ、ジュリスト、金融・商事判例などの法律雑誌のデータベースは、本法科大学院1階の情報検索室の端末機8台によって利用することが可能となっている。従来、情報検索室の利用が18時までになっていたが、学生の利用時間の延長を求める声を受けて、10時～22時までに延長した。また、本法科大学院から歩いて5分のところにある白山図書館でも、法律雑誌のデータベースの利用は可能である。

2. 点検・評価

平成18年度は、1階の図書資料室や共同自習室に予習や復習に必要な図書・雑誌が少ないとか、収納本が少ないための学生間の取り合いという現象が見られたが、上記の措置によって収納本が増えたことにより、平成19年後半からは、こうした問題に関する異議は見られなくなった。ただ、本校舎1階の図書資料室については、白山図書館の分室として位置づけられているため、白山図書館にある図書や雑誌は購入配架ができない(複本の配架制限)という制約があるため、学生にとって必要な図書や雑誌を購入できないという問題がある。これを共同自習室の本で補っているというのが現状である。そのため、図書や法律雑誌が2箇所分散して使い勝手が多少悪いという問題がある。また、共同自習室に収納されている図書については、学生の自主管理(学生の記帳による貸出)としているため、紛失本や長期的貸出しが生じるという問題があり、この点、利用者のマナーの改善を求める必要がある。

データベースについては、判例検索はパスワードを取得することによって自宅でも利用可能である。しかし、法律雑誌や判例評釈については、それが現在のところ不可能となっている。外国文献のデータベースの利用も限定されている。

3．自己評定

B

4．改善計画

本校舎1階の図書資料室の収蔵図書・雑誌については、白山図書館に対して、副本の購入配架を認めるように要望していきたい。共同自習室の図書については、これまでの図書委員1名という体制から平成20年度に発足する図書委員会(6名体制)を中心に、購入すべき図書の精選、利用者のマナーの向上を図っていく。データベースについては、法律雑誌や判例評釈について、インターネットベースの利用ができるよう白山図書館と調整をしていきたい。

8 - 2 - 1 学習支援体制

(評価基準) 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

1. 現状と点検・評価

(1) 奨学金

ア 東洋大学法科大学院奨学金

この奨学金制度は、法科大学院生の学術の奨励と経済援助を行うことにより、有為な人材育成に資することを目的として設定されている。

これには、1種奨学金と 2種奨学金があり、1種奨学金は授業料の半額を、また、2種奨学金は授業料相当額の4分の1にあたる額をそれぞれ給付している。

1種奨学金の受給資格者は、学年の成績が特に優秀な者とし、これらは、全学年の学生から選考されている。選考方法および対象者は、各学年5名程度を成績上位1位～5位の者から選考している。

2種奨学金の受給資格者は、学年の成績が優秀な者とし、全学年の学生から選考している。選考方法および対象者は、各学年5名程度を、2種について成績上位6位～10位の者から選考している。

イ 日本学生支援機構奨学金(旧日本育英会奨学金)

国の育英奨学事業を行っている日本学生支援機構の奨学金制度については、奨学生になると、毎年度一定の学業成績をおさめ、継続手続を行うことにより、最短修業年限まで奨学金の貸与を受けることができ、奨学金は修了後割賦方式で返還していく。

これにも、第一種と第二種があり、第一種は、無利子で、第二種は有利子となっている。

ウ 東洋大学教育ローン制度

本学では、入学予定者、在学学生を対象に、金融機関との提携による「東洋大学教育ローン」制度を導入している。本制度は、無担保かつ低利で指定金融機関から学費等納付金の融資を受けられるもので、東洋大学で学ぶ意志がありながら、経済

的理由により就学が困難な学生に対して、経済的負担を軽減することを目的としている。

以上の奨学金については、入試ガイドブックや履修要覧等でも周知を図っている。

(2) 保険料の負担

ア 「学生教育研究災害傷害保険」の保険料の負担。

本法科大学院では、正課中、学校行事中、学内外の課外活動中、通学及び学校施設等相互間の移動中（ともに大学が禁じた方法を除く。）の災害・傷害に対処するため、上記災害傷害保険に全学生を加入させ、その保険料を大学が全額負担している。

イ 「法科大学院生教育研究損害賠償責任保険」の保険料の負担。

本法科大学院では、法科大学院に関わる活動中に生じた事故に対処するため、上記損害賠償責任保険に全学生を加入させ、その保険料を大学が全額負担している。

(3) セクシャル・ハラスメント等トラブル相談窓口

セクシャル・ハラスメントに関して、東洋大学として、これまで全学的な取り組みを行ってきた。この取り組みの中で、セクシャル・ハラスメント防止規則に基づく防止ガイドラインがすでに策定されており、そのパンフレットは、入学時に新入学生に対して配布され、セクシャル・ハラスメント防止の注意を喚起している。また、セクシャル・ハラスメント事案が発生した場合には、本大学セクシャル・ハラスメント防止規則及び東洋大学学則等に則り、その実態の把握、処分等が行われる。本法科大学院としても、学生に、大学本部のある白山キャンパス4号館1階掲示板に相談窓口があることを案内している。また、大学として、新任教職員に対しても、新任教職員の辞令交付式に先立つ事務説明会・研修会で、上記パンフレットを配布し、セクシャル・ハラスメント防止の注意を喚起している。

なお、平成20年度、本法科大学院に女性の研究者教員が着任したのを機に、本法科大学院にも、独自のセクシャル・ハラスメント相談窓口を設け、この問題へのより真摯な対応ができるように検討する予定である。

(4) バリアフリー

本法科大学院の校舎は、全館バリアフリー化しており、スロープおよびエレベーターの設置により、障害を持つ者もストレス無く1階の入り口のスロープから4階の教室まで移動ができ、廊下、教室はもとよりトイレにおいても車いすでの利用・移動に不自由のないよう配慮している。特に、自習室においては、キャレル(自習室机)の背後スペースを十分取るなど配慮している。

(5) 提案箱

本法科大学院では、学生が学習に集中できるように支援する制度として「提案箱」の制度を採用している。提案箱は、学習に集中できないような何らかの障害がある場合に本法科大学院の対応を学生が求めるもので、提案箱にその旨を投書することができ、その要望、苦情または提案等を本法科大学院が検討し、その障害を取り除くための対応(検討)を行うものである。

提案箱への提案等に対しては、学生生活委員会が対処する任に当たっているが、授業上の問題である場合には教務委員会へ回付し、対人的なあるいは施設的な学生生活上の問題の場合には学生生活委員会で検討を行い、解決を図ることとしている。提案箱は、原則月1回程度開封しており、学生からの提案等およびその対応策(回答)に関しては、教授会に逐次報告され、全教員が問題を共有することになっている。学生の提案等について、大学側は、これに回答することとしており、回答は、掲示板に掲示するものとしている。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

法科大学院では、法科大学院の授業料が高額であることから、経済的支援策の充実が一層求められる。学費支援のためには、とりわけ学内の奨学金制度のさらなる拡充が求められる。また、上述のように、平成20年度以降、本法科大学院独自のセクショナル・ハラスメント相談窓口の開設を予定している。

8 - 2 - 2 学生へのアドバイス

(評価基準) 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1. 現状

(1) アドバイスの体制

学生から求められるアドバイスについては、学習上の問題、学生生活上の現在および将来に対する問題、および精神的・身体的(健康上の)問題が上げられる。

本法科大学院においては、これに応えるべく、個々の教員の対応の他、クラス担任制(含む学生面談)、オフィスアワー体制およびアカデミックアドバイザー(チューター)さらに学生相談室、医務室を通じて内容上段階的なアドバイス体制を敷いている。なお、平成18年度の文科省の履行状況調査で、アドバイス体制、特にオフィスアワーの設定をするよう指摘を受けており、この指摘を受け、平成19年度から時間割表に掲載するなど、強化している。なお、平成18年12月22日には、カリキュラム変更を周知する学年別ガイダンスも実施している。

(2) クラス担任制・学生面談・オフィスアワー

専任教員は、クラス担任として9~10名程度の学生を受け持っている。4月の顔合わせから科目担当者以外の教員相談者として対応している。また、毎週の特定の時間を学生からの相談に応じるための時間としてオフィスアワーを設定し、教員研究室に待機し個別の相談に応じている(ただし、見なし専任教員については、実務家としての法曹業務を考慮して、オフィスアワーを設定せず、その代わり確実に個別対応を行うことを義務づけ、その旨を履修要覧等で学生にも周知している)。

また、本法科大学院開設以来、各学期の終了時(成績発表がされる時期)ごとにクラス担任による学生面談を設定し、学生の学習状況・生活面・大学に対することについて、対話の機会を設けてきた¹³⁹。

¹³⁹ 学生面談記録ファイル (現地調査時閲覧) 参照。

オフィスアワー以外にも、専任教員は、研究室あるいは教室等において、適宜個別の相談に応じている。本学の研究室は、授業を行う教室や学生自習室と隣接し、あるいは廊下を挟んで向かい合う場所に置かれ、教員と学生の日常の行動の動線が同一のフロアーで接するよう置かれており、その中で学生との交流は自然に適切な形で行われている。これにより、日々、廊下等でも学生と教員は言葉を交わしており、適宜のアドバイスが行われることが可能な環境にある。

学生のオフィスアワーの利用は、相手の教員によってかなり異なり、頻繁な教員の場合から必ずしもそうではない場合まである。オフィスアワーの利用が少ない教員の場合にも、授業前後の教室や研究室において適宜個別の相談に当たっている場合も少なくなく、このようにオフィスアワー以外での教室および授業後の研究室での対応がなされている。長期休暇中には専任教員の出向予定表を掲出し、学生の便宜をはかっている。以上のように、本学では小規模な法科大学院の特徴を生かして、「face to face」を謳っており、学生と教員との距離を近くなるよう配慮している。

(3) ガイダンスの実施

平成19年度から、各種のガイダンスを実施している。4月の新学期を迎えてのガイダンス、夏季休暇、春季休暇前のガイダンスが行われている。これらは、学年ごとに集まってクラス担任が学生と懇談するものである。後二者のガイダンスは、主に休みを有効に利用するためのアドバイスをするものである。

平成20年3月26日および4月10日・11日には、原級者と決定された者に対してガイダンスを行った。履修方法、休学の取り方、勉強の方法等を内容としたものである。

(4) アカデミックアドバイザー

若手弁護士によるアカデミックアドバイザーが、それぞれ専門の問題の疑義の解決や学習の方針に関して適切な助言をしている。とりわけ、将来の進路のアドバイスについては、アドバイザー自らの経験を基に適切なアドバイスの提供ができることを期待しており、世代の近い者によるアドバイスは学生諸君の求めに適切に答え

ている。

平成 19 年度の 11 人のアカデミックアドバイザーについては、それぞれが担当分野を設定しており、一般民事・刑事弁護、一般民事・その他、個人情報保護法・企業法務全般、交通事故・欠陥住宅・刑事事件、医療事故・刑事訴訟・労働事件、フランチャイズ契約・ライセンス契約他、民事一般・刑事一般、企業法務全般・訴訟、企業再建法・商法・知的財産法、独占禁止法、一般民事事件・各種行政事件、となっている。平成 20 年度は、アカデミックアドバイザー担当者の都合で、8 名（上記）の陣容となっている¹⁴⁰。

2．点検・評価

学生が学習方法や進路選択等につき適切なアドバイスを受けることができるような支援体制は、制度的には十分な体制が構築されている。しかし、これらの制度が有効に機能し、学生のニーズに十分応えているといえるかという問題がある。一方で比較的小規模で人的交流が容易な本法科大学院においては、オフィスアワー等の制度以前に、本学の教員と学生間のコミュニケーションが授業および授業外で取られていることは評価できる。

3．自己評定

B

4．改善計画

オフィスアワーおよびアカデミックアドバイザーの制度については、より利用されやすいような環境作りの再検討が求められる¹⁴¹。とりわけオフィスアワーについては、法律基本科目や法律実務基礎科目といった必修科目の少人数教育の徹底を図っていく中で、時間割上過密な状況が生じ、そのこともあって教員の設定する時間と学生の求める時間が必ずしも一致しない状況も起こっている。教員側にある、「研究室で待っていても学生が相談にこないという不満」と、他方、学生側にある、「相談に行きたい時間には教員がいない」という不満とが交錯している。それでも、本法科大学院

¹⁴⁰ 平成 20 年度履修要覧 p 20 参照。

¹⁴¹ 「アカデミックアドバイザー・プロフィール集」を配布し PR した。（資料 60）参照。

は学生と教員の距離は比較的近いことから、実質的にはさほど大きな問題となっていないが、これらの制度がもっと機能する体制整備への努力をしなければならない。

8 - 2 - 3 カウンセリング体制

(評価基準) 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。

1. 現状

本法科大学院独自のカウンセリング組織はない。しかし、本法科大学院のある白山第2キャンパスから歩いて5分のところにある、白山キャンパスには学生相談室があり、そこには、臨床心理士の資格を持ち、3年以上17年の経験を持つカウンセラーがおり、学生はカウンセリングを受けることができる。学生相談室があることは、入学者には4月のガイダンスで説明し、教員にも教授会で伝えている。

白山キャンパスのカウンセリング体制は、次のようになっている。カウンセラーは7名であるが、全員が臨床心理士の資格を持っている。学生は、9:30～20:30までカウンセリングを受けることができる。通常、午前中はカウンセラーが4名おり、6時以降は1名の勤務となっている。学生は、学生相談室に電話などで予約をとってカウンセリングを受けることになる。なお、医務室に精神科医が勤務(金曜日 10:00～13:00)しており、状況に応じて学生相談室から医務室に診察等を依頼することもある。また、東洋大学には、朝霞キャンパス、川越キャンパスや板倉キャンパスにも、学生相談室があり、特別の事情があれば、ここでもカウンセリングを受けることができる。

ところで、本法科大学院では、クラス担任制を取っており、専任教員1人が学生8人から10人までを受け持ち、学習などを指導している。そのため、クラス担任は、担当学生の学習・履修動向及び学生生活にも関心をもち、さらには、担当の学生から学生生活上の相談を受け、相談に乗っている。また、クラス担任は、クラス懇親会を行ったり、また、法科大学院懇話会(年4回)後の懇親会などにより、親睦を深め、学生の状況をできるだけ把握するようにしている。また、必要があれば、学生相談室を紹介している。

2. 点検・評価

本法科大学院では、不安定な学生の有無を含め、現状につき、組織として把握していなかったこと、さらに、いままで精神的に不安定な学生について統計を取ってこなかったが、平均して1年間に1名が精神的な不安を訴え、学業に行き詰まるケースがあるようである。これらのケースにおいて、本人の回復を待ったり、クラス担任などが個別に対応し、学生相談室の利用を促してきた¹⁴²。

平成19年度春学期に、精神的な不安などを訴える者が生じた。2ヶ月以上、4人程の教員と職員がその対応にあたり、事情を聴取し、学生相談室と連絡を取り、カウンセリングを受けるようにアドバイスをを行った。その結果、当該学生は勉学を継続している。それを機に、専任教員と職員は、カウンセリングの重要性を再認識した。そこで、12月4日に白山キャンパスの学生相談室のカウンセラーを1名講師に招き、学生への精神面の指導についての講演会を開催した。これは、全体FD会議の研修会として、講演会を教授会の前に設定し、専任教員全員の参加で行われた。また、平成20年度から、学生相談室の利用パンフレットを学生のキャレルに配って、カウンセリングを受けることができることを知らせている。

また、本法科大学院のある白山第2キャンパスには、平成21年4月から、国際地域学部が移転してくることが決まっている。そして、その校舎には、看護師が常駐する医務室と臨床心理士が常駐する相談室の設置が計画されている¹⁴³。この計画が実現されれば、カウンセリングでは十分な体制が敷かれることになる。

3. 自己評価

B

4. 改善計画

本法科大学院のある白山第2キャンパスに設置が計画されている学生相談室の実現を求め、さらには、法科大学院独自のカウンセリング体制の充実を本学法人や学長に求めていく。

¹⁴² 法科大学院生の学生相談室の利用であるが、講演された中村先生のお話では、守秘義務との関係で詳しいことは分からないが、1年に1人から2人ということであり、教員に促されて相談に行ったということであった。

¹⁴³ 平成19年11月9日付「東洋大学白山キャンパス 白山2丁目計画(第2期改装計画・第3期増築計画)」(資料61)参照。

8 - 2 - 4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1. 現状

(1) 本法科大学院では、教育目標として「人権感覚に富んだ法曹」、「専門訴訟に強い法曹」と「企業法務に強い法曹」の養成を掲げているが、また、国際性を意識した法曹の養成にも取り組んでいる。ただし、国際性を特別に配慮したコース制などは設けていない。学生には、21世紀がボーダレス時代であることから、国際性を涵養するために最低限必要とされる科目が開設されている。すなわち、基礎法学・隣接科目として、「外国法(英米法)」、「外国法(独法)」、「外国法(仏法)」の3科目、さらには、展開・先端科目として、「国際私法」、「国際私法」、「国際公法」、「国際公法」、「国際取引法」、「実務英文契約の法理」が開講されている。

また、平成18年度まで専任教員であった國生一彦教授は、「実務英文契約の法理」や「国際担保取引法」などを担当し、学生に国際性を意識した授業を展開していたが、平成19年3月に退職されている。しかし、現在、客員教授であり、「国際取引法」と「企業法務」を担当している高田誠弁護士は、外資系の企業で働いており¹⁴⁴、国際性を意識した授業を行い、さらに、学生には涉外弁護士の臨床教育を提供することになっている。

(2) そして、本法科大学院では、著名な法曹や研究者を呼んで、講演を聞く「法科大学院懇話会」を年4回ほど行っている。この中の一つを国際性の涵養に当てたいと考えている。それで、平成19年度は、平成20年2月5日に開催した法科大学院懇話会で、涉外弁護士の資格を有する山口三恵子弁護士を講師として呼んで、「米国ロースクール留学経験と現在の実務について」というテーマで講演を行った。40名ほどの学生がこれを聴講した。

(3) また、学生は、外国法を勉強する場合、東洋大学のホームページから Lexis-Nexis

¹⁴⁴ 高田誠弁護士の履歴書(現地調査時閲覧)参照。

(米)を利用することができる。また、共同自習室には、平成 18 年度から法律雑誌である国際商事法務と国際法外交雑誌を配架し、国際私法と国際公法の領域における最新の研究についての情報に触れることができるようにしている。学生は、本法科大学院から歩いて 5 分のところにある白山図書館には、外国法の雑誌が 30 数点あるので、これを利用して外国法を勉強することもできる。

2．点検・評価

国際性の涵養に資する科目は十分とはいえないが開講されている。ただし、平成 19 年度、「実務英文契約の法理」は適当な担当者を見つけることができず、残念ながら不開講となった。しかし、平成 20 年度は、上記講演を行って頂いた山口三恵子弁護士が担当することとなり、解決した。

また、国際性の涵養に資する科目を学生があまり聴講していないという問題がある。例えば、「国際私法Ⅰ」、「国際私法Ⅱ」、「国際公法Ⅰ」や「国際公法Ⅱ」を受講している学生は、平成 19 年度は双方とも 1 名と少ない。また、高田誠弁護士が提供する渉外事務の臨床教育については、英会話が可能な者という条件があり、これを受講した学生はいない。ただし、高田誠弁護士が担当する「国際取引法」の受講生は 20 名（平成 19 年度）と多い。平成 20 年度において、他に科目が開講されていない時間に開講されたためか、「国際私法Ⅰ」は 7 名と若干増えた。今後とも、学生が取りやすい時間に設定するなどの措置を取ることを検討する。

本法科大学院では、正規科目外の講演会などで、国際性の涵養を図ることを考え、実施している。今後は、こうしたプログラムを一層充実させたい。

3．自己評定

B

4．改善計画

国際性の涵養を図る科目を学生がとることができるように、時間割の調整、さらには、修了単位数を増やすなどの措置をとる。

今後とも、「法科大学院懇話会」開催による講演により、学生の国際性の涵養を図りたい。また、東洋大学が外国の大学（アメリカでは、モンタナ大学、ドイツでは、

マールブルグ大学、フランスでは、ルイ・パスツール大学など)との交換留学制度を行っているが、法科大学院生が交換留学制度を利用できるように、学長や学校法人に要求していく。また、学生が利用できる外国法情報については、図書館に対してその拡充を求めている。

8 - 3 - 1 クラス人数

(評価基準) 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1. 現状

本法科大学院では、双方向や多方向の授業を可能とするため、少人数教育を旨としている。そのため、平成 19 年度から、2 年生以上の法律基本科目のクラスについては 2 クラス化を実現した。その結果、法律基本科目のクラスは 20 名から 30 名程度となった¹⁴⁵。そして、平成 20 年度からは、未修者コースと既修者コースの定員を変更した結果、未修者である 1 年生の定員が 35 名になるので、少人数教育という原則を維持するため、1 年生の法律基本科目は、民法の一部を除いてはすべて 2 クラスで実施することにした。展開・先端科目も、小規模大学院の特徴かもしれないが、50 人を越える科目はほとんどなく、人数の少ないクラスが多い状況である。

ちなみに、平成 19 年度以前においては、法律基本科目において、原則 1 授業科目 1 クラス制を取っていたため受講生が 35 名のクラスもあったが、ほとんどのクラスが 20 名～30 名であった。また、過去においても法律基本科目で 50 名を超える授業はなかった。

なお、修了生や休学者については、担当教員が許可した場合には、聴講が認められている。平成 19 年度においては、「公法実務演習」や「論文作成」にこうした聴講が多かったようであるが、それでも、全聴講生が 40 名を越えることはなかった。

クラス編成については議論があり、習熟度別のクラス編成の方が、効率的であるという意見もあるが、そうではないという意見もある。平成 20 年度は、1 年生と 2 年生は無作為に選んでクラスを編成し、3 年生については習熟度別のクラス編成を行っている。いずれの場合も、2 つのクラスの人数は同数を基本としている。

2. 点検・評価

法律基本科目については、少人数を原則として、各科目 2 クラス編成をしており、この点でクラス人数としては適切となる。ただし、未修者 1 年生の民法科目の一部に

¹⁴⁵ 平成 19 年度履修登録者数一覧 参照。

においては、担当可能の民法の専任教員数上、この原則が達成できず、40名に近いクラスになることも予想されているが、もちろん、50名を超えることは全くないのでこの点での問題はない。また、平成20年度においては、展開・先端科目においても、50名を超える科目はなくなり、適正なものとなっている¹⁴⁶。

3．自己評価 合

4．改善計画

上記の通り、法律基本科目は、2クラス制を原則とし、平成20年度において未達成の科目(民法科目の一部)においても、平成21年度以降、2クラス制を取れるように、民法の研究者教員の増員を本学法人に要求し、これに対応したい。

¹⁴⁶ 平成20年度春学期履修登録者数表(現地調査時閲覧) 参照。

8 - 3 - 2 入学者数

(評価基準) 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
入学 定員 (A)	入学者 数 (B)	B / A	入学 定員 (A)	入学者 数 (B)	B / A	入学 定員 (A)	入学者 数 (B)	B / A
50	53	1.06	50	48	0.96	50	55	1.10

開設年度(平成 16 年度)の入学者数が定員の 1.24 倍となったのを除けば、平成 17 年度以降の入学者数は、入学定員とほぼ同じか、多くても平成 18 年度と平成 20 年度の場合のように 1.1 倍以内である。

2. 点検・評価

上記のように、入学者が定員を超えている年度もあったが、超えている人数も少なく、入学者数は、入学定員とほぼ同一であり、適切な入学者数であると考え。法科大学院の場合、まだ統計も少なく、また、新司法試験に対する社会の評価によって入学志願者や入学者もかなり増減することから、歩留まりを予測することはなかなか困難であるが、定員数を守れるようにこれからも努めたい。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

設立以来の 5 年間の入学者総数は 267 名で、入学定員の約 1.07 倍であり、ほぼ入学定員としても認められる数であるといえよう。

入学者数は、適正であり、特に改善することはないものと考えている。

8 - 3 - 3 在籍者数

(評価基準) 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

現状は下表のとおりである。

	平成 20 年度					
	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B / A	退学者数	休学者数	留年者数
平成 17 年度 以前の 入学者		2		0	0	0
平成 18 年度 入学者	50	32	0.64	0	0	5
平成 19 年度 入学者	50	46	0.92	0	0	1
平成 20 年度 入学者	50	55	1.10	0	0	
合計	150	135	0.90	0	0	6

2. 点検・評価

在籍者数は、収容定員を下回っており適切であると評価する。

平成 20 年度以降、未修者の割合を増やすこととしたので、今後、在籍者数は、収容定員数に接近すると思われる。

3. 自己評定
合

4. 改善計画

適正な在籍者数であり、今後も、この収容定員数を守って行きたい。

第9分野 成績評価・修了認定

9 - 1 - 1 厳格な成績評価基準の設定・開示

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

1. 現状

(1) 本法科大学院の成績評価の方針

本法科大学院の成績評価については、その方針がかなり変更している。これは、成績評価の難しさを表わしているとともに、公平で適正な基準を求め歩んできた本法科大学院の取組の現われでもある。

ア 設置認可申請時の制度

本法科大学院では、成績評価基準として、設置認可申請時には、G P A (Grade Point Average) 制度を導入し、これを前提に成績評価基準表が設定されていた。この成績評価基準表は、東洋大学全体のそれに従い、定期試験の点数などに基づいて、S (基準点 90 点 ~ 100 点)、A (80 点 ~ 89 点)、B (70 点 ~ 79 点)、C (60 点 ~ 69 点)、D (0 点 ~ 59 点) とし、定期試験に欠席した場合などについては* として評価対象外としていた¹⁴⁷。さらに、この原則は、履修要覧により、G P A を算定する数値を、S = 4.0、A = 3.0、B = 2.0、C = 1.0、D = 0.0、* = 0.0 としていた。

このG P A 数値は、設置認可申請時の計画においては、未修者1年次から2年次への進級に際して、既修者コースの既修認定科目に当たる憲法・民法・刑法・商法につき総括的な到達度を確認するために進級試験制度を設け、その「進級試験に合格し、G P A 数値で基準値以上の者を2年に進級させる」¹⁴⁸というように、G P A 数値も進級要件に使用することが予定されていた。

¹⁴⁷ 東洋大学専門職大学院学則(現地調査時閲覧) 18条参照。

¹⁴⁸ 設置認可申請(補正)p13参照。

イ 設置認可から平成 17 年度までの制度

しかし、本法科大学院では、実際には、設置認可以降平成 17 年度までは、G P A 数値は、進級要件又は修了要件としては利用されることなく、奨学金の選抜方式として使われていたに過ぎない。すなわち、全正課科目の G P A 数値の高い方から奨学金を与えてきた。現在においても、奨学金の選抜はこの方法によっている¹⁴⁹。

ちなみに、進級及び修了判定は、主として取得単位数要件で行われた。すなわち、法律基本科目については、各学年で取得しなければならない単位数のうち 7 単位以上不足した場合には、進級できないものとした。未修者コース 1 年次から 2 年次への進級については、それに加えて、総括的に到達度を確認するものとして合格点を 60 点とする進級試験を憲法・民法・刑法・商法につき実施し、それに合格しないと進級できないものとされた。また、修了については、修了要件単位数を取得しなければならなかった¹⁵⁰。

ウ 平成 18 年度における G P A 基準による進級制度の実施

上述のように、設置申請書では、未修者コース 1 年次から 2 年次への進級については、進級試験と同時に、G P A 数値によると明記されていたのにも拘わらず、実際には G P A 数値による進級判定が行われていないことについて、文科省から指摘を受け、平成 18 年度からは、未修者コース 1 年次から 2 年次への進級判定に際しては、上述の要件（取得単位数要件及び進級試験）に加え、G P A 数値も要件にすることが教授会決定され、それにより実施することとなった。1 年次で取得したすべての科目を G P A 対象として、G P A 数値 1.90 以上でもないと、2 年次への進級を認めないということになった。

ただし、平成 18 年度末の進級判定においては、その基となる絶対評価基準（到達目標）についての各教員の考え方が様々であったため、平均的な G P A 数値が著しく低下することとなった。こうした状況を踏まえ、進級判定教授会では、G P A 1.70 以上でないと進級を認めないこととして判定を行った。G P A 数値を下げた代わりとして、18 年度入学者（未修者）については、以後 G P A 数値による

¹⁴⁹ 平成 20 年度履修要覧 p 15 参照。

¹⁵⁰ 平成 16 年度履修要覧（現地調査時間閲覧）p 6 頁参照。

3年進級判定と修了判定を行うこととした。

エ 平成19年度における進級試験の廃止とGPAによる進級制度の徹底

1年次から2年次への進級について、進級試験とGPA数値を併用した進級制度については、進級試験（憲法・民法・商法・刑法）についても「総括的に到達度を確認するという基準の下、対象各科目60点以上を合格」として厳格な成績評価基準に基づき行われるものであることからすれば、進級試験とGPA数値の同時の実施は、厳しすぎるのではないかと、また、進級試験について、対象各科目につき1科目でも60点以上を超えていないときには進級が認められないとなる点で過酷なものではないかと、といった意見が教員たちの中にもあり、教授会であらためて議論し、平成19年度からは、進級試験を廃止し、その代わりに、平成19年度入学者からGPA数値による進級判定を各学年で行い、同時に修了判定でもGPA数値を基準とすることとした。その結果、GPA数値1.90以上でないと、進級を認めないこと、及び、修了を認めないこととした。また、GPA数値の対象となる科目を法律基本科目と必修の法律実務基礎科目に限定することにした。これは、展開・先端科目について、人数が少ない科目が多く、この場合の数値は甘くなることが多く、基準として使用することに問題があること、また、GPA数値の低い学生がGPA数値の改善を非常勤講師や兼任講師に求め、非常勤講師などから相談を受けたことなどを考慮した結果である。この進級要件や修了要件の変更については、文部科学省に提出した留意事項実施状況報告書に明記し報告している¹⁵¹。

平成19年度の学期末において、学生からGPA数値1.90による進級基準は特に純粹未修者には厳しいのでは、という意見が強く出された。また、教員側間においては、春学期の試験において絶対的評価によってC評価を多く出す教員が生じるなどしたこともあり、GPA数値が2年生において著しく低下する状況が生じていた。こうした事態を受けて、教務委員会や教授会で議論を行い、他大学法科大学院のGPA数値（早稲田大学法科大学院の例など）も検討の資料として参考にしながら、教授会として、本法科大学院が設定している成績評価基準に則っ

¹⁵¹ 平成19年度東洋大学法科大学院留意事項実施状況報告書 参照。

て厳格な成績評価を行った場合、法曹養成上学生にどうしてもクリアーして欲しい進級基準としては、純粹未修者の伸びしろも考慮すると、G P A 数値 1.50 が妥当と判断し、当初の 1.90 を 1.50 に下げて進級判定を行った。また、この判断の一端には、本法科大学院での法曹養成課程を修了してこれまでに新司法試験に合格した者の内の G P A の最低数値が 1.70 であり、これはすべての科目を含めた数値で、展開・先端科目の G P A 数値の方が数値的には高くなりがちなことから考えると、必修科目のみでの G P A 数値としては 1.50 は妥当であるという判断もあった。

エ 平成 20 年度における G P A による進級、修了判定

上記、平成 19 年度末の進級判定の結果を受けて、教授会で改めて議論し、平成 20 年度においては、法律基本科目及び法律実務基礎科目群の必修科目の G P A 数値 1.50 以上でないと、進級を認めないこと、及び修了を認めないこととした¹⁵²。ただし、法律基本科目について、各学年で取得すべき単位数のうち 7 単位以上を落とした場合にも進級を認めないし、また、修了要件単位数を充足しない場合には修了を認めないという原則も維持されている¹⁵³。

オ 絶対的評価と相対的評価の徹底

本法科大学院開設から、G P A による成績評価が実施され、その評価の割合についても、ガイドラインが作成されていた。このガイドラインは、合格者のうち S (100 点～90 点) は 10% 程度、A (89 点～80 点) は 30% 程度、B (79 点～70 点) は 40% 程度、C (69 点～60 点) は 20% 程度というものであり、合否の判定と S、A、B、C の判定も絶対的評価によるものであった¹⁵⁴。

しかし、ある科目では、S と A が多く出され、ある科目では、S や A がほとんど出されないということが起り、すなわち、科目ごとに評価の分布に大きな差が生じ、教員及び学生から、これを疑問とする意見が出された。そこで、教務委員会や教授会で議論が交わされ、その結果、平成 18 年度から、合否の判定基準は

¹⁵² 平成 20 年度履修要覧 p 11 参照。

¹⁵³ 平成 20 年度履修要覧 p 12 参照。

¹⁵⁴ これは、平成 16 年 7 月 12 日付「平成 16 年度春学期開講科目採点表の提出について」(資料 62) に最初に明記され、この基準が学期毎に、教員に周知されていく。

絶対的評価により、S、A、B、Cの配分は相対的評価によることとされた。

また、平成18年度からは、出欠についても厳格に確認し、80%以上の出席者を成績評価の対象とし、それに満たない者の単位を認定しないこととした。平成19年度から、展開・先端科目などの選択科目については、その性格から授業第1週を科目選択期間導入日と位置づけ、同一曜日時限帯で別科目に出席していた場合の欠席時の「欠席理由」を病気・怪我の場合と同様、正当な理由として扱っている。

S、A、B、Cの評価の配分割合や出欠の扱いを明確にするため、各学期の授業開始時に、各教員に対して「授業開始にあたって(お願い)」を配付し、徹底を図った。

なお、成績評価の配分割合については、学生との信頼関係や情報公開の要請を考慮して、平成19年度秋学期から、学生に公表することとし掲出した。そして、平成20年度からは、成績評価の配分割合は「履修要覧」に明記されている¹⁵⁵。

(2) 各教員が担当科目について設定した成績評価基準

成績評価の考慮要素としては、定期試験、レポート、中間試験、小テスト、平常点(発言点、報告点)が考えられる。本法科大学院では、これらの考慮要素の割合を一律に定め、これを基準として担当教員に強制することはしていない。各教員は、担当科目の性格や目的に応じて、成績評価の考慮要素とその評価割合(比重)を決定している。各教員の考慮要素や評価割合(比重)などは、シラバスによって明確にされている。

ただし、出席点については、平成19年度春学期まで、それを採用する教員がいたが、出席が学生の学習の到達点を反映するものではないということから、廃止することとなった。さらに、平成19年度からプロセスよる評価を奨励・指導し、定期試験だけでなく、中間試験や小テストやレポートなどを併用して成績評価を行うことを教授会で確認している。

そこで、問題となったのが、1つには、評価基準点数である。もう1つには定期試験と中間試験との評価割合(比重)である。前者については、学習カルテの記載

¹⁵⁵ 平成20年度履修要覧p15参照。

要領で、絶対的評価基準点の明記を指示している。また、後者については、平成 20 年度からは、シラバスで、定期試験と中間試験との割合を明確にすることとなった。

また、平成 20 年度から、シラバスで、各教員は到達目標を明記し、到達目標との関係で成績評価をすることとなった。

(3) 学生への成績評価基準などの開示

本法科大学院では、法科大学院開設から、学生には、学年の始めに配付する履修要覧によって、GPA による成績評価基準を明確にしてきた。また、前述のような毎年度の成績評価基準の変更についても、その都度、学生に公表することとし掲出してきたし、履修要覧で明確にしてきた。また、履修要覧は、平成 17 年度から本法科大学院のHPでも自由に見ることができるようになっている。

また、各担当教員に対して、成績評価の方法について変更があれば、早くその変更を学生に告知するよう、指導している。

学生自身は自己の成績については、本法科大学院が独自に作成している各学生用の学習カルテから、各受講科目についての成績評価を知ることができるようになっており、成績評価基準と自己の点数との関係を明確にすることもできる。

(4) 再試験・追試験

不合格科目について、平成 17 年度から再試験を実施してきたが、再試験を実施するしないは、科目担当者が必要と判断した場合としてきた。しかしながら、平成 19 年度からは、法律基本科目と実務基礎科目群の必修科目に限定して「D 評価科目」となった者に対して実施することとした。合格者にはC 評価が与えられる。現在は、それ以外の科目については実施していない。

また、平成 19 年度から、学生の勉強意欲が散漫になるのを考慮して、再試験は年間 8 単位に限定した。再試験の実施については、日程上の制約があるが、できるだけ準備期間を設定して再試験に臨めるように配慮している。

正当な事由による定期試験を欠席した者は、追試験を受けることができる。これは、定期試験と同じ採点基準で採点することになっている。

2. 点検・評価

(1) 本法科大学院の成績評価基準については、特に進級判定基準や修了判定基準については、設置時からしばらくは予定されていたGPA基準が導入されず、厳格ではあるが別の判定基準で行われるなどといった問題があったが、上述のように試行錯誤を重ねながら問題を解消する変更を行い、現段階では、厳格な成績評価基準の設定と開示については納得できるものとなっていると考えられる。

すなわち、合否判定は、絶対的評価で行い、そしてS、A、B、Cの割合は相対的な評価で行っており、成績評価基準は厳格なものである。S、A、B、Cの成績の配分割合については、平成19年度秋学期から学生に公表しており、現段階では、開示には問題ないといえる。ただし、平成18年度には、定期試験でD評価を多くつけたため、再試験でC評価となる者が多くでた科目も生じた。平成19年度春学期にも、同じような問題が出た。これを契機に、Cの評価の配分割合について、教員間で議論が交わされ、中間試験などを適切に行い、プロセスによる評価を心がけC評価の配分割合を守るようにすることで纏まった。さらに、毎回成績分布グラフを作成し、教授会でこれを配布し、教員相互との比較のなかで各教員が自己の成績評価の配分割合の適正さをチェックしている。

平成19年度において、このようにプロセスによる評価を奨励・指導したが、シラバス上に中間試験のことなどを明記していない場合、学生への情報開示との齟齬が問題となった。平成20年度においては、こうしたことがないように、シラバスで中間試験の実施などを明確に記載するようにした。また、平成20年度からは、4月のガイダンスにおいて、教務ガイダンスを強化し、成績評価、進級判定と修了判定について詳しく説明している。

(2) 展開・先端科目のうち、受講生が少ないクラスが多い。この場合の評価については、一応、S、A、B、Cの評価の割合については、準拠するよう求めているが、実際には相対的な評価は難しいといえる。

(3) 成績評価の条件として、80%以上の出席を求めているが、正当な理由による欠席については、それが受講回数の20%を超えても、単位の認定を認めている。しかし、それをかなりオーバーする事例は、想定されていなかった。ところが、平成19年度に親の介護を理由とする欠席が5回に及ぶケースがでてきた。このケースに対

応した規定などは整備されていなかった。教育機関である限り、教育をして単位を認定すべきであるという原則は確認される。それで、専任教員の担当科目については、補講等の措置も取ってもらったが、非常勤教員担当の科目については、単に正当な理由による欠席としてあつかった。今回のケースを踏まえて、平成 20 年度の履修要覧¹⁵⁶に、正当な理由でも欠席を多数する場合には、「担当教員及び教務課に連絡をとり、指示に従うこと」という一文を入れた。これは、正当な理由による欠席については、事例によって対応が異なるという判断がある。

3．自己評定

B

4．改善計画

成績評価は、非常に重要なので、今後とも厳格で、かつ公平で公正な成績評価基準の検討を続けていきたい。特に、G P A 数値を進級や修了の判定基準として利用することについては、平成 19 年度の 3 月の臨時教授会で、今後さらに教務委員会を中心として検討していくことが決まっている。また、学生への情報開示についても、今後とも速やかに、HP 上や掲示や教員によるアナウンスなどで遺漏なく知れ渡るように極力努力する。

¹⁵⁶ 平成 20 年度履修要覧 p 13-14 参照。

9 - 1 - 2 成績評価の厳格な実施

(評価基準) 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

1. 現状

(1) G P A 基準の進級及び修了への適用

G P A 基準による修了判定や進級判定について、平成 17 年度まで問題は生じなかった。前記「9-1-1」で報告したように、本法科大学院設置時より G P A による成績評価基準は導入されていたが、申請時の予定とは異なり、実際には G P A 数値を修了判定や進級判定に利用していなかったこと、また、S、A、B、C の評価が絶対的評価によっていたため、学生の G P A 数値が比較的高かったため、G P A 基準による進級等の判定に伴う問題が顕在化してこなかったことによると考えられる。

実際に G P A 基準を進級要件の一環として導入する段階になって問題は生じた。「9-1-1」で述べたように、平成 18 年度の 1 年生(未修者)の進級判定について、合格を絶対的評価として、合格者の中から S、A、B、C の割合を相対的評価で出すことにしたが、特定の教員が定期試験一発だけで数値を出したことから、D 評価そして、再試験後の C 評価が増えることとなり、学生の G P A 数値が著しく低下した。こうした状況を踏まえた場合、G P A 数値 1.90 では進級判定を行うことは合理的でないと判断し、判定教授会では、進級基準を G P A 数値 1.70 に落とし、進級判定を行った。ただし、これ以後の進級及び修了について G P A 数値 1.90 を課すことにした。

また、平成 19 年度からの入学者についても、進級試験をはずす代わりに、各学年に G P A 数値 1.90 以上の進級要件を課した。しかし、この数値自体については、上述のように平成 18 年度に決めたもので、その合理性については十分に検証されてはいなかった。G P A による進級要件については、前提となる教員間での絶対評価と相対評価による厳格な成績評価の実践に熟知していないと、成績評価の配分割合などで著しい歪みが生じる。平成 19 年度にも、春学期、4 単位の科目などで C 評価が多かったこともあり、平成 18 年度と同様の問題が生じた。教員の構成メンバーも大きく替わる中で、教員内に仮に G P A を進級要件として導入するにしても 1.90 という数値は未修者入学者の法曹養成という見地からは高すぎるのではない

かという声もあり、平成 19 年度の進級判定の機会に、教務委員会や教授会で検討した結果、法曹養成の観点から、厳格な成績評価を貫こうとすると G P A 数値はどうしても低くならざるを得ないことそれとともに、純粹未修者の学習努力に応じた伸びしろを合わせ考えると、早稲田大学法科大学院などの例のように、G P A 数値 1.50 が妥当であるという意見が判定教授会で多数を占めた。結局、平成 19 年度の進級判定は、G P A 数値 1.50 以上の学生を進級させることにした。以上のような議論を踏まえて、併せて、平成 20 年度においても、当該年次に履修した法律基本科目と法律実務基礎科目群のうちの必修科目の G P A 数値 1.50 を進級要件や修了要件とすることが決定された。

G P A 数値 1.50 以上に変更したことについては、学生に公表し掲出し説明している。また、原級者には、3 月 26 日の原級者に対する説明会で説明している。この措置について、原級者の中には後述（「点検(1)」）のように不満が残った。

このように、G P A 数値を進級や修了判定に使用することについては、いままで十分検討されなかったということに起因する混乱も生じた。このこともあって、引き続き、教務委員会を中心として、きちんと G P A 基準による進級判定・修了判定については、検討をさらに重ねていくことが教授会で確認されている。

学生に対しては、これまでと同様に「履修要覧」で、各入学年度ごとに適用になる進級要件及び修了要件を記載して周知してもらうようにすると同時に、平成 20 年度からは、G P A 数値 1.50 で進級判定や修了判定を行うことを、入学時や新年度のガイダンスなどで時間を十分にとって学生に説明し周知徹底に努めている。

(2) 問題作成と試験の実施

定期試験の問題作成については、基本的には教員各人に任されている。しかし、平成 19 年度からプロセスによる評価を重視し、教授会で議論し、一行問題を避け、大問 2 問などにより授業の中身をより反映するものとするように各自努めることを決定した。これにより、定期試験の時間が長くなり、時間調整の問題が残った。また、中間試験や小テストも行うよう努力することにした。また、定期試験問題については、各系の F D 会議で事前に検討することにしたが、春学期にはこれを行った F D 会議があったが、秋学期は入試などの業務に追われ、F D 会議での事前検討は十分にはできなかった。

定期試験については、学生から準備期間を設けて欲しいという要望があり、教員の中にもそうした意見が強いので、平成 20 年度から学年暦の中に試験準備期間を入れた。また、学生からの意見を踏まえ、平成 19 年度定期試験時間割は、1 カ月前に発表をした。

(3) 採点と採点後の説明

採点も基本的には出題者に任されている。採点については、本法科大学院では、各受講科目につき学習カルテを作成し、学生個人個人について、問題点を指摘し、それを学生ごとの個人学習カルテにまとめそれを配布している。また、答案はコピーを取って、答案(原本)を返却している。成績確認期間において、学生は自己の答案を検討し、教務課に異議申立てをすることができる。また、個別的に教員に説明を求めることもできる。また、教員の中には、採点基準や模範答案を配布したり、時間をとって説明している者もいる。

なお、平成 18 年度からは、各教員の試験問題、採点表、成績表、出席簿は、ほぼすべて事務局に提出され保管されている。

(4) 再試験・追試験の実施

再試験は、日程の制約があるが、できるだけ準備期間を置いて実施している。なお、時間の節約を考えて、追試験も再試験日と同日に行われる。

2. 点検・評価

(1) GPA 数値の利用による進級判定において、その基準を変更したことについては、「9-1-1」及び上述の経緯説明によるように、合理性があると考えられる。

平成 19 年度の進級判定については、原級者から納得できないという異議が出された。平成 19 年度の学年初めに進級基準を履修要覧などで周知していたが、これに対して異議はなく、学生は納得しているものと考えていたが、いざ学年末に判定を下した後に、異議を申立ててきた。この異議については、教授会にて報告し、判定の正しかったことを再度確認した。その後、対象となった原級生を履修相談の形でフォローを行った。また、異議を申し立てた学生に対しては、院長名での回答を文書にて通知した。平成 20 年度からは、異議を出さずにすむように、一層ガイド

ンスに努めるとともに、厳格で公平で公正な成績評価を行っていくようにする。

(2) 定期試験の問題作成や採点については、公正さを確保するように努めている。平成 19 年度春学期に、ごく一部の教員が定期試験に一行問題を出したが、一行問題では、学生の到達度が十分把握できないので、院長から秋学期以降是正するように、指示し、秋学期以降是正された。

試験問題の内容については、授業評価アンケートの対象となっていないことから、学生からの評価は不明である。

(3) 専任教員が採点済みの期末試験や小テストの答案を返却し、成績確認期間(異議申立て)において講評説明などの対応をした。また、個別説明において、成績評価について学生との双方向の議論を行う機会を設ける教員もあり、学生も納得する成績評価が行われているものと評価できる。学生には成績表とともに、学習カルテも配付され、成績確認の判断材料にもなっている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

授業評価アンケートなどにより、定期試験問題、採点などについての学生の意見を集約したいと考えている。定期試験問題については、平成 19 年度の春学期に行った各系 F D 会議での検討を今後定着させていく方針である。成績評価は重要なので、今後とも改革を怠りなく実施していきたい。

9 - 1 - 3 成績評価に対する異議申立手続

(評価基準) 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1. 現状

成績評価の説明は、本法科大学院では、学習カルテという制度に基づいてなされている。平成 18 年度までは、答案の返却については教員個人判断に任されていたが、平成 19 年度からは法科大学院として答案の返却を行うこととした。返却される答案に、成績評価の根拠が示されることも多い。従って、学生は返却された答案を見、そして、配布された学習カルテを見ながら、成績評価を検討し、異議を申立てするかどうか、どのような異議申立てをするのか、を判断することとなる。

成績に関する学生からの問い合わせや苦情を受け付ける制度(成績確認期間)は、本法科大学院では設立当初から存在した。平成 18 年度からは、それを学生からの異議申立てという形で受け付けることとした。その内容は、成績発表日を含めた 3 日間の中に、指定された文書で、成績評価に対する具体的な異議を書いて、院長に申立てるものである。そして、教務課から異議があったこと、及び異議の文書を見て、担当教員が対応を考え、文書で回答を出すものである。この異議申立て制度は、履修要覧で明確にされている¹⁵⁷。

異議は、かなり多く出されている。前記「9-1-1・2」で述べたように、特に、平成 18 年度から 1 年生(未修者)の進級判定を G P A 数値 1.90 以上という要件を加える形で行った(実際には、G P A 数値 1.70 として判定)が、秋学期、特定の教員が不合格や欠席による評価外という評価を多く出したことに対して、二桁以上の異議が出されていた。これについては、担当教員が異議申立期間中に無断の海外出張したことから、他の教員が代わって適切に処理せざるを得なかった。平成 19 年度においても、G P A 数値による進級判定が行われたことから、G P A 数値の低い学生から、春学期、秋学期ともに、D 評価や C 評価などについて異議申立てが多く出されている。転記ミスなど、学生側の言い分が正しく、成績評価を変更した例もあった。

¹⁵⁷ 平成 20 年度履修要覧 p 13 参照。

教員の中には、成績公表前に試験の答案を見せて説明をしたりしている者もあり、それらの教員に対する異議はほとんどないようである。また、異議申立てという手続を踏むのではなく、個人的に教員と接触し、成績評価の修正を求める学生がいるが、こうした学生についても、教員は成績評価の根拠を説明し対応している。

平成 19 年度からは、教員との話し合いでも納得できない学生については、本人からの申出があれば、当該学生の評価については、教授会で検討することにした。期末試験だけではなく、再試験・追試験の際にも同様の取扱いをしている。

2．点検・評価

成績評価の根拠については、十分な説明がなされている。異議申立制度も、客観的に制度化され、整っていると評価できる。また、異議申立制度は、その利用が多いことに現れているように、学生には周知されているといえる。

平成 19 年度、欠席の扱いについて異議申立てがなされた。これは、はしかのために休んだことで出席点が認めてもらえなかったものである。この異議申立てを契機に、教授会で議論し、出席点は学生の学習の到達度を反映するものでないということで、出席点を評価の際に対象とすることはできないことが確認された¹⁵⁸。成績評価に対する学生からの異議申立手続の制度は、十分整備されている。

3．自己評定

B

4．改善計画

異議申立に対するチェック体制につき、透明性については問題はないと考えるが、さらに再チェックの客観性を確保する点については、これまで以上に、各系 FD 会議を機能させていくように図っていきたい。

¹⁵⁸ 平成 19 年 9 月 20 日付「授業開始にあたって(お願い)」(資料 23)参照。

9 - 2 - 1 修了認定基準等の設定・開示

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定されていること，及び修了認定基準が適切に開示されていること。

1. 現状

(1) 修了認定基準は、教授会で決定がなされる。その基準が掲載される履修要覧の作成に間に合うように、通常は、大きな変更、特に学生に不利益な変更は別として、3月教授会で翌年に適用される修了認定基準が確認される¹⁵⁹。

平成20年度における修了認定基準としては、平成19年度以降の入学生の修了認定基準は、以下の3つである¹⁶⁰。3年以上の在学(既修者コースは2年以上)98単位(既修者コースは68単位)以上の取得である。98単位(68単位)の内訳は、法律基本科目群から64単位(既修者コースは34単位)、法律実務基礎科目群の必修科目8単位を含む12単位、基礎法学・隣接科目群から4単位、展開・先端科目群から18単位である。法律基本科目群、法律実務基礎科目群の必修科目32科目(既修者：19科目)のGPAが1.50以上であること。

平成18年度入学生(未修者)の修了認定基準は、上記の は同じであるが、の要件は93単位以上、 の要件は29科目のGPAが1.50以上となっている。

また、平成17年度以前の入学生と平成18年度入学生(既修者)の修了認定基準は、 の要件は同じであるが、 の要件はなく、 の要件は、93単位以上となっている。

平成19年度から修了認定基準にGPA1.50以上という要件が新たに加えられた。これは、前記「9-1-1」で報告したように、本法科大学院の設置時から1年生から2年生への進級について、進級試験による判定を行っていたが、これを廃止する代わりとして、また、成績評価の公平性と透明性を確保するため、GPAによる数値によって学生の到達度を測っていくという方針転換を行った結果である。従って、GPA数値1.50以上は、平成19年年度から進級の要件となっている。ただし、GPA数値の対象は、現在では、法律基本科目と法律実務基礎科目群のうちの必修科目

¹⁵⁹ 平成20年度の修了判定基準は、平成20年3月25日の臨時教授会で確認された。

¹⁶⁰ 平成20年度履修要覧p10-11参照。

に限定している。こうした方針転換については、文部科学省に報告している¹⁶¹。

進級認定基準も修了に関わるので、説明しておく。進級のための要件は以下の2つである。当該学年で取得しなければならない必修科目を7単位以上落とさないこと、必修科目のGPA数値が1.50以上であることである。

(2) 修了認定の体制・手続であるが、まず、修了に関する資料、すなわち、修了に係るすべての学生について、すべての科目についての成績評価の一覧表を教務課が作成し、これを執行部会で確認し、それから、教授会の修了判定会議で、資料に基づいて各学生について上記要件の存在を確認して、修了を認定することとしている。

進級についても、上記の基準に基づいて、3月の教授会で決定している。平成19年度は、6人の原級者がでている。

(3) 修了認定基準は、4月に全学生に公開される履修要覧に明記されている。この履修要覧は本法科大学院のHPでも随時確認することができる。また、平成20年度からは、修了認定基準と進級認定基準が非常に重要であることから、全員に配付した上で、ガイダンスで修了認定基準と進級認定基準を特に強調して説明している。

2. 点検・評価

修了認定基準である、単位数98単位は妥当であると考え。また、「9-1-1・2」で述べたように、GPA数値1.50以上を要求することも適切であると考え。

こうした修了認定基準は学年はじめのガイダンスでも学生に提示し時間をかけて説明しており、また、履修要覧にも明記しており、学生には十分周知されていると評価できる。

3. 自己評定

A

¹⁶¹ 平成19年度留意事項実施状況報告書 補足説明資料 参照。

4 . 改善計画

G P A 数値 1.50 以上による修了認定を平成 19 年度から導入したが、これが適切であるのかどうかについては疑問をもっている専任教員もいる。他大学をみても、G P A 数値を修了認定に利用していないところがある。また、G P A 数値 1.50 についても妥当かどうかという問題がある。さらに、G P A の対象科目を必修科目に限定しているが、これも妥当かどうかという問題がある。学生の到達度とG P A の数値との関係を計測しながら、これらの問題について議論を深めていきたいと考えている。

9 - 2 - 2 修了認定等の適切な実施

(評価基準) 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

平成 19 年度修了予定者は、平成 17 年入学者(未修者)3 年次 24 名と平成 18 年入学者(既修者)2 年次 18 名と平成 16 年入学者で原級処分を受けた 1 名の計 43 名であった。3 月 4 日に開催された教務委員会で原案を検討し、3 月 5 日に開催された執行部会(院長、院長補佐、教務委員長、入試委員長を構成員とする)で確認し、同日に開催された教授会において、43 名の修了が認定された。

なお、定期試験を受けて合格ではあったが、親の介護のためにやむを得ず欠席回数が多くなり出席要件について疑義が生じたため、担当教員が単位の認定を一旦留保した 1 名については、必要な証明書類等の提出を求めた上出席要件について正当な理由による「公欠」ということの確認を行って修了を認めた。また、4 人が再試験を受け、この結果合格となって修了が認められている。

なお、修了判定の教授会で、進級の判定も同時に行われ、2 年原級 5 名、1 年原級 1 名が決定された。

平成 19 年度の修了認定実施状況は、つぎの表のとおりである。

修了判定対象者数	43
修了認定者数	43

修了認定者の修得単位数については、つぎの表のとおりである。

	未修者	既修者
最多	105	71
最小	93	63
平均	96.3	65.5

2．点検・評価

修了認定は、所定の修了認定基準、体制・手続により齟齬なく実施されている。

3．自己評定

合

4．改善計画

修了判定の資料は重要である。間違いや計算のミスがないように努めている。複数回のチェックを行っているが、今後もミスがないようにチェックを行っていくのはいうまでもない。

9 - 2 - 3 修了認定に対する異議申立手続

(評価基準)修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

1. 現状

平成 18 年度までは問題も生じなかったこともあって、修了認定のための異議申立制度は特に設けていなかった。そのため、平成 18 年度の法務研究財団のトライアル評価で、設けるよう指摘された。平成 19 年度は、これに対する対応ができなかったが、平成 20 年度から、修了及び進級について異議申立て制度を整備した¹⁶²。

修了要件充足者の発表を受けて、認定されていないことについて異議のある学生は、法科大学院長に対して発表当日の半日にかぎり異議申し立てをすることができる。

平成 19 年度については、修了対象者については、成績確認について異議は出されたが、全員が修了と認定されたので、修了については、異議は出されていない。

2. 点検・評価

修了認定について、異議申立て制度があり、問題はない。また、各科目の期末試験後の成績発表のところと再試験・追試験が行われた場合にはその成績発表のところ、それぞれ異議申立手続を採用しており¹⁶³、さらに平成 20 年度からは、3 年生においては、成績評価と修了認定の二重の異議申立てを行えるようになっている。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

特になし。

¹⁶² 平成 20 年度履修要覧 p 13 参照。

¹⁶³ 平成 20 年度履修要覧 p 13、 p 25 参照。

第4 その他

1. 将来の展望

本法科大学院は小規模校である点を活かして、自らを「スモールチーム」と位置づけて、この4年間院生の教育にあたってきて今5年目にはいったところである。しかし、この2年間で、教員組織は大きく変わった。第3分野で指摘したように、創立当初、70歳を超えた、又は70歳に近い教員が6人いた。そのため、教員組織としての活動は活発とはいえず、FD活動なども十分に行われることはなかった。その結果、院生の要望を聞いて、それを実現させるといった臨機応変の対応はほとんど不可能であった。

しかし、現在、東洋大学法科大学院の礎を築くのに貢献大であった、この方々は退職され、さらにその他3人の方が退職されたり法学部に移るなどして、この4年間で実に10人のメンバーが交代した事になる。代わって新たに加わったメンバーは、40歳から50歳代であり、教員組織は随分と若返ったことになる。その顔ぶれは、研究者教員の中の4人は他の法科大学院の教授を歴任し、2人は博士（法学）の学位を有し、加えて、実務家教員として元裁判官2人に司法研修所の教官2人という布陣である。これに開設来の4名を加えると、小さいなりに実に多士済々で法科大学院の教員スタッフとしては十分な布陣であるといえる。しかし、教員組織を構成して、まだ時間が経過していないため、組織としてはまだ未熟であるといえる。すなわち、専任教員が組織的に本法科大学院の教育や運営全体を見渡して本法科大学院が抱える問題点を検討し、その問題点一つ一つについて議論し解決点を見出す、という作業は未だ行われてはいない。平成19年度において、かなりFD活動を行い、教育方法で改善を行った。しかし、まだまだ不十分な点があると、我々は考えている。本年度から、教育の内容や質の高度化に取り組んでいくつもりである。

その一つが、1年から3年までの授業科目を通して、どのような法曹像を確立できるかを、この1年で検証していくことである。今年は、教育内容の向上を目指して、各系FD会議で徹底的に議論していく予定である。二つ目は、本法科大学院の附属の法律事務所を設置することである。臨床教育によって、学生は、実務を意識した学習に目覚めることができる。現在、本法科大学院では、協力法律事務所の協力を得て、臨床教育を実施しているが、それに参加する学生は少ない。しかし、附属の法律事務

所を創って、臨床教育を充実させれば、学生の臨床教育に対する考え方は変わり、参加者も増えることが予想される。そのことによって、本法科大学院の教育がより実務志向型のものになると期待されるのである。

2. 本法科大学院の特長 等

本大学院の特長は、二つに纏めることができるかもしれない。一つは、学習指導である。本法科大学院では、創立当初から、学生の学習を指導するため、「学習カルテ」を作成している。これは、個々の学生について、期末試験などについて、問題点、さらには評価できるところなどを記した個々人の評価書を作成して、それを学習指導に活かしていくというものである。今後とも、学習カルテを充実させ、より適切な指導を行うよう、心がけたいと考えている。そして、平成 19 年度から学習指導を充実するため、学生との接触を一層密にしている。まず、ガイダンスを学期の初め、夏休みの開始前、春休みの開始前に設けて、学習指導を行っている。しかも、その際、クラス担任による指導を行い、教員と学生との交流を密にしている。オフィスアワーを充実させるとともに、研究者教員にはできるだけ研究室にいるようにして、学生からの相談を受けるように配慮してもらっている。

二つ目は、学生の意見を活かした運営を心がけていることである。すなわち、本法科大学院では、3 年前から、学生からの意見を集約するため、提案箱を設置して、それを学生生活委員会で管理して、FD 活動などに活かしている。昨年 12 月に国際地域学部がこのキャンパスに新たに移転して来ることが判明したが、その際も、学生の不安を受け止めて説明会を積極的に行い、そして、さらに要望等を出してもらうべく専用の提案箱を設置して、意見の集約を図ったところである。今後とも、学生の意見を十分反映した法科大学院の運営を目指して行きたいと考えている。

最後に、本報告書を作成することによって、多くの改善がなされたことを報告しておきたい。一つは、規則の制定が遅れていたことに気づいたことである。各種の委員会規定が制定されていなかったことが分かったのは、この報告書を作成している過程であった。その他にも、改善すべきことが多々あることが分かったことは、今回、教員スタッフの多くの参加の下、自己点検・評価を行い、本報告書の作成に当たった成果であると考えている。今後とも、さまざまな機会を捉えて、教育の改善や管理運営の改善を目指したいと考えている。